甲府市公報

第 1 4 5 9 号

発行所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号

発行人 甲府市

毎月5日発行

発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

L 条 例 」
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・5
甲府市附属機関設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・11
甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・15
甲府市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・46
甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・48
甲府市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・134
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を
改正する条例・・・・・・・・144
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条
例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145
甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・146
甲府市市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・147
[規 則]

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・・155
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則・・・・・・・156
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・195
甲府市契約規則の一部を改正する規則・・・・・・・・197
甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・198
甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・199
甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・200
甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・201
甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・207
甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・208
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で
定める日を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・209
甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・210

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・213	生活保護法等指定介護機関変更公示・・・・・・・・・・・・・・・・292
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則	差押調書(謄本)公示送達・・・・・・・・・・・・・293
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・231	開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・294
甲府市衛生センター規則を廃止する規則・・・・・・・・・・232	道路区域の変更告示・・・・・・・295
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定め	国民健康保険料督促状公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・296
る金額を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・233	国民健康保険料過誤納金還付充当通知書公示送達・・・・・・・297
[規 程]	法人市民税決定通知書公示送達・・・・・・・・・・298
甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程・・・・・・・・・234	令和2年度補正予算の公表・・・・・・・・・・・299
[告 示]	入札告示300
都市公園区域の変更告示・・・・・・・・・269	公の施設に係る指定管理者の指定告示・・・・・・・・・・302
配当計算書・充当通知書公示送達・・・・・・・・・270	都市計画図書縦覧告示・・・・・・・・・・303
介護保険料督促状公示送達・・・・・・・・・・・271	差押調書 (謄本)・配当計算書・充当通知書公示送達・・・・・・・304
介護保険被保険者証無効告示・・・・・・・・・・・272	開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・305
生活保護法第63条返還金による返還金決定通知書公示送達・・・・273	固定資産税・都市計画税過誤納金還付通知書公示送達・・・・・・・306
入札告示274	令和3年度固定資産課税台帳の縦覧公示・・・・・・・・・307
固定資産税・都市計画税督促状公示送達・・・・・・・・278	市県民税督促状公示送達・・・・・・・・・・308
農用地利用集積計画を定めた旨の公告・・・・・・・・279	甲府市告示第501号の内容を訂正する告示・・・・・・・・309
入札告示280	指定居宅サービス事業者の指定公示・・・・・・・・・・310
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書	開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・・311
公示送達283	甲府市任期付職員採用試験実施公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・312
国民健康保険被保険者証無効告示・・・・・・・・・・・・・・・・284	地縁による団体の告示された事項に係る変更告示・・・・・・・313
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達・・・・・・・・285	開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・314
住宅使用料督促状公示送達・・・・・・・286	指定居宅介護支援事業者の廃止公示・・・・・・・・・・315
差押調書 (謄本)・配当計算書・充当通知書公示送達・・・・・・287	介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達・・・・・・・316
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・・288	開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・317
都市計画事業認可図書縦覧告示・・・・・・・・・・・・・・・・・289	差押解除通知書公示送達・・・・・・・・・・・318
生活保護法等指定医療機関指定公示・・・・・・・290	道路区域の変更告示・・・・・・・・・・319
生活保護法等指定医療機関廃止公示・・・・・・・・・・・291	道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・320

道路区域の変更告示・・・・・・・・321	充当通知書公示送達 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
道路の供用開始告示・・・・・・・322	開発行為に関する工事の完了公告・・
道路区域の変更告示・・・・・・・・・・・・・・・・323	開発行為に関する工事の完了公告・・
道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・324	農業振興地域整備計画の変更公告・・
道路区域の決定告示・・・・・・・・325	土壌汚染対策法第6条第4項の規定
道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・326	告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
道路区域の決定告示・・・・・・・327	土壌汚染対策法第11条第2項の規
道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・328	の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
道路区域の決定告示・・・・・・・・・・・・・・・・329	介護予防・日常生活支援総合事業指
道路の供用開始告示・・・・・・・330	指定地域密着型サービス事業所及び
道路区域の決定告示・・・・・・・・・・・・・・・・・331	指定事業者の指定公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・332	介護予防・日常生活支援総合事業指
道路区域の決定告示・・・・・・・・333	指定居宅サービス事業者の廃止公示
道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・334	公印廃止告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
道路区域の変更告示・・・・・・・・・・・・・・・・・335	特定子ども・子育て支援施設等の確
道路の供用開始告示 (2件) ・・・・・・・・・・・・・・・336	道路区域の変更告示(4件)・・・・・・
農業経営基盤強化促進法による基本的構想の変更公告・・・・・・・338	道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
介護保険料督促状公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・339	道路区域の変更告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達・・・・・・・・・・340	指定障害福祉サービス事業者の指定
令和2年度補正予算の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・341	指定障害児相談支援事業者の指定公
法人市民税督促状公示送達342	指定障害福祉サービス事業者の指定
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示・・・・・・・・・・343	指定障害児通所支援事業者の指定公
指定居宅介護支援事業者の指定公示・・・・・・・・・・・・・344	指定障害福祉サービス事業者の廃止
指定地域密着型サービス事業者の指定公示・・・・・・・・・・345	指定特定相談支援事業者及び指定障
令和 3 年度予算の公表・・・・・・・・・・・346	
介護保険被保険者証無効告示・・・・・・・・・・・・347	犬又は猫の引取り告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
歩行者利用増進道路の指定告示・・・・・・・・・・・・・・・348	
利便増進誘導区域の指定告示・・・・・・・・・・・・349	甲府市議会会議規則の一部を改正す

充当迪知書公示送達······350
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・351
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・352
農業振興地域整備計画の変更公告・・・・・・・・353
土壌汚染対策法第6条第4項の規定による要措置区域の指定解除の
告示・・・・・・・354
土壌汚染対策法第11条第2項の規定による要届出区域の指定解除
の告示・・・・・・・・・355
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示・・・・・356
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業者の指定公示・・・・・・・357
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示・・・・・358
指定居宅サービス事業者の廃止公示・・・・・・・359
公印廃止告示・・・・・・・360
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示・・・・・・362
道路区域の変更告示 (4件) ・・・・・・・・・363
道路の供用開始告示・・・・・・・・367
道路区域の変更告示・・・・・・・・368
指定障害福祉サービス事業者の指定公示(2件)・・・・・・・369
指定障害児相談支援事業者の指定公示・・・・・・371
指定障害福祉サービス事業者の指定公示 (3件) ・・・・・・・372
指定障害児通所支援事業者の指定公示 (2件)・・・・・・・375
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示・・・・・・377
指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者の廃止公示・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
大又は猫の引取り告示・・・・・・・379
[議会局]
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・380

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程・・・・・・381
[教育委員会]
甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則・・・・・383
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・384
甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則・・・・385
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・386
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程・・・・387
甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程・・・・388
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程・・・・389
文化財の甲府市指定有形文化財指定告示・・・・・・・390
[選挙管理委員会]
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告
示393
[公平委員会]
甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・394
[監査委員会]
包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表・・・・・・395
甲府市監査基準の一部を改正した旨の告示・・・・・・・396
[農業委員会]
甲府市農業委員会3月定例総会招集公告 · · · · · · · · 397
[上下水道局]
甲府市上下水道局エネルギー管理規程・・・・・・・398
甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・403
指定給水装置工事事業者の指定告示・・・・・・・・・・・・404
指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の再開告示・・・・・・405
指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示・・・・・・406
[甲府市災害対策本部]
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程・・・・・・・407

[甲府市地震災害警戒本部]
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程・・・・・・419
[任免辞令]
市長事務部局・・・・・・・428
議会局・・・・・・・430
教育委員会 · · · · · · · · 430
選挙管理委員会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査委員会事務局······431
農業委員会事務局・・・・・・・・・・431
上下水道局······431

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月19日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第1号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市国民健康保険 条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。 甲府市附属機関設置条例をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第2号

甲府市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担任事務)

- 第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)の附属機関として、別表 第1に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の担任する事務欄に掲げる とおりとする。
- 2 市長等は、必要があると認めるときは、その附属機関として、別表第2に掲げる機関を置くことができる。この場合において、その機関の担任する事務は、同表の担任する事務欄に掲げるとおりとする。

(組織)

- 第3条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数及び任期は、別表第1及び別表第2の委員の定数欄及び委員の任期 欄に掲げるとおりとする。
- 2 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて適当と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、市長等が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により別表第1及び別表第2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 10月条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中9の4の項を9の6の項とし、9の3の項を9の5の項とし、9の2の項を9の4の項とし、9の項の次に次の2項を加える。

9 Ø 2	甲府市公の施設に係る指定管	委員長	日額	8,	900円
	理者の候補者選定委員会	委員	日額	8,	200円
9 Ø 3	甲府市公共事業評価委員会	委員長	日額	8,	900円
		委員	日額	8,	200円

別表中20の9の項の次に次の3項を加える。

20010	甲府市予防接種健康被害調査	委員長	日額	8,	900円
	委員会	委員	日額	8,	200円
20011	甲府市老人ホーム入所判定委	委員長	日額	8,	900円
	員会	委員	日額	8,	200円
20012	甲府市介護サービス指定候補	委員長	日額	8,	900円
	事業者選定委員会	委員	日額	8,	200円

別表中35の項の次に次の1項を加える。

3 5 0 2	市立甲府病院経営協議会	会長	日額	8,	900円
		委員	日額	8,	200円

別表中36の項の次に次の2項を加える。

3 6 0 2	甲府市いじめ防止連携会議	会長	日額	8,	900円
		委員	日額	8,	200円
3 6 0 3	甲府市立小中学校結核対策委	委員長	日額	8,	900円
	員会	委員	日額	8,	200円

別表第1 (第2条、第3条関係)

番号	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
1	甲府市公共事業	公共事業の評価に関する事	6人以内	2年
	評価委員会	項の調査及び審議に関する		
		こと。		
2	甲府市老人ホー	老人福祉法(昭和38年法	6人以内	2年
	ム入所判定委員	律第133号)に基づく養		
	会	護老人ホームへの入所措置		
		の要否の判定についての審		
		査に関すること。		
3	甲府市介護サー	介護保険法(平成9年法律	7人以内	2年
	ビス指定候補事	第123号)に規定する介		
	業者選定委員会	護サービス事業及び介護予		
		防サービス事業の運営につ		
		いての調査及び審議に関す		
		ること。		
4	市立甲府病院経	市立甲府病院のあり方につ	9人以内	2年
	営協議会	いての調査及び審議に関す		
		ること。		
5	甲府市いじめ防	いじめの防止等に関係する	20人以内	1 年
	止連携会議	機関及び団体の連携に係る		
		協議に関すること。		
6	甲府市立小中学	市立小学校及び中学校にお	9人以内	2年
	校結核対策委員	ける結核対策についての調		
	会	査及び審議に関すること。		

別表第2(第2条、第3条関係)

番号	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
1	甲府市公の施設	公の施設の指定管理者の候	6人以内	当該選定等
	に係る指定管理	補者の選定等に関する事項		に係る期間
	者の候補者選定	についての調査及び審議に		
	委員会	関すること。		
2	甲府市予防接種	定期予防接種により発生し	5人	当該調査等
	健康被害調査委	た健康被害等に関する事項		に係る期間
	員会	についての調査及び審議に		
		関すること。		

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第3号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市保健所関係手数料条例(平成30年12月条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1号から第34号までを次のように改める。

(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)	1件につき	16,000円
第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施		
行令(昭和28年政令第229号)第35条		
第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審		
查		
(2) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1 件につき	9,600円
食品衛生法施行令第35条第2号の調理の機		
能を有する自動販売機により食品を調理し、		
調理された食品を販売する営業の許可の申請		
に対する審査		
に対する審査 (3) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	9,600円
	1 件につき	9,600円
(3) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	9,600円
(3) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売		
(3) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売 業の許可の申請に対する審査		
(3) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売 業の許可の申請に対する審査 (4) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく		
(3) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第3号の食肉販売 業の許可の申請に対する審査 (4) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第4号の魚介類販	1件につき	9,600円

り売り営業の許可の申請に対する審査		
(6) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	9,600円
食品衛生法施行令第35条第6号の集乳業		
の許可の申請に対する審査		
(7) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,000円
食品衛生法施行令第35条第7号の乳処理業		
の許可の申請に対する審査		
(8) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,000円
食品衛生法施行令第35条第8号の特別牛乳		
搾取処理業の許可の申請に対する審査		
(9) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,000円
食品衛生法施行令第35条第9号の食肉処理		
業の許可の申請に対する審査		
(10) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,000円
食品衛生法施行令第35条第10号の食品の		
放射線照射業の許可の申請に対する審査		
(11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	14,000円
食品衛生法施行令第35条第11号の菓子製		
造業の許可の申請に対する審査		
(12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	14,000円
食品衛生法施行令第35条第12号のアイス		
クリーム類製造業の許可の申請に対する審査		
(13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,000円
食品衛生法施行令第35条第13号の乳製品		
製造業の許可の申請に対する審査		
(14) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,000円
食品衛生法施行令第35条第14号の清涼飲		
料水製造業の許可の申請に対する審査		

(15) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1不号の氷雪製 造業の許可の申請に対する審査 (18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製 造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (10) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円
品製造業の許可の申請に対する審査 (16) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (21) 食品衛生法施行令第35条第21項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21月の問類製 造業の許可の申請に対する審査 (22) 食品衛生法施行令第35条第21月の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21月の問類製 造業の許可の申請に対する審査 (23) 食品衛生法施行令第35条第21月の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく
(16) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第16号の水産製 品製造業の許可の申請に対する審査 (17) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油 脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (21) 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (31) 食品衛生法施行令第35条第21項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (31) 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (32) 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第16号の水産製品製造業の許可の申請に対する審査 17 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の氷雪製造業の許可の申請に対する審査 18 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 19 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 20 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 11 件につき 16,000円食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の西類製造業の許可の申請に対する審査 11 件につき 16,000円食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 11 件につき 14,000円食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 11 件につき 14,000円
出製造業の許可の申請に対する審査 (17) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第17号の氷雪製造業の許可の申請に対する審査 (18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (21) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (22) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査
(17) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第17号の氷雪製 造業の許可の申請に対する審査 (18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製 造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油 脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (21) 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (22) 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (23) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (24) 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (25) 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第17号の氷雪製造業の許可の申請に対する審査 (18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (14) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
造業の許可の申請に対する審査 (18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 21,000円 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法施行令第35条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
(18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
造業の許可の申請に対する審査 (19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 21,000円 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油 脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 16,000円 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 16,000円 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
(19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第19号の食用油 脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第19号の食用油 脂製造業の許可の申請に対する審査 (20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
脂製造業の許可の申請に対する審査 ②② 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 16,000円 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 ③ 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 16,000円 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 ③ 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
(20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又 はしようゆ製造業の許可の申請に対する審査 (21) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (22) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 (1) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (2) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 (1) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 16,000円 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 (2) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
(1) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 16,000円 食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製 造業の許可の申請に対する審査 (2) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 ② 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査
造業の許可の申請に対する審査 (21) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
(21) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円 食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製 造業の許可の申請に対する審査
造業の許可の申請に対する審査
□ 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円
食品衛生法施行令第35条第23号の納豆製
造業の許可の申請に対する審査
M 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく 1件につき 14,000円
食品衛生法施行令第35条第24号の麺類製
造業の許可の申請に対する審査

1		1		1
(25)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1 件につき	21,	0 0 0 円
	食品衛生法施行令第35条第25号のそうざ			
	い製造業の許可の申請に対する審査			
(26)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1 件につき	30,	000円
	食品衛生法施行令第35条第26号の複合型			
	そうざい製造業の許可の申請に対する審査			
(27)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,	0 0 0 円
	食品衛生法施行令第35条第27号の冷凍食			
	品製造業の許可の申請に対する審査			
(28)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1 件につき	30,	0 0 0 円
	食品衛生法施行令第35条第28号の複合型			
	冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査			
(29)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	14,	000円
	食品衛生法施行令第35条第29号の漬物製			
	造業の許可の申請に対する審査			
(30)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,	000円
	食品衛生法施行令第35条第30号の密封包			
	装食品製造業の許可の申請に対する審査			
(31)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	14,	000円
	食品衛生法施行令第35条第31号の食品の			
	小分け業の許可の申請に対する審査			
(32)	食品衛生法第55条第1項の規定に基づく	1件につき	21,	000円
	食品衛生法施行令第35条第32号の添加物			
	製造業の許可の申請に対する審査			
(33)	及び側削除			
		l		

附則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る 手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前 の例による。

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第4号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正)

第1条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第6号。附則において「指定障害福祉サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」 を「講じなければ」に改める。

第35条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第36条に次の1項を加える。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
 - 第37条に次の1項を加える。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅 介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第37条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

- 第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必 要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第42条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第53条第1項及び第2項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加える。
- 第64条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。
 - 第74条に次の1項を加える。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第77条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる 措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従

業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第78条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養 介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。

第79条を次のように改める。

第79条 削除

第81条第2項第4号中「第79条第2項」を「次条において準用する第37 条の2第2項」に改める。

第82条中「第38条、第39条第1項」を「第35条の2、第37条の2から第39条第1項まで」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第92条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第200条に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第97条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防

止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第99条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活 介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。

第100条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「及び第79条から第81条まで」を「、第80条及び第81条」に改める。

第104条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第119条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第79条」を削り、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第122条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第79条」を削る。

第135条中「第36条」を「第35条(第1項及び第2項を除く。)」に改める。

第143条及び第146条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」 に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第157条第2項第4号中「第79条第2項」を「第37条の2第2項」に改める。

第158条及び第161条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」 に改め、「、第79条」を削る。

第166条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第167条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第174条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第200条に規定する指定就労定着 支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに 当該指定就労定着支援を受けられるよう、第201条第1項に規定する指定就 労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第176条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第187条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第200条に規定する指定就労 定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速や かに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第201条第1項に規定する指 定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第189条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第189条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第190条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条 第1項中」に改める。

第195条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第199条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条 第1項中」に改める。

第206条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第210条及び第218条中「第43条まで」を「第37条まで、第38条から第43条まで」に改める。

第220条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」

に改める。

第231条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第235条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条 第1項中」に改める。

第238条第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を 「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第245条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条 第1項中」に改める。

第248条第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第255条に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型 指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超 えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。

第256条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条 第1項中」に改める。

第257条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第263条第1項中「第38条から」を「第35条の2、第37条の2から」 に、「第65条」を「第66条」に改め、「第76条まで」の次に「、第80

条」を、「第87条」の次に「、第93条から第95条まで」を加え、「第99 条」を「第97条から第99条まで」に、「第263条第2項から第5項まで」 を「第263条第1項」に、「第5号及び第6号」を「第4号から第6号までの 規定」に改め、同条第2項中「第66条、第79条、第80条、」を削り、「か ら第95条まで、第97条及び第98条」を「及び第91条」に改め、「、第 79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、 「及び第93条第4項」及び「、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給 付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業 所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3 項中「第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、 第98条、」及び「、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準 該当自立訓練(機能訓練)」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあ るのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給 付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項 中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 と」を削り、同条第4項中「第66条、第79条、第80条、第93条から第 95条まで、第97条、第98条、」及び「、第79条第1項中「指定療養介 護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第93条第4項中 「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練 等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準 該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第66条、第79 条、第80条、」、「、第93条から第95条まで、第97条、第98条」及び 「、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B型」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当 障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付 費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業 所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第15項及び第16項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第7号。附則において「指定障害者支援施設基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」 を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第4号中工を削り、オを工とする。

第7条第1項中「及び工」を削り、同条第2項中「及び才並びに」を「及び工並びに」に改める。

第14条第1項中「条例第6号」の次に「。第35条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加える。

第26条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとす る」に改める。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指 定就労定着支援(指定障害福祉サービス基準条例第200条に規定する指定就 労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める 支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定 就労定着支援事業者(同条例第201条第1項に規定する指定就労定着支援事 業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害

されることを防止するための指針の整備等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第46条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならな い。
- 2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる 措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第51条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第52条に次の1項を加える。
- 3 指定障害者支援施設等は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措

置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第58条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第58条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第3条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成31年3月条例第8号。附則において「障害福祉サービス基準条例」とい う。)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」 を「講じなければ」に改める。

第18条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第26条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場におい

て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第26条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者 に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に 周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第29条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、

その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第2章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第33条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第46条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の 事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(甲府市指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 31年3月条例第6号)第200条に規定する指定就労定着支援をいう。以下 同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速や かに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条 例第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。) との連絡調整に努めなければならない。

第50条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に 周知徹底を図ること。

- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第52条、第57条及び第62条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第65条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第66条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第70条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合 には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けら れるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第72条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第75条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第75条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第86条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第88条及び第91条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第93条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例(平成30年12 月条例第52号。附則において「地域活動支援センター基準条例」という。)の 一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」 を「講じなければ」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制 で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「地域活動支援センターにおいて」を「当該地域活動支援センターにおいて」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げ

る措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う ことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につい て、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 第19条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第20条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例(平成30年12月条例第 53号。附則において「福祉ホーム基準条例」という。)の一部を次のように改 正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」 を「講じなければ」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよ

- う、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ ばならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うものとする。
- 第14条第2項中「福祉ホームにおいて」を「当該福祉ホームにおいて」に改め、「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

の指針を整備すること。

- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第18条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第54号。附則において「障害者支援施設等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」 を「講じなければ」に改める。

第12条第1項第4号中工を削り、オをエとする。

第13条第1項中「及び工」を削り、同条第2項中「及び才並びに」を「及び 工並びに」に改める。

第20条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとす る」に改める。

第29条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労 定着支援(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例(平成31年3月条例第6号)第200条に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定 就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以 後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との 連絡調整に努めなければならない。

第38条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の整備等の必要な措置を講じなければならない。 第38条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第38条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者 に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。

第40条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる 措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に 周知徹底を図ること。

- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第42条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講 じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 - 第46条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第47条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号。附則において「指定通所支援基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」

を「講じなければ」に改める。

第7条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年 法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限 る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定す る喀痰吸引等をいう。次条及び第80条において同じ。)のみを必要とする 障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸 引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条 及び第80条において同じ。)を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条 第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのう ち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第

80条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第80条において同じ。)を行う場合

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及 び第80条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合におい て、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う 時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能 訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 第8条第2項を次のように改める。
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3 第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条 第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのう ち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事 業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第8条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第 2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士で なければならない。

第8条第3項中「前項」を「前2項」に、「を置かなければならないものとし、その員数は、当該各号に定める数とする」を「(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

第8条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 第29条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第40条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 第43条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第45条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第46条に次の1項を加える。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第47条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第61条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。
 - 第78条中「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。
- 第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第

48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則 第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的 ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が 自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第80条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能 訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間 帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該 機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができ る。

第87条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第92条第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。) 若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第98条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加える。

第103条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加え、「第45条中」 を「第45条第1項中」に改める。

第104条第1項中「、第2項及び第4項、第8条」を「から第3項まで及び 第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第80条第1項、第2項 及び第4項」を「第80条第1項から第3項まで及び第5項」に、「と、「指定 児童発達支援」」を「と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」」に改 め、「、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を 削り、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援 事業所」に、「第4項中「指定児童発達支援事業所」を「第5項中「指定児童発 達支援事業所」に、「第5項」を「第7項」に、「第6項」を「第8項」に改 め、「、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と」を 削り、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」」を「同条第3項及び第5 項中「指定放課後等デイサービス」」に改め、同条第2項中「第7条第5項」を 「第7条第6項」に、「第80条第5項」を「第80条第6項」に改める。

附則第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。) 若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第4条第3項及び第42条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第4条第3項及び第58条の2、第3条の規定による改正後の障害福祉サービス基準条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第33条の2(新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、

第62条、第72条、第88条及び第91条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の地域活動支援センター基準条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第2条第4項及び第20条、第5条の規定による改正後の福祉ホーム基準条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第18条、第6条の規定による改正後の障害者支援施設等基準条例(以下「新障害者支援施設等基準条例」という。)第3条第3項及び第47条、第7条の規定による改正後の指定通所支援基準条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第4条第4項及び第47条第2項(新指定通所支援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サ ービス基準条例第35条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項 及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第82条、第100条、第 104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第 158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第 210条、第218条、第235条、第245条、第256条並びに第263条 第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第46 条の2、新障害福祉サービス基準条例第26条の2(新障害福祉サービス基準条 例第52条、第57条、第62条、第72条、第88条及び第91条において準 用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第15条の2、新福祉 ホーム基準条例第13条の2、新障害者支援施設等基準条例第38条の2、新指 定通所支援基準条例第40条の2(新指定通所支援基準条例第60条、第64 条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条におい て準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなけ れば」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるの は「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」と する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サ ービス基準条例第36条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1 項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第135条、第210条 並びに第218条において準用する場合を含む。)、第77条第2項及び第97 条第2項(新指定障害福祉サービス基準条例第104条、第119条、第122 条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190 条、第195条、第199条、第235条、第245条、第256条及び第 263条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条 例第49条第2項、新障害福祉サービス基準条例第28条第2項及び第50条第 2項(新障害福祉サービス基準条例第57条、第62条、第72条、第88条及 び第91条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例 第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新障害者支援施設等基 準条例第40条第2項、新指定通所支援基準条例第43条第2項(新指定通所支 援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第 98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用について は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と する。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第37条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第48条、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第52条第3項、新障害福祉サービス基準条例第29条第3項(新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第72条、第88条及び第91条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設等基準条例第42条第3項、新指定通所支援基準条例第46条第3項(新指定通所支援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用につ

いては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

- 第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の指定通所支援基準条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次条及び附則第8条において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第7条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 第8条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第8条第 6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によ る。
- 第9条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第10条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第 61条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 第11条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第 80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次条及び附則第13

条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指 定通所支援基準条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3 月31日までの間は、なお従前の例による。

- 第12条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第 80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中 「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 第13条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第80条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 第14条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第87第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第15条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第5号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万4,440円

第6条第1項第5号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項中「平成30年度にあっては3万5,000円と、平成31年度にあっては2万9,160円と、令和2年度にあっては」を削り、同条第3項中「平成31年度にあっては5万6,390円と、令和2年度にあっては」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号の2に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万8,890円とする。

第9条第3項中「第6条第5号イ」を「第6条第1項第5号イ」に、「第6条第 5号から」を「第6条第1項第5号から」に改める。

附則に次の3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

16 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法

律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 17 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 18 第16項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。 この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替える ものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規 定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保 険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条第1項第7号アに該当する者であって、合計所得金額が200万円以上210万円未満のものの令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号アの規定にかかわらず、11万6,670円とする。
- 4 新条例第6条第1項第8号アに該当する者であって、合計所得金額が290万円以上320万円未満のものの令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号アの規定にかかわらず、13万6,110円とする。

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第6号

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第1条 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号。附則において「指定居宅サービス等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「 第4節 運営に関する基準(第259条~第265条)」を

「 第4節 運営に関する基準 (第259条~第265条)

に改める。

第14章 雜則(第266条)

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
 - 第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第32条に次の1項を加える。
- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職

場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問 介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。 第40条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に 居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住す る利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければなら ない。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第41条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - 第60条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第60条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第60条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問 入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなけ ればならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業

者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援 専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他 これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ るために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第62条中「第32条」を「第32条の2」に、「第34条」を「第34条第 1項」に改める。

第66条中「第32条」を「第32条の2」に、「、第39条(第5項及び第6項を除く。)、第40条から第42条まで」を「から第42条まで(第39条第5項及び第6項を除く。)」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第88条第5号中「会議を」を「会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を」に改める。

第90条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第92条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第98条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号と し、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが 提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは 居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅

- サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に 必要な情報提供又は助言を行う。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報 提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加すること により行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- 第98条に次の1項を加える。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に 努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、第1号の医師又は歯科医師に報告する。
 - 第99条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第101条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。
 - 第110条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。
 - 10 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第111条第3項に後段として次のように加える。
 - その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看

護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第111条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第114条第2項中「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「に、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第114条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

- 第114条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住 民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めな ければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に

居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第117条中「、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第40条まで」を「、第39条、第41条の2」に、「及び第28条」を「、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第119条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第40条まで」を「、第39条、第41条の2」に、「第28条中」を「第28条、第32条の2第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「及び第111条第3項」を「、第11条第3項及び第4項並びに第114条第2項第1号及び第3号」に改める。

第123条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条」を「第41条の2」に改め、「第9条第1項中「第30条」とあるのは「第110条」と、」の次に「同項、第28条、第32条の2、第34条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第106条第2項」を「第106条第2項」に改める。

第131条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第132条第2項中「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「に、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延

の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第134条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「第111条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第136条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち、1人は、常勤でなければならない」を「のうち、1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置 しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病 院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設 事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施 設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとす る。

第139条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下 この章において「併設本体施設」という。)」を「併設本体施設」に改める。

第152条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第156条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第42条まで」の次に「(第40条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「第152条」と、」の次に「「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第32条の2第2項、第41条の2第1号及び第3号中」を、「第111条第3項」の次に「及び第4項並びに第114条第2項第1号及び第3号」を加える。

第159条第6項第1号ア(||)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(||)ただし書を削る。

第166条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第167条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所 生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優 越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの により短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第42条まで」の次に「(第40条第2項を除く。)」を、「において」の次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「第152条」と、」の次に「同項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第111条第3項」の次に「及び第4項並びに第114条第2項第1号及び第3号」を加える。

第178条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第39条 (第5項及び第6項を除く。)、第40条から第42条まで」を「から第42条 まで(第39条第5項及び第6項並びに第40条第2項を除く。)」に、「第 34条中」を「第34条第1項中」に、「第111条第3項」を「第32条の2 第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第111条第3項及び第4項並びに第114条第2項第1号及び第3号」に改める。

第191条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第194条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第42条まで」の次に「(第40条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第111条第3項」を「第32条の2第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第111条第3項及び第4項」に、「第140条第1項」を「第132条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第140条第1項」に改める。

第203条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第204条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所 療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優 越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの により短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第215条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

第221条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第222条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第222条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護 の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関 係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特 定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。

第226条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第39条、第41条」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「第58条中」を「第32条の2第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第58条中」に、「読み替える」を「、第114条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第234条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第39条、第41条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に、「第213条第2項」を「第114条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第213条第2項」に改める。

第246条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第249条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が

発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 第250条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第252条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第246条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第111条第2項」を「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第254条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第39条(第5項及び第6項を除く。)、第40条から第42条まで」を「から第42条まで(第39条第5項及び第6項を除く。)」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第246条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「以下同じ。)等」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目等」を「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」に、「第111条第2項」を「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第246条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第41条の2第1号及び

第3号中」を加え、「第111条第2項」を「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第14章 雜則

(電磁的記録等)

- 第266条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第45条、第50条、第62条、第66条、第82条、第92条、第101条、第117条、第119条、第123条、第134条、第156条(第169条において準用する場合を含む。)、第171条、第178条、第194条(第206条において準用する場合を含む。)、第226条、第237条、第252条、第254条及び第265条において準用する場合を含む。)及び第213条第1項(第237条において準用する場合を含む。)ができる。)ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、 説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」とい う。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は 想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代え て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ とができない方法をいう。)によることができる。

附則第11項から第13項までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。

(甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正)

第2条 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月条例第2号。附則において「指定居宅介護支援等基準条例」 という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第32条の2・第33条」に改める。 第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議を」を「行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を」に改め、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給

限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

- 第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第21条に次の1項を加える。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について 周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の 予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 第24条に次の1項を加える。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定 期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を 図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - 第5章中第33条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第32条の2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人

の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。)及び第15条第27号(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、 説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のう ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない 方法をいう。)によることができる。

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例(平成24年12月条例第41号。附則において「指定地域密着型 サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第204条」を「第203条の2・第204条」に改める。 第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「をいう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」

を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第33条に次の1項を加える。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 第34条に次の1項を加える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の 情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことが できるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結 果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図るこ と。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止の

ための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供 に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、 当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定 訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務 に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンター サービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわ らず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
 - 第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第57条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第57条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについて

は、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間 対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介 護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等から の通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条」を「第33条の2」に、「、第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型 通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。

第60条の15中「立て」を「作成して」に、「訓練」を「措置に関する訓練」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定地域密着型通 所介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種 類に応じたものとしなければならない。
- 3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう 努めなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害の際に、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に 掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」を「協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2

第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、 第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着 型通所介護従業者」と」を削る。

第60条の20の3中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「第60条の2」の次に「、第60条の4、第60条の5第4項」を加え、「第35条において」を「第35条第1項において」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改める。

第60条の34中「次に」を「、次に」に改め、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第65条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第67条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一 敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」を「行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、 地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営 に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市 が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介 護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の 市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよ りも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的で あると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限 り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小 規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第

42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項にただし書として次のように加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所のあって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症 対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削 る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会 議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症 対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共 同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対 し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけ ればならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。 第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」を「第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」に改める。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域 密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す る者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必 要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第33条の2、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第4節」と」の次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項にただし書として次のように加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護 老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇 に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。

第159条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持 及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態 に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければなら

ない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定 める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならな い。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」を「研修並び に感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第176条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第181条第1項第1号ア(||中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(||を次のように改める。

(f) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、 のただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対 し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけ ればならない。

第188条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われ る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号

及び第3号」に改める。

第10章中第204条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第203条の2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第10条から第12条までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。

(甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例(平成31年3月条例第5号。附則において「指定介護予防サービス等 基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中

に

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第231 条~第233条)

第12章 雑則(第234条)

改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
 - 第26条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第27条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第27条に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第27条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 第28条に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所 において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものと する。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第29条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ る。

第34条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所 在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護 を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護 予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第35条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を 防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴 介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第53条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第53条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第53条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該 指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供 しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修

の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第27条」を「第27条の2」に、「第29条」を「第29条第 1項」に改める。

第63条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第27条」を「第27条の2」に、「及び第49条」を「、第49条及び第53条の2」に、「第9条第1項及び第29条」を「第9条及び第29条第1項」に改め、「「設備」と」の次に「、第53条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第67条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第72条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第74条中「第27条」を「第27条の2」に、「及び第49条」を「、第49条及び第53条の2」に、「第9条第1項及び第29条」を「第9条及び第29条第1項」に改め、「「設備」と」の次に「、第53条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第76条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号と し、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作

成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する 情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加する ことにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第76条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の 指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活 の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に 努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、第1号の医師又は歯科医師に報告するものとする。

第83条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ

るために必要な措置を講じなければならない。

第84条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第87条第2項中「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなけ
- 第87条第2項中「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所 リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施すること。

第89条中「第23条」の次に「、第27条の2」を加え、「第9条第1項及び第29条」を「第9条及び第29条第1項」に改める。

第95条第5項を次のように改める。

5 第1項第2号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければ ならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあって は、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことがで きる。

第95条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同 条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第104条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第106条第2項中「又は食中毒」を削り、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん 延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図るこ と。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん 延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第109条中「第25条」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「(第34条第2項を除く。)」を加え、「第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、」を「第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」に、「第84条第3項」を「第29条第1項中「第26条」とあるのは「第104条」と、第84条第3項及び第4項」に改める。

第120条第6項第1号ア(M)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アM後段を削る。

第123条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定 介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならな い。

第133条中「第25条」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「(第34条第2項を除く。)」を加え、「第29条中」を「第27条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第29条第1項中」に改め、「第104条」と、」の次に「同項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第84条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び第103条」を「、第103条並びに第106条第2項第1号及び第3号」に改める。

第140条中「第29条から第32条まで、第33条(第5項及び第6項を除く。)、第34条から第36条まで」を「第27条の2、第29条から第36条まで(第33条第5項及び第6項並びに第34条第2項を除く。)」に、「第29条中「第26条」とあるのは「第140条において準用する第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第84条第3項」を「第27条の2第2項、第29条第1項並びに第

35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第29条第1項中「第26条」とあるのは「第140条において準用する第104条」と、第84条第3項及び第4項」に改める。

第147条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第150条中「第25条」の次に「、第27条の2」を、「第36条まで」の次に「(第34条第2項を除く。)」を加え、「第29条中」を「第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第29条第1項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第84条第3項及び第4項並びに第87条第2項第1号及び第3号」に改める。

第162条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第163条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第163条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定 介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならな い。

第179条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)」を加える。 第180条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第181条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第185条中「第29条から第36条まで」を「第27条の2、第29条から 第36条まで(第34条第2項を除く。)」に、「及び第29条」を「、第27 条の2第2項、第35条の2第1号及び第3号並びに第29条第1項」に、「同 条中」を「同項中」に改め、「第180条」と」の次に「、第106条第2項第 1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特 定施設従業者」と」を加える。

第199条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

第202条中「第29条から第36条まで」を「第27条の2、第29条から 第36条まで(第34条第2項を除く。)」に改め、「第24条」の次に「、第 27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号」を加え、「第29条 中」を「第29条第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」と」の次 に「、第106条第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業 者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第210条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所 において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その 結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第214条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができる。

第216条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第210条」と、」の次に「同項、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第221条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「第32条まで、第33条(第5項及び第6項を除く。)、第34条から第36条まで」を「第36条まで(第33条第5項及び第6項を除く。)」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第210条」と」の次に「、同項、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第230条中「第25条」の次に「、第27条の2」を加え、「及び第2項」

を「、第2項及び第4項」に改め、「第210条」と、」の次に「同項、第27条の2第2項、第28条第3項第1号及び第3号並びに第35条の2第1号及び第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第214条第2項」を「第214条第3項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第12章 雑則

(電磁的記録等)

- 第234条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第109条(第126条において準用する場合を含む。)、第133条、第140条、第150条(第165条において準用する場合を含む。)、第185条、第202条、第216条、第221条及び第230条において準用する場合を含む。)及び第177条第1項(第202条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第11項から第13項までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。

(甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26年12月条例第33号。附則において「指定介護予防支援等基準条例」とい う。)の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第34条の2・第35条」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
 - 第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第20条に次の1項を加える。
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
 - 第23条に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「をいう。第17号及び第24号並びに次条第5号において」を「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下」に改める。

第6章中第35条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第34条の2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、 説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のう ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない 方法をいう。)によることができる。

(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号。附則において「指 定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正す る。

目次中「第92条」を「第91条の2・第92条」に改める。 第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「(以下第11条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第10条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門

員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これ に類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた めに必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対 応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害 の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介 護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓 練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 第31条中「立て」を「作成して」に、「訓練」を「措置に関する訓練」に改め、同条に次の3項を加える。
- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非 常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう 努めなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害の際に、利用者及び 従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機

材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第32条第2項中「努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に 改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症 対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施すること。
- 第33条に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はそ の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のため の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認 知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症 対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する

こと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第50条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第45条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 第59条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)から第40条まで」を「第29条の2、第32条から第40条まで(第38条第4項を除く。)」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第72条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、 同項にただし書として次のように加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員で

ある計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了 している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし 書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条(第

4項を除く。)、第39条、第40条」を「から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第5章中第92条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第91条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 31年3月条例第2号。附則において「養護老人ホーム基準条例」という。)の 一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第13条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で1以上とする」に改め、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通 信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるもの とする。)」を加える。

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者 に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条第2項中「市が」を「市町村が」に改める。

第30条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」 の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加 え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 本則に次の2条を加える。

(虐待の防止)

- 第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措 置を講じなければならない。
 - (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (電磁的記録等)
- 第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するも

ののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年12月条例第48号。附則において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準(第48条~第56条)」を 「 第3節 運営に関する基準(第48条~第56条) 第6章 雑則(第57条) 第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入

所者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

- 第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
 - 第30条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第31条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第31条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」 という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなら ない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第36条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介 護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第42条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第46条に次の2項を加える。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等の

ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する 等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供する に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第1項第1号ア(例中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(例を次のように改める。

(f) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、 (f) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第49条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第53条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定 める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならな い。

第54条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第56条中「第29条まで」の次に「、第31条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

- 第57条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することが できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第 56条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第56条におい て準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができ る。
- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第7項から第9項までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。 (甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を 定める条例(平成30年12月条例第49号。附則において「介護老人保健施設 基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準 (第47条~第55条)」を

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第 4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理 を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保 健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底 を図ること。
 - (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第44条に次の2項を加える。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

- 第56条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第55条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第55条において準用する場合を含む。)がびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6項から第9項までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。 (甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正)

第10条 甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成31年3月条例第3号。附則において「特別養護老人ホーム基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に、

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備 を 及び運営に関する基準(第51条~第54条)

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備 及び運営に関する基準(第51条~第54条)

に

第6章 雑則(第55条)

改める。

第2条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ なければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第25条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第26条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場に おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止 するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第26条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入 所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で 早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第2項中「市が」を「市町村が」に改める。

第33条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第33条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第35条に次の1項を加える。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第36条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第37条第4項第1号ア(||)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(||)を次のように改める。

)削除

第38条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第42条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第42条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第44条中「及び第28条から第33条までの」を「、第26条の2及び第28条から第33条の2までの」に、「第13条から第33条」を「第13条から第33条の2」に、「及び第28条から第33条まで」」を「、第26条の2及び第28条から第33条の2まで」」に改める。

第45条中「第2章」を「前2章」に改める。

第47条第1項にただし書として次のように加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第47条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第49条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第4項中「市が」を「市町村が」に改める。

第50条中「及び第33条」を「、第33条及び第33条の2」に、「第33 条まで」を「第33条の2まで」に改める。

第52条第4項第1号ア(||中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(||を次のように改める。

) 削除

第54条中「第28条から第31条まで、第33条」を「第26条の2、第28条から第31条まで、第33条、第33条の2」に、「第33条まで」を「第33条の2まで」に、「第28条から第31条まで、第33条、第36条」を「第26条の2、第28条から第31条まで、第33条、第33条の2、第36条」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除

- く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの (以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うこと が規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾 を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚 によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第7項から第9項までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。 (甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 31年3月条例第1号。附則において「軽費老人ホーム基準条例」という。)の 一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第18条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者 に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。

第32条第3項中「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」を「市」に改め、 同条第4項中「市町村から」を「市から」に、「当該市町村に」を「市に」に改 める。

第33条第2項中「市が」を「市町村(特別区を含む。)が」に改める。

第34条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」 の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加 え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 本則に次の2条を加える。

(虐待の防止)

- 第35条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の 措置を講じなければならない。
 - (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (電磁的記録等)
- 第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2条中「第34条」を「第35条」に改める。

附則第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ なければならない。

附則第10条中「第34条まで」を「第35条まで」に改める。

(甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第50号。附則において「介護医療院基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準(第48条~第56条)」を

「 第3節 運営に関する基準 (第48条~第56条) に改める。

第6章 雑則(第57条)

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条 の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か つ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第 4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第21条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立し

た日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画 的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

- 第21条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常 生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態 に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
 - 第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第31条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第31条に次の1項を加える。

- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第31条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うものとする。

第34条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第36条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第41条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第45条に次の2項を加える。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第49条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第53条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第54条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点 から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならな い。

第56条中「第21条」を「第21条の3」に改め、「第29条まで」の次に「、第31条の2」を加え、「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第57条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第56条において準用する場合を含む。)及び第14条第1項(第56条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行

うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項から第7項までの規定中「平成36年」を「令和6年」に改める。 附則に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第6条第2項第3号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中第15条 第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)
- 第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新指定居宅サービス等基準条例第45条、第50条、第62条、第66条、第82条、第92条、第101条、第117条、第119条、第123条、第134条、第156条(新指定居宅サービス等基準条例第169条において準用する場合を含む。)、第171条、第178条、第194条(新指定居宅サービス等基準条例第206条において準用する場合を含む。)、第226条、第237条、第252条、第254条及び第265条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第2条第5項及び第29条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準条例(以下「新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の及び第41条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の

20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129 条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合 を含む。)、第4条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例(以 下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第35条 の2(新指定介護予防サービス等基準条例第43条、第55条、第65条、第 74条、第89条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条 において準用する場合を含む。)、第133条、第140条、第150条(新指 定介護予防サービス等基準条例第165条において準用する場合を含む。)、第 185条、第202条、第216条、第221条及び第230条において準用す る場合を含む。)、第5条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例 (以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。) 第2条第5項及び第28条 の2 (新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含 む。)、第6条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービス基準条例 (以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項 及び第38条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第 87条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の養護老人 ホーム基準条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)第2条第4項及 び第31条、第8条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例(以下 「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第3条第4項、第42条の2 (新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)及 び第46条第3項、第9条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例(以 下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第2条第4項、第40条の2(新 介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び第44 条第3項、第10条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準条例(以下 「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第2条第5項(新特別養護老人ホ 一ム基準条例第50条において準用する場合を含む。)、第33条の2(新特別 養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合 を含む。)及び第35条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第54条におい て準用する場合を含む。)、第11条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準 条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第2条第4項、第35条

(新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。)及び 附則第3条第4項並びに第12条の規定による改正後の介護医療院基準条例(以 下「新介護医療院基準条例」という。)第2条第4項、第41条の2 (新介護医 療院基準条例第56条において準用する場合を含む。)及び第45条第3項の規 定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう に努めなければ」と、新指定居宅サービス等基準条例第30条(新指定居宅サー ビス等基準条例第45条及び第50条において準用する場合を含む。)、第60 条(新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。)、 第80条、第90条、第99条、第110条(新指定居宅サービス等基準条例第 119条及び第123条において準用する場合を含む。)、第131条、第 152条(新指定居宅サービス等基準条例第171条及び第178条において準 用する場合を含む。)、第166条、第191条、第203条、第221条、第 234条及び第246条(新指定居宅サービス等基準条例第254条及び第 265条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第 20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含 む。)、新指定地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の 12 (新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する 場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新指定地域密着型サ ービス基準条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第 146条、第169条及び第187条、新指定介護予防サービス等基準条例第 26条(新指定介護予防サービス等基準条例第43条において準用する場合を含 む。)、第53条、第63条、第72条、第83条、第104条(新指定介護予 防サービス等基準条例第133条及び第140条において準用する場合を含 む。)、第123条、第147条、第162条、第180条、第199条及び第 210条(新指定介護予防サービス等基準条例第221条及び第230条におい て準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介 護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新養護老人 ホーム基準条例第8条、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条及び第53 条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第52条、新特別養護老人ホーム

基準条例第8条(新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。)及び第36条(新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第8条(新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第30条及び第53条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービ ス等基準条例第32条の2(新指定居宅サービス等基準条例第45条、第50 条、第62条、第66条、第82条、第92条、第101条、第117条、第 119条、第123条、第134条、第156条(新指定居宅サービス等基準条 例第169条において準用する場合を含む。)、第171条、第178条、第 194条(新指定居宅サービス等基準条例第206条において準用する場合を含 む。)、第226条、第237条、第252条、第254条及び第265条にお いて準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新 指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新指定 地域密着型サービス基準条例第33条の2(新指定地域密着型サービス基準条例 第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、 第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条 において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第27条 の2(新指定介護予防サービス等基準条例第43条、第55条、第65条、第 74条、第89条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条 において準用する場合を含む。)、第133条、第140条、第150条(新指 定介護予防サービス等基準条例第165条において準用する場合を含む。)、第 185条、第202条、第216条、第221条及び第230条において準用す る場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予 防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第29条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基 準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準条例第26条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2(新軽費老人ホーム基準条例第10条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第31条の2(新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に 係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第33条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第45条、第50条、第62条、第66条、第82条、第92条、第101条及び第265条において準用する場合を含む。)、第114条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第119条、第123条、第156条(新指定居宅サービス等基準条例第169条において準用する場合を含む。)、第171条、第178条、第226条及び第237条において準用する場合を含む。)、第132条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第194条(新指定居宅サービス等基準条例第206条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第249条第6項(新指定居宅サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型サービス基準条例第34条第3項(新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の16第2項(新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129

条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第28条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第43条、第55条、第65条、第74条及び第230条において準用する場合を含む。)、第87条第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第150条(新指定介護予防サービス等基準条例第165条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第106条第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第126条、第133条、第140条、第185条及び第202条において準用する場合を含む。)及び第213条第6項(新指定介護予防サービス等基準条例第22条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第60条の2第3項(新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。)、第111条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第119条、第123条、第134条、第156条、第171条、第178条及び第194条において準用する場合を含む。)、第167条第4項、第204条第4項及び第22条第4項(新指定居宅サービス等基準条例第237条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項、新指定介護予防サービス等基準条例第27条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第109条、第133条、第140条及び第150条において準用する場合を含む。)、第84条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第109条、第133条、第140条及び第150条において準用する場合を含む。)、第84条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第109条、第133条、第140条及び第150条において準用する場合を含む。)、第124条第4項、第163条第4項及び第181条第4項(新指定介護予防サービス等基準条例第202条にお

いて準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条第3項及び第54条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第30条第3項及び第53条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。)及び第42条第4項(新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項(新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例附則第10条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第31条第3項及び第54条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第47条第1項第1号ア(I)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第54条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第159条第6項第1号ア(I)、 新指定地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア(I)、新指定介護予防サービス等基準条例第120条第6項第1号ア(I)並びに新特別養護老人ホーム基準条例第37条第4項第1号ア(I)及び第52条第4項第1号ア(I)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス	入所定員	利用定員
等基準条例第159	新指定介護老人福祉施設基	新指定居宅サービス等基準
条第6項第1号ア(1)	準条例第5条第1項第3号	条例第136条第1項第3
	7	号

	第54条第2項	第167条第2項	
新指定地域密着型	入所定員	入居定員	
サービス基準条例第	新指定介護老人福祉施設基	新指定地域密着型サービス	
181条第1項第1	準条例第5条第1項第3号	基準条例第152条第1項	
号ア(4)	P	第3号ア	
	第54条第2項	第188条第2項	
新指定介護予防サー	入所定員	利用定員	
ビス等基準条例第	新指定介護老人福祉施設基	新指定介護予防サービス等	
120条第6項第1	準条例第5条第1項第3号	基準条例第95条第1項第	
ロマル	7	3号	
号ア(4)	ア	3 号	
<i>동 / (II)</i>	第54条第2項	第124条第2項	
新特別養護老人ホー	,		
	第54条第2項	第124条第2項	
新特別養護老人ホー	第54条第2項 入所定員	第124条第2項 入居定員	
新特別養護老人ホー ム基準条例第37条	第54条第2項 入所定員 新指定介護老人福祉施設基	第124条第2項 入居定員 新特別養護老人ホーム基準	
新特別養護老人ホーム基準条例第37条 第4項第1号ア(f)及	第54条第2項 入所定員 新指定介護老人福祉施設基 準条例第5条第1項第3号	第124条第2項 入居定員 新特別養護老人ホーム基準 条例第12条第1項第4号	
新特別養護老人ホーム基準条例第37条 第4項第1号ア(I)及 び第52条第4項第	第54条第2項 入所定員 新指定介護老人福祉施設基 準条例第5条第1項第3号 ア	第124条第2項 入居定員 新特別養護老人ホーム基準 条例第12条第1項第4号 ア	

第7条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準条例第159条第6項第1号ア(M)(ただし書に係る部分に限る。)、第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア(M))、第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準条例第120条第6項第1号ア(M)(後段に係る部分に限る。)、第8条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設基準条例第47条第1項第1号ア(M) b並びに第10条の規定による改正前の特別養護老人ホーム基準条例第37条第4項第1号ア及び第52条第4項第1号アの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第164条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第20条の2(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第21条の2(新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第164条の3(新指定地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の3(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第20条の3(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第21条の3(新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第176条第1項(新指定地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第30条第1項、新指定介護老人福祉施設基準条例第42条第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第40条第1項(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準条例第33条第1項(新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第34条第1項(新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例

第41条第1項(新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、次の第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着 型サービス基準条例第172条第2項第3号(新指定地域密着型サービス基準条 例第190条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第 25条第2項第3号、新指定介護老人福祉施設基準条例第34条第2項第3号 (新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、 新介護老人保健施設基準条例第33条第2項第3号(新介護老人保健施設基準条 例第55条において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準条例第 28条第2項第3号(新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第 54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第27条第 2項第3号(新軽費老人ホーム基準条例附則第10条において準用する場合を含 む。)並びに新介護医療院基準条例第34条第2項第3号(新介護医療院基準条 例第56条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着 型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職 員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実 施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施す るよう努めるものとする。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第7号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例 甲府市手数料条例(平成12年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。 別表第41号ア () b を次のように改める。

- b 共用部分(共同住宅等のうち住宅部分以外の部分をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (a) 300平方メートル以内のもの 8,600円
 - (b) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの15,000円
 - (c) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの24,000円
 - (d) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの73,000円
 - (e) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 117,000円
 - (f) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 147,000円
- (g) 25,000平方メートルを超えるもの 184,000円 別表第41号イめb及びcを次のように改める。
 - b 共用部分 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (a) 300平方メートル以内のもの 100,000円
 - (b) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの126,000円

- (c) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの165,000円
- (d) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの258,000円
- (e) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの331,000円
- (f) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 396,000円
- (g) 25,000平方メートルを超えるもの 461,000円
- c 非住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (a) 誘導基準に適合することを確認する方法として、別に市長が定める簡易な評価方法(以下この号において「モデル建物法」という。) を用いる場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - i 300平方メートル以内のもの 83,000円
 - ii 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 106,000円
 - 11. 000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの140,000円
 - iv 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの227,000円
 - v 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 296,000円
 - vi 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 356,000円
 - vii 25,000平方メートルを超えるもの 418,000円
 - (b) (a)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額
 - i 300平方メートル未満のもの(誘導基準のうち住宅に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合する措置が講じられる場合に限る。) 121,000円

- ii 300平方メートル以内のもの(iに掲げる場合を除く。) 209,000円
- 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの262,000円
- iv 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの338,000円
- v 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 483,000円
- vi 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 595,000円
- vii 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 704,000円
- vii 25,000平方メートルを超えるもの 803,000円 別表第43号アM及び()を次のように改める。
- (7) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに掲 げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額
 - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円
 - b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 91,000円
 - d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 137,000円
 - e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 171,000円
 - f 25,000平方メートル以上のもの 212,000円

定める金額

- a 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 29,000円
- b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 41,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの97,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 144,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 178,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 221,000円 別表第43号イM及びMを次のように改める。
- 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額
 - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円
 - b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 140,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの227,000円
 - d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 296,000円
 - e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 356,000円
 - f 25,000平方メートル以上のもの 418,000円
- (f) りに掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

- 274,000円
- b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 353,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 505,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの622,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの735,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 838,000円 別表第45号アの及び(1)を次のように改める。
- - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円
 - b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 91,000円
 - d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 137,000円
 - e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 171,000円
 - f 25,000平方メートル以上のもの 212,000円
- (f) 例に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 29,000円
 - b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

- 41,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの97,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 144,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 178,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 221,000円 別表第45号イが及び(()を次のように改める。
- ⑤ 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額
 - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 106,000円
 - b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 140,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 227,000円
 - d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの296,000円
 - e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 356,000円
 - f 25,000平方メートル以上のもの 418,000円
- (f) 「別に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額
 - a 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 274,000円
 - b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 353,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

505,000円

- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの622,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 735,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 838,000円

別表第47号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号ア例を次のように改める。

- 例 住宅の用途に供しない建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額
 - a 300平方メートル未満のもの 8,000円
 - b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円
 - c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの25,000円
 - d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの76,000円
 - e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円
 - f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 191,000円 別表第47号イ例 a 及び b を次のように改める。
 - a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第10条第1号イ(2)及び同号口(2)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面 積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (a) 300平方メートル未満のもの 82,000円
 - (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 105,000円

- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの224,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの293,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの353,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 414,000円
- b a に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額
 - (a) 300平方メートル未満のもの 216,000円
 - (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの271,000円
 - (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの350,000円
 - (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 500,000円
 - (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの616,000円
 - (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの728,000円
 - (g) 25,000平方メートル以上のもの 831,000円

別表第48号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

別表第49号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア側を次のように改める。

- (f) 住宅の用途に供しない建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額
 - a 300平方メートル未満のもの 8,000円
 - b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

- 15,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの76,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 191,000円 別表第49号イ伽 a 及び b を次のように改める。
 - a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額
 - (a) 300平方メートル未満のもの 82,000円
 - (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの105,000円
 - (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円
 - (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの224,000円
 - (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの293,000円
 - (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの353,000円
 - (g) 25,000平方メートル以上のもの 414,000円
 - b a に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額
 - (a) 300平方メートル未満のもの 216,000円
 - (b) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

- 271,000円
- (c) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの350,000円
- (d) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの500,000円
- (e) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの616,000円
- (f) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの728,000円
- (g) 25,000平方メートル以上のもの 831,000円 附 則
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る 手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前 の例による。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第8号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年6月条例 第22号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表第1の1の項及び2の項又は別表第2に掲げるものについては当該各表」に、「額と」を「額と、別表第1の3の項に掲げるものについては同表に定めるところにより算定した額と」に改める。

別表第1の3の項を次のように改める。

3	し尿及び浄化槽	市長が指定する施設で処分	1 リットルにつき	1 円
汚泥		した場合		

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第9号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和51年12月条例第52 号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第10号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例(平成3年6月条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第2号中「総務部」を「行政経営部」に改め、同項総務委員会第3号中「企画部」を「企画財務部」に改め、同項総務委員会第4号中「(国民健康保険に関するものを除く。)」を削り、同項民生文教委員会中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月31日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第11号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第34条の8第3項」を加える。

第29条の5第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第34条の7第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第34条の8に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由 すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8 条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところによ り、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対 し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが できる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」

と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第62条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号 イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条 第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号 口」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1 号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同 条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号 ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2 号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同 条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号 口」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第 2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、 同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第 3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第 30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第 11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15 条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則 第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項と し、同条第15項を削り、同条第16項を同条第14項とし、同条第17項を同 条第15項とする。

附則第6条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第6条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は 令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和 4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令 和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」 に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。 附則第7条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の3中「平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」に次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第11条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第11条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年 3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第11条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車 (営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に 限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対 する第64条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月 1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令 和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 附則第12条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令

和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度及び令和5年度分」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を 「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の3中「平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第15条中「第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項」を「第10項、第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」に改める。

附則第36条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例 法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第19条の3の2 第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和 17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例(令和2年6月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、甲府市市税条例第32条の10第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を

「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、甲府市市税条例第32条の11第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4 第4項」に」を加える。

第2条のうち、甲府市市税条例第33条の2の改正規定中「第33条の2第4項」を「第33条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、甲府市市税条例附則第26条の7第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第27条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。) 第29条の4第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条 第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法によ る同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に 行った第1条の規定による改正前の甲府市市税条例(次項において「旧条例」と いう。)第29条の4第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書 に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新条例第29条の5第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の4第 4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の5第4項に規定する申告書に 記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の4第 4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の5第4項に規定する申告書に 記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの 固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分

は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの 都市計画税については、なお従前の例による。

規則

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月15日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第4号

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改め、「、同令第2条に規定する期間に」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員特殊勤務手当支給規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市規則第5号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改 正する。

目次中「第25条の6」を「第25条の7」に改める。

第3条第1項の表以外の部分中「(福祉事務所)」を削り、「、部及び福祉事務所」を「及び部」に改め、「同表室等」の次に「(福祉事務所)」を加え、「、総室及び健康支援センター(保健所を含む。)」を「及び総室(福祉事務所)」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、健康支援室(保健所を含む。)及び保健衛生室(保健所を含む。) に置く課及び係等は、保健所に置かれた課及び係等とする。

第3条第1項の表中

 市長直轄組織及び部(福祉事務所)
 室等

 市長直轄組織及び部
 室等(福祉事務所)

改める。

第3条第1項の表市長直轄組織、情報戦略室、定額給付金課の項を削り、同表市長直轄組織、危機管理室の項中「防災指導課」を「地域防災課」に改め、同表総務部の項から子ども未来部(福祉事務所)の項までを次のように改める。

行政経営部	行政経営総	総務課	庶務係、文書係
	室	法制課	法制係
		行政経営課	行政経営係、組織係
		デジタル推進課	デジタル推進係、情報管理
			係、統計係
	人事管理室	職員課	人事係、給与係
		研修厚生課	研修係、健康厚生係
	契約管財室	契約課	工事係、物品係
		指導検査課	指導係
		財産活用課	財産活用係
		管財課	管財係、庁舎車両係
企画財務部	企画財務総	総務課	庶務係、税制係
	室	企画財政課	企画財政係、主計係
	連携推進室	公民連携課	公民連携係
		自治体連携課	自治体連携係
	課税管理室	市民税課	個人市民税係、法人諸税係
		資産税課	土地係、家屋係、証明係
	収納管理室	収納課	収納係
		滞納整理課	滞納整理係
市民部	市民総室	総務課	庶務係、交通安全係、消費生
			活係
		市民課	受付係、戸籍係、住民記録
			係、国民年金係
		人権男女参画課	人権係、女性活躍係、男女参
	市民協働室	協働推進課	地域コミュニティ係
		協働支援課	地域連携係

福祉保健部	福祉保健総	総務課	庶務係、計画係、高齢者支援
	室(福祉事		係
	務所)	生活福祉課	保護係、保護事務係、生活支
			援係
		障がい福祉課	医療支援係、サービス支援
			係、相談支援係
	健康支援室	健康政策課	健康生きがい係、医療介護支
	(保健所を		援係
	含む。)	地域保健課	地域保健係、保健予防係、食
			育係
	保険経営室	指導監査課	指導監査係
		介護保険課	経営係、保険給付係、滞納整
			理係、認定係
		健康保険課	経営係、保険料係、給付係、
			滞納整理係、後期医療係
	保健衛生室	精神保健課	精神保健係
	(保健所を	母子健康課	母子健康係
	含む。)	医務感染症課	医務係、感染症係
		生活衛生薬務課	生活衛生薬務係
子ども未来	子ども未来	総務課	庶務係
普及	総室(福祉	子ども応援課	子ども応援係、青少年係
	事務所)	子育て支援課	子ども相談センター、子育て
			支援係
		子ども保育課	子ども保育係
		母子保健課	母子保健係、食育係

第3条第1項の表環境部、環境総室、総務課の項中「庶務係」を「庶務係、環境政策係」に改め、同表環境部、廃棄物対策室、廃棄物対策課の項中「処理計画係、」を削り、同表産業部、産業総室及び観光商工室の項を次のように改める。

産業総室	総務課	庶務係
	ふるさと納税課	ふるさと納税係
	雇用創生課	雇用創生係
	観光課	観光開発係、観光係
商工振興室	商工課	産業育成係、商工業係
	中心市街地振興課	振興係

第3条第1項の表まちづくり部、まち開発室、都市計画課の項の次に次のように加える。

地域デザイン課	地域デザイン係
---------	---------

第3条第2項中「福祉保健部」を「福祉保健総室」に改め、「(健康長寿室に置く課、健康支援センター(保健所を含む。)に置く課、福祉支援室介護保険課を除く。)」を削り、「子ども未来部」を「子ども未来総室」に改め、同条第4項中「市民部」を「企画財務部」に改め、「税務統括監を」の次に「、福祉保健部に公衆衛生及び感染症に係る対応を総括するため保健衛生監を」を加える。

第5条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第6条第3項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、「税務統括監」 の次に「、保健衛生監」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 健康支援室及び保健衛生室をもって健康支援センターとし、健康支援センターにセンター長を置き、福祉保健部長をもって充てる。

第6条に次の1項を加える。

5 保健所に保健所長を置き、保健衛生監をもって充てる。

第7条第1項中「又は健康支援センター」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 福祉事務所に所長を置き、福祉保健部福祉保健総室長及び子ども未来部子ど も未来総室長をもって充て、第3条第2項に規定する福祉事務所に置かれた課 の事務をそれぞれ掌理する。

第8条第6項の表を次のように改める。

室等	担当課長	分掌事務	
市長室	市民の声担当課長	市政への苦情処理に関すること。	

危機管理室	危機管理担当課長	危機管理対策の調査及び研究に関
		すること。
人事管理室	人事制度改革担当課	人事制度改革の推進、職員の服務
	長	及び公務災害等の補償に関するこ
		と。
契約管財室	指導検査担当課長	工事検査に係る指導検査等業務に
		関すること。
	公共施設マネジメン	ファシリティマネジメントの推進
	ト担当課長	に関すること。

第14条の2中「市民部市民協働室消費生活課」を「市民部市民総室総務課」に改める。

第14条の4を次のように改める。

第14条の4 削除

第14条の5第2項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第15条中「市民部市民協働室消費生活課」を「市民部市民総室総務課」に改める。

第18条第2項中「市民部市民協働室人権男女参画課」を「市民部市民総室人権男女参画課」に改める。

第19条第2項中「福祉保健部健康長寿室地域保健課」を「福祉保健部健康支援室地域保健課」に改める。

第19条の3及び第19条の4中「福祉保健部健康長寿室健康政策課」を「福祉保健部健康支援室健康政策課」に改める。

第20条中「福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課」を「福祉保健部保 健衛生室生活衛生薬務課」に改める。

第23条、第23条の3及び第23条の4中「福祉保健部福祉支援室高齢者福祉課」を「福祉保健部福祉総室総務課」に改める。

第23条の4の次に次の1条を加える。

(直営診療所)

第23条の5 甲府市国民健康保険直営診療所条例(昭和30年3月条例第12 号)第1条の2の規定に基づき設置された直営診療所は、福祉保健部保険経営 室健康保険課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者等の健康診断及び健康相談に関すること。
- (2) 療養の指導及び相談に関すること。
- (3) 診察、処置、手術その他治療に関すること。
- (4) 地域の公衆衛生の向上に関すること。

第25条の6を第25条の7とし、第25条の5を第25条の6とし、第25 条の4を第25条の5とし、第25条の3の次に次の1条を加える。

(子ども屋内運動遊び場)

第25条の4 親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への 興味・関心を深め、運動能力の向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄 与するため、次に掲げる子ども屋内運動遊び場を置く。

名称	位置
甲府市子ども屋内運動遊び場	甲府市丸の内一丁目10番7号

- 2 前項の子ども屋内運動遊び場は、子ども未来部子ども未来総室子ども応援課 に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 子ども屋内運動遊び場の提供に関すること。
 - (2) 子どもの運動能力を高めるために必要な事項に関すること。
 - (3) 子どもの心身の健康の維持及び増進を図るために必要な事項に関すること。

第27条第2項中「産業部観光商工室商工課」を「産業部商工振興室商工課」に改める。

第35条第1項及び第2項中「医療安全管理部」の次に「、感染管理部」を加える。

第36条第2項第1号中「市民部市民協働室消費生活課消費生活係長」を「市民部市民総室総務課消費生活係長」に改め、同項第2号中「市民部市民協働室消費生活課長」を「市民部市民総室総務課長」に改め、同項第3号中「市民部市民協働室人権男女参画課長」を「市民部市民総室人権男女参画課長」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「産業部観光商工室商工課長」を「産業部商工振興室商工課長」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第

8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」を「福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「福祉保健部健康長寿室地域保健課長」を「福祉保健部健康支援室地域保健課長」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 健康支援センターにセンター長を置き、福祉保健部長をもって充てる。 第37条第2号中「統括診療部長、」を削り、同条中第11号を第12号と し、第10号の次に次の1号を加える。
 - (11) 感染管理部に感染管理部長、室長、看護師長

第39条各号列記以外の部分中「医療安全管理部」の次に「、感染管理部」を加え、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「医療安全管理部長」の次に「、感染管理部長」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条第2項中「統括診療部長、」を削り、「医療安全管理部長」の次に「、感染管理部長」を加え、同条第3項中「統括診療部長、」を削り、同条第4項中「医療安全管理部長」の次に「、感染管理部長」を加える。

第41条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第44条第2項中「総務部長、企画部長、まちづくり部長」を「行政経営部長、企画財務部長」に改める。

第46条第2項中「企画部企画総室長」を「企画財務部企画財務総室長」に改める。

第51条中「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

別表第1市長直轄組織、情報戦略室、定額給付金課の項を削り、同表市長直轄 組織、危機管理室、防災指導課の項中「防災指導課」を「地域防災課」に改め、 同表総務部の項から子ども未来部(福祉事務所)の項までを次のように改める。

行政経	行政経	総務課	(1)	行政委員会に関すること。
営部	営室総		(2)	事務引継に関すること。
	室		(3)	他の部等に属さない事項に関すること。
			(4)	市議会との連絡調整に関すること。
			(5)	公印の管理に関すること。

- (6) 文書の配付及び発送に関すること。
- (7) 文書取扱いの総括管理に関すること。
- (8) 市議会の招集及び議案作成に関すること。
- (9) 公示に関すること。
- (10) 市公報の編集発行に関すること。
- (11) 部内の文書の総括指導に関すること。
- (12) 部内の庶務に関すること。

法制課

- (1) 条例、規則等の審査に関すること。
- (2) 法令、条例、規則等の解釈及び運用に関すること。
- (3) 訴訟の助言、手続等に関すること。
- (4) 法令審査会に関すること。
- (5) 公平委員会に関すること。
- (6) 市の委員会、委員及び上下水道局に係る市長 の権限に属する事務に関すること(法制に関す るものに限る。)。
- (7) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (8) 情報公開審査会及び個人情報保護審査会に関すること。
- (9) 行政不服審査会に関すること。

行政経

(1) 事務改善に関すること。

営課

- (2) 帳票の管理に関すること。
- (3) 内部統制に関すること。
- (4) 組織の総合管理並びに職員の定数管理に関すること。
- (5) 市の委員会、委員に係る市長の権限に属する 事務に関すること(組織に関するものに限 る。)。

		(6)	経営企画会議業務改革部会に関すること。
		(7)	事務室の配置に関すること。
		(8)	行政改革の推進に関すること。
		(9)	委託方式の調査及び研究に関すること。
		(10)	行政評価に関すること。
		(11)	外部監査契約に関すること。
		(12)	経営企画会議経営改革部会に関すること。
	デジタ	(1)	情報施策に係る企画及び調整に関すること。
	ル推進	(2)	情報システムの開発及び管理運営に関するこ
	課	ے ح	
		(3)	行政手続の電子化に係る共同処理に関するこ
		ے ح	
		(4)	市勢の統計に関すること。
		(5)	基幹統計調査に関すること。
		(6)	統計書の編集発行に関すること。
		(7)	登録調査員に関すること。
人事管	職員課	(1)	職員の任免、分限及び賞罰に関すること。
理室		(2)	職員の配置に関すること。
		(3)	職員の勤務条件に関すること。
		(4) J	職員団体に関すること。
		(5) J	職員の給与及び退職手当金に関すること。
		(6)	特別職報酬等審議会に関すること。
		(7)	経営企画会議人創り改革部会に関すること。
		(8)	退職者の再就職の相談に関すること。
	研修厚	(1)	職員の研修に関すること。
	生課	(2)	研修誌の編集、発行に関すること。
		(3)	職員の福利厚生事業に関すること。
		(4)	職員福利厚生組合に関すること。
		(5)	特別給与金に関すること。
I	I	ı	ı

		(6)	山梨県市町村職員共済組合に関すること。
		(7)	職員の元気回復事業に関すること。
		(8)	職員の健康管理に関すること。
		(9)	職員の労働衛生に関すること。
		(10)	職員の被服貸与に関すること。
		(11)	退職者の福利厚生事業に関すること。
契約管	契約課	(1)	指名参加資格者の登録に関すること。
財室		(2)	工事の請負契約に関すること。
		(3)	測量、工事契約を伴う調査設計及び監理の業
		矜	5委託の請負契約に関すること。
		(4)	工事請負等入札者指名選考委員会に関するこ
		کے	- 0
		(5)	物品供給入札者指名選考委員会に関するこ
		لح	- 0
		(6)	物品の購入契約及び検収に関すること。
		(7)	物品の出納及び管理に関すること。
		(8)	不用品の処分に関すること。
		(9)	物品の維持修繕に関すること(他の課等に属
		す	つるものを除く。)。
		(10)	委託事務執行の適正化に関すること。
	指導検	(1)	工事検査に関すること。
	查課	(2)	工事の設計、施工管理及び検査等の委託に係
		Z	調整に関すること。
		(3)	工事の設計変更等の調整、審査に関するこ
		٤	- 0
		(4)	技術的事項の調査、指導及び関係部等との連
		終	S調整に関すること。
		(5)	設計積算技法の調査及び指導に関すること。
		(6)	公共工事のコスト縮減に関すること。

		財産活	(1) 公共施設等マネジメントの推進に関するこ
		用課	と。
			(2) 公有地の利活用に関すること。
		管財課	(1) 庁舎及び庁舎の附属施設の維持管理に関する
			こと。
			(2) 庁中取締りに関すること。
			(3) 庁用自動車等の総括管理に関すること。
			(4) 共用車の集中管理に関すること。
			(5) 庁用自動車等の交通事故処理に関すること。
			(6) 整備管理者の技術指導に関すること。
			(7) 庁用自動車等の登録、整備及び検査に関する
			こと。
			(8) 市民コミュニティホール及び市役所駐車場の
			運用管理に関すること。
			(9) 新庁舎の見学等に関すること。
			(10) 公有財産の総括管理に関すること。
			(11) 普通財産の取得、管理及び処分に関するこ
			と。
			(12) 財産の保険契約に関すること(他の課等業務
			に属するものを除く。)。
			(13) 市有地の境界査定に関すること(市道を除
			<.).
			14) 財産価格審議会に関すること。
			(15) 市の行政区域の境界に関すること。
			16) 町界及び町名に関すること。
企画財	企画財	総務課	(1) 庁議、経営企画会議、部長会議及び総室長会
務部	務総室		議に関すること。
			(2) こうふ市民意見提出制度に関すること。
			(3) 中核市に関すること。

- (4) 税制に関すること。
- (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (6) 部内の文書の総括指導に関すること。
- (7) 部内の庶務に関すること。

企画財 政課

- (1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号) に基づく市町村計画に関すること。
- (2) 公共用地の取得及び処分の調整に関すること。
- (3) 地方分権に関すること。
- (4) 自治基本条例に関すること。
- (5) 南部及び北部中山間地域の振興に関すること。
- (6) リゾート計画に関すること。
- (7) 過疎地域自立促進計画に関すること。
- (8) 編入合併地域に係るサービスの調整及び当該地域の振興に関すること。
- (9) 総合調整及び部間調整に関すること。
- (10) 財政の運営、執行及び調整に関すること。
- (11) 予算編成に関すること。
- (12) 財政計画に関すること。
- (13) 資金計画に関すること。
- (14) 地方交付税に関すること。
- (15) 一時借入金に関すること。
- (16) 資金運用に関すること。
- (17) 起債に関すること。
- (18) 財務統計調査等に関すること。
- (19) 上下水道局に係る市長の権限に属する事務に 関すること(財政に関するものに限る。)。

		(20) 総合計画に関すること。
		M 経営企画会議戦略推進部会に関すること。
連携推	公民連	(1) 公民連携に関すること。
進室	携課	(2) 市政の基本方針に関すること。
		(3) 中心市街地の活性化に関すること。
		(4) 人口減少対策に関すること。
		(5) 政策形成並びに政策課題の調査及び研究並び
		に特命事項に関すること。
	自治体	(1) 広域行政に関すること。
	連携課	(2) 市町村合併に関すること。
		(3) 自治体連携に関すること。
課税管	市民税	(1) 個人市県民税及び法人市民税の賦課に関する
理室	課	こと。
		(2) 個人市県民税及び法人市民税の課税台帳等の
		整備、保管に関すること。
		(3) 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税
		(次号において「諸税」という。)の賦課に関
		すること。
		(4) 諸税の課税台帳等の整備、保管に関するこ
		と。
		(5) 諸願届の受付、処理に関すること。
		(6) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に関する
		こと。
	資産税	(1) 固定資産の評価及び固定資産税の賦課に関す
	課	ること。
		(2) 諸願届の受付、処理及び閲覧に関すること。
		(3) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に関する
		こと。
		(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

			(5) 特別土地保有税の賦課に関すること。
			(6) 都市計画税の賦課に関すること。
	収納管	収納課	(1) 口座振替納付、納期内納付に関すること。
	理室		(2) 市税、個人県民税、国民健康保険料、介護保
			険料、後期高齢者医療保険料、墓地使用料、保
			育料、市営住宅使用料及び市営住宅敷地貸付料
			の収納整理に関すること。
			(3) 督促状の発布に関すること。
			(4) 市税及び諸収入金の窓口収納並びに株式会社
			ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に関するこ
			と。
			(5) 納税証明に関すること。
		滞納整	(1) 市税、個人県民税の未収金の徴収、徴収猶
		理課	予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分(差押
			え)及び納税指導に関すること。
			(2) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
			(3) 滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及
			び交付要求に関すること。
市民部	市民総	総務課	(1) 市民憲章に関すること。
	室		(2) 核兵器廃絶平和都市宣言事業に関すること。
			(3) 社会を明るくする運動に関すること。
			(4) 支所及び出張所との連絡調整に関すること。
			(5) 窓口センターに関すること。
			(6) 交通対策の計画及び推進に関すること。
			(7) 交通安全思想の啓発・指導及び交通安全施設
			に関すること(まちづくり部が所管するものを
			除く。)。
			(8) 交通事故相談に関すること。
			(9) 自転車対策に関すること。

- (10) 交通関係機関等に関すること。
- (11) 交通対策協議会に関すること。
- (12) 交通遺児対策に関すること。
- (13) 交通災害共済事業に関すること。
- (14) 生活物資及び物価に関すること。
- (15) 消費者団体の育成強化に関すること。
- (16) 消費者保護及び啓発に関すること。
- (17) 日本赤十字社費募集に関すること。
- (18) 部内の文書の総括指導に関すること。
- (19) 部内の庶務に関すること。

市民課

- (1) 印鑑登録及び証明書の交付に関すること。
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) に基づく磁気ディスクによる住民基本台帳の調 製、届出の受理、閲覧、住民票の写し等の交付 及び戸籍の附票の作成等に関すること。
- (3) 住民票の写しの交付の特例に関すること。
- (4) 住民基本台帳カードに関すること。
- (5) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (6) 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく磁気ディスクによる戸籍の調製及び諸届等の受理並びに証明書の交付等に関すること。
- (7) 所得(課税)証明書、所得証明書、非課税証 明書及び軽自動車税納税証明書(継続検査用) の交付に関すること。
- (8) 住民異動に伴う転入学通知書に関すること (定例的なものに限る。)。
- (9) 認可地縁団体印鑑登録証明書の認証に関すること。

- (10) 各種証明書等の手数料及び使用料の収納に関すること。
- (11) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (12) 人口動態調査及び相続税法(昭和25年法律 第73号)第58条第1項の報告に関するこ と。
- (13) 埋葬、火葬及び改葬の許可並びに斎場の使用 許可に関すること。
- (14) 犯罪人名簿及び破産者名簿の整備並びに刑罰 等調書に関すること。
- (15) 住居表示に関すること。
- (16) 住居表示審議会に関すること。
- 17) 各種統計資料の作成報告に関すること。
- (18) 在留カード、特別永住者証明書及び外国人相談に関すること。
- (19) 多文化共生推進計画に関すること。
- 20 国民年金及び福祉年金に関すること。
- □ 庁内案内に関すること。
- ₩ 総合窓口の運用に関すること。

人権男

(1) 人権啓発に関すること。

女参画

(2) 人権擁護委員の推薦に関すること。

課

- (3) 同和対策に関すること。
- (4) 男女共同参画に関すること。
- (5) 男女共同参画関係機関及び男女共同参画関係 団体との連絡調整に関すること。
- (6) 男女共同参画センターに関すること。
- (7) 女性活躍推進に関すること。

市民協協働推

维 | (

(1) 市長対話に関すること。

働室

進課

(2) よっちゃばれ放談会に関すること。

ĺ	1	ı	1
			(3) 地域及び地区の対話に関すること。
			(4) 陳情及び要望の処理に関すること。
			(5) 市民相談に関すること。
			(6) 市政モニターに関すること。
			(7) 悠遊館及び市民会館の維持管理に関するこ
			と。
			(8) 南部市民センター附属施設の運営管理に関す
			ること。
			(9) 地域計画の策定及び推進並びに市民組織の育
			成に関すること。
			(10) 市民センター、悠遊館及び市民会館の建設に
			関すること。
			(11) 自治会等地域各種団体との連絡協調及び市民
			情報の把握に関すること。
			(12) 地縁団体の認可並びに認可地縁団体印鑑の登
			録及び証明に関すること。
			(13) 地域集会施設に関すること。
			(14) 市民活動補償制度に関すること。
			(15) 防犯街路灯に関すること。
			(16) ボランティア及びNPOに関すること(各所
			管に係る事項を除く。)。
			(17) 協働の推進に関すること。
		協働支	(1) 市民団体等の交流・連携に関すること。
		援課	(2) 地域支援拠点の運営に関すること。
			(3) 協働を推進するための支援に関すること。
福祉保	福祉保	総務課	(1) 福祉・保健情報に関すること。
健部	健総室		(2) 民生委員及び児童委員に関すること。
	(福祉 事 務		(3) 社会福祉審議会に関すること。
	所)		(4) 福祉諸計画の調整に関すること。
I	I	I	

- (5) 地域福祉推進計画に関すること。
- (6) 社会福祉協議会に関すること。
- (7) 在宅高齢者に関すること。
- (8) 高齢者の生きがい対策に関すること。
- (9) 福祉センターに関すること。
- 10 上九の湯ふれあいセンターに関すること。
- (11) 老人デイサービスセンターに関すること。
- (12) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に よる福祉の措置に関すること。
- (13) 老人福祉施設に関すること。
- 14) 高齢者保健福祉計画の推進に関すること。
- (15) 成年後見制度に関すること。
- (16) 部内の文書の総括指導に関すること。
- (17) 部内の庶務に関すること。

生活福祉課

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の措置に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。
- (3) ホームレスに関すること。
- (4) 引揚者等に関すること。
- (5) 法外扶助に関すること。
- (6) 災害援護に関すること。
- (7) 医療券交付及び統計に関すること。
- (8) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- (9) 中国残留邦人等への支援に関すること。
- (10) 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第 105号) による支援に関すること。
- (11) 保護施設に関すること。

		(12) 指定医療機関等に関すること。
		⑴ 無料低額診療事業等に関すること。
	障がい	(1) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保
	福祉課	健福祉手帳に関すること。
		(2) 障害福祉サービスに関すること。
		(3) 在宅障害児(者)に関すること。
		⑷ 自立支援医療に関すること。
		(5) 重度心身障害者医療費の助成に関すること。
		(6) 障害者センターに関すること。
		(7) 障害者の社会参加促進に関すること。
		(8) 心身障害児(者)に係る手当に関すること。
		(9) 補装具費の給付に関すること。
		(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
		援するための法律(平成17年法律第123
		号)による地域生活支援事業に関すること。
		(11) 社会福祉事業団に関すること。
		(12) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福
		祉計画の推進に関すること。
		(13) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法
		律第127号)に関すること。
		(14) 発達障害児(者)に関すること。
		(15) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関
		すること。
健康支	健康政	(1) 保健所及び保健センター業務の調整に関する
援室	策課	こと。
		(2) 保健所運営協議会に関すること。
		(3) 健康都市構想に関すること。
		(4) 保健計画の策定に関すること。
		(5) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関

すること。

- (6) 保健師の現任教育に関すること。
- (7) 健康の杜センターに関すること。
- (8) いきいきプラザに関すること。
- (9) 墓地及び埋火葬に関すること。
- 10 公衆衛生の普及及び向上に関すること。
- (11) 継続看護の推進に関すること。
- (12) 医師の臨床研修に関すること。
- (13) 保健師の統括に係る支援に関すること。
- (14) 地域包括支援体制に関すること。
- (15) 介護予防・生活支援体制の推進に関すること。
- (16) 包括的支援事業に関すること。
- 17) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (18) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (19) 在宅医療及び介護連携に関すること。
- (20) 認知症の高齢者に関すること。
- □ 簡易水道等事業に関すること。

地域保健課

- (1) 保健計画の推進に関すること (母子保健課が 所管するものを除く。)。
- (2) 食育推進計画に関すること。
- (3) 食育基本法(平成17年法律第63号)による地域の食育に関すること(母子保健課が所管するものを除く。)。
- (4) 健康増進法(平成14年法律第103号)に 関すること(母子保健課が所管するものを除 く。)。
- (5) 地域保健法(昭和22年法律第101号)に

		よる地域保健事業に関すること(母子保健課
		所管するものを除く。)。
		(6) 健康づくり及びその推進に関すること(民
		保健課が所管するものを除く。)。
		(7) 保健センターに関すること。
		(8) 結核検診に関すること。
		(9) 難病及び特定疾病対策に関すること。
		(10) 歯科保健に関すること。
		(11) 特定保健指導の支援に関すること。
		(12) 介護保険事業の技術援助に関すること。
		(13) 高齢者の虐待に関すること。
		(4) 栄養士及び看護師等実習の指導に関する
		と。
		(15) 地域担当保健師に関すること。
保険経	指導監	(1) 社会福祉法人の設立の許可等に関すること
営室	査課	(2) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監
		に関すること。
		(3) 介護保険サービス事業者等の指導監査に関
		ること。
		(4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関
		ること。
		(5) 特定教育・保育施設等の指導監査に関する
		と。
		(6) 許可外保育施設等の指導監査に関すること
		(7) 有料老人ホームの指導監査に関すること。
		(8) 公立保育所の指導監査に関すること。
	介護保	(1) 介護保険事業の企画及び運営に関すること
	険課	(2) 介護保険市民運営協議会に関すること。

- (4) 被保険者の資格に関すること。
- (5) 介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分に関すること。
- (6) 保険給付に関すること。
- (7) 介護認定審査会に関すること。
- (8) 要介護及び要支援認定に関すること。
- (9) 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に 関すること。
- (10) 福祉総合相談に関すること。
- 11) 第1号事業支給費の支給に関すること。

健康保 険課

- (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。
- (4) 被保険者の資格に関すること。
- (5) 保険料の賦課に関すること。
- (6) 保険給付に関すること。
- (7) 保健事業に関すること。
- (8) 一部負担金に関すること。
- (9) 国民健康保険料の未収金の徴収、徴収猶予及び滞納処分に関すること。
- 10 特定健診・特定保健事業に関すること。
- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による保健事業に関すること。
- (12) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (13) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18年法律第83号) 附則第32条の規定によ

1	ı	1
		りなお従前の例によるとされた同法第7条の規
		定による改正前の老人保健法(昭和57年法律
		第80号。以下「改正前老人保健法」とい
		う。)による保健事業(医療に限る。)に関す
		ること。
保健衛	精神保	(1) 精神保健に関すること。
生室(保健	健課	(2) 自殺対策に関すること。
所)	母子健	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に
	康課	よる保健所の業務に関すること。
		(2) 母子保健事業に係る保健所の業務に関するこ
		と。
	医務感	(1) 地域医療支援に関すること (母子保健課が所
	染症課	管するものを除く。)。
		(2) 地域医療センター管理に関すること。
		(3) 救急医療に関すること。
		⑷ 災害時医療に関すること。
		(5) 医療機関等の許可及び届出並びに監視指導等
		に関すること。
		(6) 衛生検査所に関すること。
		(7) 死体の解剖及び保存の許可等に関すること。
		(8) 移植医療に関すること。
		(9) 医師、歯科医師その他の医療関係者に関する
		こと。
		(10) 調理師及び製菓衛生師に関すること。
		(11) 予防接種に関すること。
		(12) 感染症に関すること。
		(13) 感染症審査協議会に関すること。
	生活衛	(1) 食品衛生に関すること。
	生薬務	(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する

		課	こと。
			(3) 家庭用品の規制に関すること。
			(4) 薬事に関すること。
			(5) 毒物及び劇物の取締りに関すること。
			(6) 狂犬病予防に関すること。
			(7) 動物の愛護及び管理に関すること。
			(8) 生活衛生関係営業に関すること。
			(9) クリーニング師に関すること。
			10 化製場等に関する法律(昭和23年法律第
			140号)に関すること。
			(11) 建築物における衛生的環境の指導に関するこ
			と。
			(12) プールの維持管理指導に関すること。
			(13) 献血の推進に関すること。
			(14) 衛生上の試験検査に関すること。
			(15) と畜に関すること。
			(16) 温泉の利用に関すること。
			(17) 斎場に関すること。
			18 健康増進法(平成14年法律第103号)に
			関すること(地域保健課及び母子保健課が所管
			するものを除く。)。
子ども	子ども	総務課	(1) 福祉・保健情報に関すること(福祉保健部が
未来部	未来総室(福		所管するものを除く。)。
	社事務		(2) 部内の文書の総括指導に関すること。
	所)		(3) 部内の庶務に関すること。
		子ども	(1) 子ども施策の調査研究に関すること。
		応援課	(2) 子ども未来応援条例に関すること。
			③ 子ども屋内運動遊び場の運営に関すること。
			⑷ 青少年の健全育成に関すること。

- (5) 青少年育成センターの運営に関すること。
- (6) チビッコ広場の管理に関すること。

子育て 支援課

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の 規定による児童相談、要保護児童の保護等に関 すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (3) 児童虐待防止に関すること。
- (4) 子育てお助け隊派遣事業に関すること。
- (5) 児童手当及び助産手当に関すること。
- (6) 児童扶養手当に関すること。
- (7) 小児及びひとり親家庭の医療費の助成に関すること。
- (8) 母子、寡婦家庭及び父子家庭の福祉に関すること。
- (9) 子どもの貧困対策に関すること。
- (10) 幼児教育諸団体との連絡調整に関すること。
- (11) 幼児教育センターの運営管理に関すること。
- (12) ファミリー・サポート・センターに関するこ と。

子ども

(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。

保育課

- (2) 子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 保育料の徴収及び滞納処分に関すること。
- (4) 保育の必要性の認定に関すること。
- (5) 施設型給付及び地域型給付に関すること。
- (6) 地域子ども・子育て支援事業に関すること。
- (7) 公立保育所の管理運営及び保育に関すること。
- (8) 給食材料の購入契約及び検収に関すること。
- (9) 児童館に関すること。

- (10) 放課後児童クラブに関すること。
- (11) 私立幼稚園就園奨励に関すること。
- (12) 認定こども園への移行に関すること。
- (13) 教育・保育施設等の確認・指導監督に関すること。
- (14) 認可外保育施設に関すること。
- (15) 教育・保育施設等への助成に関すること。

母子保 健課

- (1) 保健計画の推進に関すること (地域保健課が 所管するものを除く。)。
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子保健事業に関すること。
- (3) 食育基本法による地域の食育に関すること (地域保健課が所管するものを除く。)。
- (4) 健康増進法に関すること(地域保健課が所管するものを除く。)。
- (5) 地域保健法による地域保健事業に関すること (地域保健課が所管するものを除く。)。
- (6) 健康づくり及びその推進に関すること(地域 保健課が所管するものを除く。)。
- (7) 地域医療支援に関すること (医務感染症課が 所管するものを除く。)。
- (8) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (9) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に よる小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の 給付に関すること。

別表第1環境部、環境総室、総務課の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 一般廃棄物処理計画に関すること。

- (6) 災害廃棄物処理計画に関すること。
- (7) 環境政策に関すること。

別表第1環境部、廃棄物対策室、廃棄物対策課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同表産業部、産業総室、総務課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項の次に次のように加える。

ふるさと納税課 (1) ふるさと納税に関すること。 (2) 企業版ふるさと納税に関すること。 (3) ネーミングライツに関すること。

別表第1産業部、産業総室の項に次のように加える。

観光課	(1)	観光事業の計画及び振興に関すること。
	(2)	観光資源の利用、保存及び企画開発に関すること。
	(3)	観光施設の整備、管理に関すること。
	(4)	観光客の誘致に関すること。
	(5)	観光案内に関すること。
	(6)	郷土観光祭に関すること。
	(7)	観光関係団体に関すること。

別表第1産業部、観光商工室の項を次のように改める。

商工振興室	商工課	(1) 中小企業・小規模事業者の振興に関するこ
		と。
		(2) 創業支援に関すること。
		(3) 商業振興及び商店街の活性化に関すること。
		⑷ 商業関係団体に関すること。
		(5) 商店街振興組合等の認可及び諸届に関するこ
		と。
		(6) 地域産業の甲府ブランド化及び情報発信に関
		すること。
		(7) 中小企業資金の融資に関すること。
I		l

	(8)	中小企業金融相談所に関すること。
	(9)	工業の振興に関すること。
	(10)	地場産業の振興に関すること。
	(11)	工業関係団体に関すること。
	(12)	山梨県地場産業センターに関すること。
中心市街地	(1)	中心市街地の振興(商業等の活性化)に関す
振興課	Z	らこと。

別表第1まちづくり部、まち開発室、都市計画課の項の次に次のように加える。

地域デザイン課 (1) 甲府市都市計画マスタープランの地域別構想の策定及 び推進に関すること。

別表第1まちづくり部、施設整備室、建築営繕課の項に次の1号を加える。

(4) 市有施設の保全計画の策定及び推進に関すること。

別表第6診療部の項中 歯科口腔外科 を 緩和ケア内科 に改め、

同項に次のように加える。

地域周産期母子 (1) 周産期に係る母子医療に関すること。 医療センター

別表第6医療安全管理部、感染管理室の項を削り、同表医療安全管理部の次に 次のように加える。

感染管理部感染管理室(1) 感染管理に関すること。(2) 職業感染防止に関すること。

(甲府市職員特別給与条例施行規則の一部改正)

第2条 甲府市職員特別給与条例施行規則(昭和26年9月規則第19号)の一部 を次のように改正する。

第13条中「総務部」を「行政経営部」に改める。

(甲府市職員職名規則の一部改正)

第3条 甲府市職員職名規則(昭和28年12月規則第29号)の一部を次のよう に改正する。 別表第1技術職員の項中「、統括診療部長」を削り、「医療総合研修センター 長」の次に「、感染管理部長」を加える。

(甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例施行規則(昭和35年 10月規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画部」を「企画財務部」に改める。

(甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部改正)

第5条 甲府市臨時的任用職員に関する規則(昭和36年6月規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第6条及び第6条の2第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第1号様式中「総務部」を「行政経営部」に改める。

第2号様式中「基本賃金」を「給料月額」に改める。

(甲府市役所庁中管理規則の一部改正)

第6条 甲府市役所庁中管理規則(昭和37年11月規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部契約管財室管財課長」を「行政経営部契約管財室管財課長」に改める。

別表中「総務部契約管財室契約課長」を「行政経営部契約管財室契約課長」に、「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に、「総務部行政管理室情報政策課長」を「行政経営部行政経営総室デジタル推進課長」に、「市民部市民協働室消費生活課長」を「市民部市民総室総務課長」に改める。

(甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第7条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表 2 1 の項中「統括診療部長・」を削り、「経営改善対策部長」を「経営改善対策部長・感染管理部長」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「総務部職員課」を「行政経営部職員課」に改める。

(甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第8条 甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和39年4月規則第48号)の一部を次のように改正する。

第74条第1項中「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

(甲府市職員表彰規則の一部改正)

第9条 甲府市職員表彰規則(昭和41年3月規則第12号)の一部を次のように 改正する。

第10条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規則の一部改正)

第10条 休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規則(昭和44年6月規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部」を「行政経営部」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第11条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「総務部総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室総務 課長」に改める。

別表第1一般公印の表市印の項及び市長印の項中「総務部総務総室総務課長」 を「行政経営部行政経営総室総務課長」に改め、同表保健所印の項中「福祉保健 部健康長寿室健康政策課長」を「福祉保健部健康支援室健康政策課長」に改め、 同表斎場管理者印の項中「福祉保健部健康支援センター医務感染症課長」を「福 祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課長」に改め、同表感染症診査協議会委員長印 の項中「福祉保健部健康支援センター医務感染症課長」を「福祉保健部保健衛生 室医務感染症課長」に改める。

別表第1専用公印の表市印の項中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に、「市民部市民総室国民健康保険課長」を「福祉保健部保険経営室健康保険課長」に改め、同表身分証明専用市印の項中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に改め、同表市役所印の項中「総務部総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室総務課長」に、

「市民部課税管理室市民税課長」を「企画財務部課税管理室市民税課長」に改

め、同表市長印の項中「総務部総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室 総務課長」に、「福祉保健部福祉支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部福祉保 健総室障がい福祉課長」に、「福祉保健部健康支援センター地域保健課長」を 「福祉保健部健康支援室地域保健課長」に改め、同表共済組合申請専用市長印の 項中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に改 め、同表証明専用市長印(番号入)の項中「市民部課税管理室市民税課長」を 「企画財務部課税管理室市民税課長」に、「市民部課税管理室資産税課長」を 「企画財務部課税管理室資産税課長」に、「市民部収納管理室収納課長」を「企 画財務部収納管理室収納課長」に改め、同表保健所専用市長印の項中「福祉保健 部健康長寿室健康政策課長」を「福祉保健部健康支援室健康政策課長」に改め、 同表予防接種証明専用市長印(番号入)の項中「福祉保健部健康支援センター医 務感染症課長」を「福祉保健部保健衛生室医務感染症課長」に改め、同表市長職 務代理者印の項中「総務部総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室総務 課長」に、「福祉保健部福祉支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部福祉保健総 室障がい福祉課長」に改め、同表共済組合申請専用市長職務代理者印の項中「総 務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に改め、同表証 明専用市長職務代理者印(番号入)の項中「総務部総務総室総務課長」を「行政 経営部行政経営総室総務課長」に改め、同表保健所専用市長職務代理者印の項中 「福祉保健部健康長寿室健康政策課長」を「福祉保健部健康支援室健康政策課 長」に改め、同表予防接種証明専用市長職務代理者印(番号入)の項中「総務部 総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室総務課長」に改め、同表中

改め、同表甲府市会計管理者代理署名人収納課長印の項中「市民部収納管理室収

Γ

納課長」を「企画財務部収納管理室収納課長」に改め、同表福祉事務所長印の項中「福祉保健部福祉支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課長」に改める。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第12条 甲府市職員被服貸与規則(昭和49年7月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表の2技術職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表4の項中 「

夏事務服 (上下) 又は	3 夏	1	保健所に勤務する職員に限
夏作業服(上下)			る。
冬事務服 (上下) 又は	3冬	1	
冬作業服(上下)			
ゴム長靴	4年	1	
帽子	4年	1	
防寒服 (上)	4冬	1	

を

Γ

3 夏	1	保健所に勤務する職員(男
3冬	1	性)に限る。
4年	1	
4年	1	
4冬	1	
3 夏	1	保健所に勤務する職員(女
		性)に限る。
3冬	1	
	3 4 4 4 4 4 4 3 夏	3 冬 1 4年 1 4年 1 4冬 1 3 夏 1

に

ゴム長靴	4年	1	
帽子	4年	1	
防寒服 (上)	4冬	1	

改め、同表9の項中「薬剤師」を「薬剤師(男性)」に、「夏事務服(上下)又は夏作業服」を「夏作業服」に、「冬事務服(上下)」を「事務服」に改め、同表に次のように加える。

1 0	薬剤師(女	夏事務服(上下)	3 夏	1	
	性)	又は夏作業服(上			
		下)			
		冬事務服(上下)	3冬	1	
		又は冬作業服(上			
		下)			
		ゴム長靴	4年	1	
		帽子	4年	1	
		防寒服 (上)	4 冬	1	

別表の3技能労務職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表1の項中 「

夏作業服(上下)	1 夏	2	道路公園等保全センターに勤
冬作業服(上下)	1冬	2	務する職員(公園緑地課の業
ゴム長靴又は作業靴	3年	1	務を行う職員を除く。)に限 る。
雨衣 (上下)	4年	1	
防寒服 (上)	4 冬	1	
帽子	3年	1	
安全靴	1年	1	
夏作業服(上下)	1 夏	2	公園緑地課(遊亀公園附属動
冬作業服(上下)	1 冬	2	物園を除く。)に勤務する職

を

ゴム長靴又は作業靴	3年	1	員に限る。
雨衣 (上下)	3年	1	
フード付きヤッケ又は	4年	1	
防寒服 (上)			
帽子	3年	1	
安全靴	2年	1	

Γ

夏作業服(上下)	1 夏	2	道路公園等保全センターに勤
冬作業服(上下)	1 冬	2	務する職員に限る。
ゴム長靴又は作業靴	3年	1	
雨衣 (上下)	3年	1	
フード付きヤッケ又は	4年	1	
防寒服 (上)			
帽子	3年	1	
安全靴	1年	1	

に

改め、同表3の項中「総務部」を「行政経営部」に改め、同表6の項中「学校、 保育所」を「保育所」に改める。

(甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則の一部改正)

第13条 甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則(昭和49年12月規則第67号)の一部を次のように改正する。

第10条中「市長直轄組織危機管理室防災指導課」を「市長直轄組織危機管理 室地域防災課」に改める。

(甲府市契約規則の一部改正)

第14条 甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)の一部を次のように 改正する。

第13号様式その1中「総務部契約管財室」を「行政経営部契約管財室」に改

める。

(甲府市公有財産取扱規則の一部改正)

第15条 甲府市公有財産取扱規則(昭和59年3月規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第5条第1項中「総務部長」を「行政経営部長」に、「企画部長」を「企画財 務部長」に改める。

第11条、第13条第2項、第18条第2項、第26条、第30条、第31条、第32条第2項第4号及び第36条から第40条までの規定中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第12号様式(その1)及び第13号様式中「総務部長」を「行政経営部長」 に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第16条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正 する。

第4条、第5条及び第7条第1項中「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

第8条第1項及び第2項中「企画部長」を「企画財務部長」に改め、同条第3項中「総務部長」を「行政経営部長」に、「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

第9条及び第10条中「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

第12条中「企画部長」を「企画財務部長」に、「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第13条から第15条まで、第16条第1項及び第3項、第17条第1項及び 第2項、第18条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、第20条第1 項及び第2項、第21条、第25条、第26条(見出しを含む。)、第27条か ら第29条まで並びに第57条中「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

第92条第2項の表中「、消費生活課長」を削り、「国民健康保険課長」を 「健康保険課長」に改め、「、高齢者福祉課長」を削り、「協働推進課に属する 各連絡所、国民健康保険課経営係、国民健康保険課保険料係、国民健康保険課滞 納整理係」を「健康保険課経営係、健康保険課保険料係、健康保険課滞納整理係」に、「消費生活課交通安全係、消費生活課消費生活係、高齢者福祉課医療係」を「市民総室総務課交通安全係、市民総室総務課消費生活係、健康保険課医療係」に改める。

第94条第2項第1号中「医務感染症課」を「生活衛生薬務課」に改める。

第104条第3項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第106条、第107条並びに第150条第2項及び第3項中「企画部長」を 「企画財務部長」に改める。

別表支出負担行為の整理区分(その1)の表7賃金の項を削り、同表8報償費の項を同表7報償費の項とし、同表9旅費の項から同表28繰出金の項までを1項ずつ繰り上げる。

第10号様式及び第14号様式(その1)から第14号様式(その3)までの 規定中「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

(甲府市物品管理規則の一部改正)

第17条 甲府市物品管理規則(昭和62年1月規則第2号)の一部を次のように 改正する。

第34条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市情報公開審査会規則の一部改正)

第18条 甲府市情報公開審査会規則(昭和63年3月規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総務総室法制課」を「行政経営部行政経営総室法制課」に改める。

(甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第19条 甲府市職員安全衛生管理規則(平成3年3月規則第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室研修厚生課長」に、「福祉保健部健康長寿室健康政策課長」を「福祉保健部保健衛生室精神保健課長」に改める。

第19条第1項第3号中「衛生管理者」を「衛生推進者」に改める。

第22条第3項中「総務部行政管理室職員課」を「行政経営部人事管理室研修

厚生課」に、「福祉保健部健康長寿室健康政策課」を「福祉保健部保健衛生室精神保健課」に改める。

別表第1中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市長の職務を代理する者を定める規則の一部改正)

第20条 甲府市長の職務を代理する者を定める規則(平成14年11月規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部長」を「行政経営部長」に、「企画部長」を「企画財務部長」に改める。

(甲府市男女共同参画審議会規則の一部改正)

第21条 甲府市男女共同参画審議会規則(平成15年3月規則第3号)の一部を 次のように改正する。

第5条中「市民部市民協働室人権男女参画課」を「市民部市民総室人権男女参画課」に改める。

(甲府市個人情報保護審査会規則の一部改正)

第22条 甲府市個人情報保護審査会規則(平成15年12月規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総務総室法制課」を「行政経営部行政経営総室法制課」に改める。

(甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第23条 甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成19年3月規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「総務部、市民部(課税管理室及び収納管理室を除く。)」を「行政経営部、市民部」に、「企画部、市民部(課税管理室及び収納管理室に限る。)」を「企画財務部」に改める。

(甲府市退職手当審査会規則の一部改正)

第24条 甲府市退職手当審査会規則(平成21年9月規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部行政管理室職員課」を「行政経営部人事管理室職員課」に改める。

(甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に 関する規則の一部改正)

第25条 甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の 閲覧に関する規則(平成31年3月規則第30号)の一部を次のように改正す る。

第3条中「企画部企画経営室行政経営課」を「行政経営部行政経営総室行政経営課」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務 を命ぜられていた課配属職員(課長を除く。)は、別に辞令を発せられない限 り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられ たものとする。

市長直轄 組織	危機管理室	防災指導課	市長直轄 組織	危機管理室	地域防災課
総務部	総務総室	総務課	行政経営	行政経営総	総務課
		法制課	部	室	法制課
	行政管理室	業務管理課			行政経営課
		情報政策課			デジタル推進 課
		職員課		人事管理室	職員課
	契約管財室	契約課		契約管財室	契約課
		指導検査課			指導検査課
		財産活用課			財産活用課
		管財課			管財課
企画部	企画総室	総務課	企画財務 部	企画財務総 室	総務課
	企画経営室	行政経営課	行政経営 部	行政経営総 室	行政経営課
		財政課	企画財務 部	企画財務総 室	企画財政課
		連携推進課		連携推進室	自治体連携課

市民部	課税管理室	市民税課	企画財務	課税管理室	市民税課
		資産税課	部		資産税課
	収納管理室	収納課		収納管理室	収納課
		滞納整理課			滞納整理課
	市民協働室	消費生活課	市民部	市民総室	総務課
		人権男女参画 課			人権男女参画 課
	市民総室	国民健康保険 課	福祉保健 部	保険経営室	健康保険課
福祉保健 部	福祉保健総 室	指導監査課			指導監査課
	福祉支援室	介護保険課			介護保険課
		生活福祉課		福祉保健総室	生活福祉課
		障がい福祉課			障がい福祉課
	健康長寿室	健康政策課		健康支援室	健康政策課
		地域保健課			地域保健課
	健康支援セ	精神保健課		保健衛生室	精神保健課
	ンター	母子保健課			母子保健課
		医務感染症課			医務感染症課
		生活衛生薬務 課			生活衛生薬務 課
産業部	観光商工室	観光課	産業部	産業総室	観光課
		商工課		商工振興室	商工課

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市規則第6号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則(昭和27年3月規則第7号)の一部を次のように 改正する。

第24条の3第1項第4号中「100分の92未満」を「100分の83.5以下」に、「100分の112未満」を「100分の102.5以下」に改める。

第24条の4第1項第3号中「100分の43.5未満」を「100分の41.5以下」に、「100分の53.5未満」を「100分の51.5以下」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 2 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則(以下「新規 則」という。)第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率に ついては、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の190 (新規則第17条の2に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の230)
 - (2) 再任用職員 100分の90 (特定幹部職員にあっては、100分の

1 1 0)

甲府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第7号

甲府市契約規則の一部を改正する規則

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「及び工事」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

4) 1件50万円未満の小規模な修繕工事等に係る契約を締結するとき。

第18号様式中

監理技術者	を
	١
Γ	
監理技術者	に改める。
監理技術者補佐	
]

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第8号

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市児童福祉法施行細則(平成15年3月規則第17号)の一部を次のように 改正する。

第6号様式(表面)中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者等記号・番号」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第9号

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則(昭和50年12月規則第62号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(受給者証等の提示)

- 第5条 保険医療機関等で療養を受けようとするときは、医療保険各法の規定に基づく電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとと もに、受給者証を提示しなければならない。
- 2 条例第6条第1項の規定により医療費助成金の申請を行うときは、被保険者証 等及び受給者証を提示しなければならない。

第2号様式(その1)及び第2号様式(その2)中「被保険者証の記号番号」を「被保険者等記号・番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第10号

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則(昭和47年10月規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(資格証等の提示)

- 第5条 保険医療機関等で療養を受けようとするときは、医療保険各法の規定に基づく電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとと もに、資格証を提示しなければならない。
- 2 条例第6条第1項の規定により医療費助成金の申請を行うときは、医療保険各 法に基づく被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)及び資格 証を提示しなければならない。
- 第9条中「医療保険各法に基づく被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)」を「被保険者証等」に改める。
- 第1号様式(その1)(表)、第1号様式(その2)(表)及び第4号様式中 「被保険者証の記号番号」を「被保険者等記号・番号」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第11号

甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市老人福祉法施行細則(平成18年3月規則第32号)の一部を次のように 改正する。

第30号様式及び第31号様式を次のように改める。

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住所氏名生年月日年月日生法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名所在地、名称及び代表者の氏名

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の 規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 事業開始の予定年月日
- 3 施設の管理者の氏名及び住所
- 4 施設において供与される介護等の内容
- 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 6 施設の運営の方針
- 7 入居定員及び居室数

- 8 職員の配置計画
- 9 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 10 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- 11 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 12 長期の収支計画

添付書類

- (1) 法人にあっては、定款、その他の基本約款及び直近の事業年度の決算書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (3) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 入居契約書の写し及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (5) 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- (6) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する 書類

第31号様式(第19条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住所氏名生年月日年月日生法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名電話番号

有料老人ホーム届出事項変更届

次のとおり有料老人ホームの届出事項を変更したので、老人福祉法第29条第 2項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 変更する事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更した年月日
- 4 変更の理由
- 5 施設の名称及び設置予定地
- 6 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

- 7 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 8 施設の管理者の氏名及び住所
- 9 施設において供与される介護等の内容
- 10 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 11 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受け たことを証する書類
- 12 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 13 施設の運営の方針
- 14 入居定員及び居室数
- 15 職員の配置計画
- 16 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 17 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する 書類
- 18 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の 内容
- 19 長期の収支計画

20 入居契約書の写し及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第12号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細 則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年9月規則第69号)の一部を次のように改正する。

第6号様式の2(表面)、第18号様式及び第19号様式(表面)中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者等記号・番号」に改める。

第21号様式中「被保険者証に関する事項」を「被保険者等に関する事項」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第13号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則(昭和52年9月規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(受給者証等の提示)

- 第5条 保険医療機関等で療養を受けようとするときは、医療保険各法の規定に基づく電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとと もに、受給者証を提示しなければならない。
- 2 条例第7条第1項の規定により医療費助成金の請求を行うときは、被保険者証 等及び受給者証を提示しなければならない。

第3号様式(その1)(表)、第3号様式(その2)(表)、第3号様式の2 (その1)(表)及び第3号様式の2(その2)(表)中「被保険者証の記号番号」を「被保険者等記号・番号」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第14号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日 を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(令和2年9月規則第51号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第15号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「甲府市国民健康保険第三者の行為による被害届」を「甲 府市国民健康保険第三者行為による傷病届」に改める。

第4号様式を次のように改める。

(あて先) 甲府市長

年	月	
T.	Н	日

	甲府市国民健康保険第三者行為による傷病届						
	項目	内	容				
届出	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号 保険者名					
者 • 届	保険者の住所(届出先)	干					
出 先	被保険者(世帯主)氏名	^{ふりがな} 氏 名	印				
(受診	氏名 / 性別 / 年齢	^{ふりがな} 氏 名	男性 / 女性 歳				
	続柄 / 生年月日	届出者との関係	年 月 日				
者者	住所 / 電話	〒	TEL ()				
	備考						
加第	氏名 / 性別 / 年齢	^{ふりがな} 氏 名	男性 / 女性 歳				
者者	住所 / 電話	Ŧ	TEL ()				
事故	事故発生日時	年 月 日 午前 /	午後 時 分頃				
発 生	事故発生場所						
自	保険会社名						
賠責保	保険契約者名	^{ふりがな} 氏 名					
険(登録番号						
加害者)	車台番号						
1)	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月	自賠責番号				
	保険会社名						
任	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL ()				
意保险	担当者名 / E-mail	^{ふりがな} 氏 名	E-mail				
) (m)	保険契約者名	^{ふりがな} 氏 名					
加害者)	住所	〒					
(r	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月	契約番号				
	任意対人一括の有無	有 / 無					
被害者加入の保険会社関与の有無(注) 有 / 無		有 / 無 保険会社名・担当者名	TEL ()				
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名 治療開始 TEL	年 月 日				
治療状況	所 在 地		入院の有無 有 / 無				
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名 治療開始 TEL	日 年 月 日 ()				
	所 在 地	Ţ	入院の有無 有 / 無				
本件);	ま、労災保険の給付対象	となる業務上又は通勤による交通事故	かではありません。				

(注) 保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入してください。 (自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載してください。)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市規則第16号

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

甲府市食品衛生法施行細則(平成31年3月規則第18号)の一部を次のように 改正する。

第6条を削る。

第5条の見出し中「許可書」を「許可証」に改め、同条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「許可書」を「許可証」に改め、同条第2項中「許可書」を「許可証」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第67条第1項」を「第67条」に、「第2号様式」を「第3 号様式」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第3条中「食品衛生管理者設置(変更)届(第1号様式)」を「食品衛生管理者選任(変更)届(第2号様式)」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定成分等含有食品による健康被害に関する届出)

第3条 省令第2条の2の届出書は、健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票 (第1号様式)とする。

第7条及び第8条を次のように改める。

(地位の承継の届出)

第7条 省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の届出書は、地 位承継届(第4号様式)とする。

(営業の届出)

第8条 省令第70条の2第1項の届出書は、営業届(新規、継続)(第5号様式)とする。

第9条中「営業許可申請事項変更届(第7号様式)を当該変更があった日から 10日以内に」を「営業許可申請書・営業届(変更)(第6号様式)を」に改め る。

第10条を次のように改める。

(廃業の届出)

- 第10条 省令第71条の2の規定による届出書は、営業許可申請書・営業届(廃業) (第7号様式)とする。
 - 第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。
 - 第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票

					送付枚数
報告者氏名 (役職)				会社名(部署名)	
所在地				電話番号 FAX 番号	
情報受付日	年	月	日		
情報提供者	摂取者本人 ・ 摂取者の家族等 ・ 医療機関 ・ その他()				

該当箇所にチェックまたは空欄に記入してください(複数回答可)。

「指定成分等を含む食品」の場合、*のついている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。

「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	□ 含有あり	* 指定成分等名:	
		* 指定成分等の1日摂取目安量:	(<i>µ</i> g/mg/g)
		* 管理成分の1日摂取目安量:	(μ g /mg/g)
	□ 含有なし		
	□ 不明		

1. 症状

* 症状·主訴	□発熱	□腹痛	□ 臨床検査値の異常 「具体的な項目:
	□ 頭痛	□ 下痢	共体的な項目・
	□ 倦怠感	□ 吐気・嘔吐	
	□ かゆみ・発疹	□ 呼吸困難	□ その他 「具体的な訴え:
	□ 食欲不振	□ 不正性器出血	ストロックのドル.
	│ │ □ 黄疸	□ 月経不順	
* 症状発現日	年 月 日	日(頃) または 摂取	日(頃) 口 不明

2. 該当する製品情報

* 製品名		明		
* 製品形状	□錠剤 □カプセル □ドリンク □粉末 □その他()		
購入日	年 月 日 消費/賞味期限 年 月 日	月 日 口 不明		
* ロット番号	□ 不明(理由:)		
* 原材料名・ 含有量・配合量 (全て記入)		□ 不明		
1日当たり 摂取目安量(mg)		□ 不明		
* 食品の種類	□ 保健機能食品 (□特定保健用食品 □機能性表示食品 □栄養機能食品) □ その他			
(機能性表示食品の場合) 機能性関与成分(エキス 等の場合は指標成分) 及びその含有量		□ 不明		
別添資料	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可			
	□ あり □ なし			

※製品の特定が的確になるよう別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

3. 摂取者および摂取状況に関する情報

* 個人情報(氏名・	・連絡先)について行政への提供を □ 同意する □ 同意しない	, ν
※同意が得られない場	場合は、氏名、連絡先は記入せず、備考欄にその理由を可能な範囲で記入すること。	
氏名	連絡先	
性別	□ 男 □ 女 □不明	
年齢	□ 10 歳未満 □ 10 歳代 □ 20 歳代 □ 30 歳代 □ 40 歳代 □ 50 歳代 □ 60 歳代 □ 70 歳代 □ 80 歳代 □ 90 歳代 □ 100 歳以上 □不明	
当該製品の	□ 店頭販売 □ (ネット)通販 □ 訪問販売 □ 個人輸入	
入手方法	□ その他() □ 不明	
* 使用開始日	年 月 日(頃) 年 月 * 使用中止日	日(頃)
2/11/11/14	□ 不明	□ 不明
	口 使用方法のとおり 口過量(具体的に:)
* 1日摂取量	□ 少量 □その他(具体的に:)
	□ 不明	
	□ 中止 → 中止後に症状改善: □有 □無 □不明	
	□ 中止後再使用 → 再使用で症状再発: □有 □無 □不明	
* 症状発現後の	□ 減量 → 減量後に症状改善: □有 □無 □不明	
使用状況•症状	□ 増量 → 増量後に症状悪化: □有 □無 □不明	
	□ 継続	
	□ 不明	
* 併用している他の		
健康食品	□ あり □ なし □ 不明	
	製品名 製造者名	
	①	
あ	2	
ある 場合	3	
合	4	
	5	
	6	
備考欄		

4. 受診情報

*	* 医療機	関受診		あり		ΪL	□ 不明	
	のため	回の症状に受診し	医療機関	関名:			所在地:	受診日:
	(複数あ	療機関 5る場合は C記載)	医療機関	関名:			所在地:	受診日:
	かかりつけ		医療機関	関名:			所在地:	受診日:
	妊娠の	有無	□ <i>ā</i>	あり	ロなし		不明	
	* 併用し 医薬品の		□ ā	あり	ロなし		不明	
					医薬	E 品名		服用目的
	1							
*	2							
ある場合	3							
	4							
	(5)							
	6							
	可政への 成分等を	届け出 含む場合						
*届	け出の要		否→	受診し	た医師に	こよる	診断:	

(保健所使用欄)

		症状	詳細(診断名等)	重篤度	転帰
		□ 皮膚症状			
		□ 消化器症状			
		□ 肝機能障害		□ 軽微	□ 自然治癒
		□ 腎機能障害		□ 軽度	□ 外来治療で治癒
	1	□ 呼吸器障害		□ 中等度	□ 入院治療で治癒
		□ 循環器障害		□ 後遺症	□ 未回復
		□ 神経障害		□ 死亡	□ 不明
複		□ 血液障害	□ 不明		
複数選択可		□ その他			
提		口 皮膚症状			
可		□ 消化器症状			
		□ 肝機能障害		□ 軽微	□ 自然治癒
		□ 腎機能障害		□ 軽度	□ 外来治療で治癒
	2	□ 呼吸器障害		□ 中等度	□ 入院治療で治癒
		□ 循環器障害		□ 後遺症	□ 未回復
		□ 神経障害		□ 死亡	□ 不明
		□ 血液障害	□ 不明		
		□ その他			
都道	府県	具知事等が法第8条第2項	に基づき、厚生労働省医薬・	生活衛生局食品基準	審査課新開発食品保健対
策室	へ幸	B告する際に使用する情報	最提供票の保健所使用欄の重	篤度の記載について	は、次の①から⑤までを参
考に	記入	、すること。			
11軽	微	:摂取者が、医療機関を受	受診していない場合		
2軽	度	:摂取者が、医療機関にお	おいて外来治療を要した場合		
-	-		おいて入院治療を受け、治癒し		
			おいて入院治療を受けた後、	完治せず、機能障害か	が残存した場合
5死	亡	: 摂取者が、死亡した場合	ì		
			その他特記事項	Ī	

年 月 日

整理番号

(あて先) 甲府市長

※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。 (※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目(色付き項目)は記載を省略する ことができます。)

	郵便番号:				電話	番号:				FAX 番号	号:				
	電子メールアドレ	ス:								法人番	号:				
届出者情報	申請者・届出者 ※法人にあっては									·					
情報	(ふりがな)														
	申請者・届出者氏 ※法人にあっては その名称及び代表		0氏名									年	月	日	生
施	施設の所在地														
施設情	(ふりがな)														
報	施設の名称、屋号	又に	は商号												
		1	全粉乳(容	₹量が 1	1,400	グラム	以下で	である缶に	こ収めら	れたもの)					
令領	5 13 条に規定する	2	加糖粉乳	⑤魚[肉ハム			⑧食用	油脂(月	党色又は脱臭	の過程を経	て製造さ	れるも	の)	
	品又は添加物の別	3	調製粉乳	⑥魚	肉ソー	セージ	>	97-	ガリン		(法第 13 <i>∮</i> れたもの)	条第1項の	規定に	こより	規格
	④食肉製品 ⑦放射線照射			射食品	1	①ショ	ートニ		, , ,						
			(ふりが	な)											
	氏名											年	月		日生
食口	住所														
食品衛生管理者情	職名														
理者情報	職種														
	職務内容														
	選任(変更)年月	日	年		月	日									
								添付書類	百	□履歴書	□資格等を	証する書	面		
/++:								你们首先	貝	□営業者に	関する関係	を証する	書面		
備考								りがな)			電話番号				
							担当								
							氏名	1							

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

整理番号

(あて先) 甲府市長

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書 (新規、継続)

食品衛生法第55条第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:		
申	電子メールアドレス:			法人番号:		
請者・届日	申請者・届出者住所 ※法人に	あっては、所在地				
出者情	(ふりがな)			(生年月日)		
報	申請者・届出者氏名 ※法人にあって	は、その名称及び	代表者の氏名	年 月 日生	Ė	
	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:		
	電子メールアドレス:			•		
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
営	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥		
営業施設情	食品衛生責任者の氏名※合成樹脂が使用 装を製造する営業		受講した講習	都道府県知事等の講習会(適正と認める	5場合を含む)	
	gas as gas rate y		会	講習会名称 年 月	日	
報	主として取り扱う食品、添加物、器	具又は容器包装	自由記載			
	自動販売機の型番		業態			
	HACCP の取組	引き続き営業許可を ただし、複合型そう IACCP に基づく衛生 IACCP の考え方を耶	うざい製造業、 管理	夏合型冷凍食品製造業の場合は新規の場	合を含む。	
業種に応じ	指定成分等含有食品を取り扱う施設					
た情報	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に	r確認等のために使用します。				
担业	(ふりがな)			電話番号		
当者	担当者氏名					

【裏面】

申	法	第 55 条第 2 項	関係									には Z
請者	(1)				もづく処分に違反して なして2年を経過して					又は執行を受けること	[
帰	(2)	食品衛生法領	第 59 条7	325				_		しの日から起算して2年	[
出者	(3)	を経過してい 法人であって				(1)	(2)の1	ハす	「れかに該当する者があ	 うるもの。	[
			□① 全	粉乳	」(容量が 1,400 グラム)	以下	である	缶に	に収められたもの)			
		第 13 条に規定 する食品又は	□②加	糖粉	乳 □⑤魚肉ハム]⑧食)	用油	脂(脱色又は脱臭の過程	を経て製造されるもの)		
		の良品又は 添加物の別	□③調	製粉	乳 □⑥魚肉ソーセー	ジロ]97	ーガ	リン □⑪添加物(法第1	3条第1項の規定により規格が	定められ	たもの)
営業			□④食	肉製	品 □⑦放射線照射食	品 C	10シ	3 -	・トニング			
営業施設情		ふりがな) 						_	資格の種類 			
設情報	食	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任 (変更) 届」も別済							受講した講習会	講習会名称年	月	<u> </u>
	使用水の種類								自動車登録番号※自動	助車において調理をする営	営業の場	易合
	1	水道水(□ 水)	道水 □	専	用水道 □ 簡易専用	水道	<u>Í</u>)					
	2	□①以外の飲用	に適す	る水								
業	飲	食店のうち簡易	飲食店	営業	の施設				生食用食肉の加工又は	は調理を行う施設	[
業種に	Š	ぐの処理を行う 	施設							r	[
応じ	(ふりがな) 										
た情	Š	ぐ処理者氏名	※ ふぐタ	理	する営業の場合				認定番号等			
報												
Н		施設の構造及	び設備な	· 示 :	・ 図面(事業承継の場	.≙ <i>l</i> d	省畝	可)				
添					場合)水質検査の結果			-1)				
付書		.,			正する書類(事業承維		場合)					
類												
事	営	業の譲渡者の署	名(営	業の	譲渡を証する書類が	ある	場合に	才	要)			
事業譲												
渡	_					MIV.		-cr	Mary	, Mar. 44		
	ř	午可番号及び許	可年月日	\dashv	営	業	0	植	類	備考		
党	1	年	月	日								
営業許可業種	2	年	月	日								
業種	3	年	月	日								
	Н		/1	-								
	4	年	月	日								
備												
備考												

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

整理番号

※申請者、届出者による記載は不要です。

(あて先) 甲府市長

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第 56 条第 2 項・第 57 条第 2 項)の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用 します。

	ます。										
Life	郵便番号:			電話	番号:			FAX 番号:			
地位な	電子メールアドレス:							法人番号:			
を継承する者の	申請者・届出者住	所 ※	《法人にあ	っては	、所在地		·				
る者の	(ふりがな)							(生年月日)	年	月	日生
情報	申請者・届出者氏名	※法人	にあってに	ま、その)名称及び代表者	の氏名		被相続人との続柄			
	郵便番号:			電話	番号:			FAX 番号:			
	電子メールアドレス:										
被相続-	被相続人の氏名		(ふりが7	' 2)							
紀人	 被相続人の住所	\dashv									
	相続開始年月日		年	月	 日						
			籍謄本又は	は□法定	相続情報一覧図	□同	意書	(相続人が二名以上	いる場合	<u>}</u>)	
	郵便番号:			電話	番号:			FAX 番号:			
合	電子メールアドレス:						法人	番号:			
1开	電子メール / トレム:						127	-			
合併によ	電子メール/トレス: 合併により消滅した法		(ふりか	ぶな)							
より消		よ人の	(ふりか	ぶな)							
より消滅	合併により消滅した法	去人の 名	(ふりカ	ぶな)							
より消	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した法	去人の 名	(ふりか	iな) 月	日						
より消滅した法	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した法 所在地	生人の 名 生人の	年	月				た法人の登記事項証	明書)		
より消滅した法	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した治 所在地 合併年月日	生人の 名 生人の	年	月					明書)		
より消滅した法人	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した治 所在地 合併年月日 添付書類	去人の 名 三人の □登記	年	月	併後存続する法	人又は設立		た法人の登記事項証 FAX 番号:	明書)		
より消滅した法人 / 分割	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した治 所在地 合併年月日 添付書類 郵便番号:	法人の 名 E人の □登記	年	月書(合	併後存続する法	人又は設立	: in	た法人の登記事項証 FAX 番号:	明書)		
より消滅した法人 分割前の	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した治 所在地 合併年月日 添付書類 郵便番号: 電子メールアドレス:	法人の 名 E人の □登記	年紀事項証明	月書(合	併後存続する法	人又は設立	: in	た法人の登記事項証 FAX 番号:	明書)		
より消滅した法人 分割前	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した治 所在地 合併年月日 添付書類 郵便番号: 電子メールアドレス: 分割前の法人の名称及	去人の名□登言	年紀事項証明	月書(合	併後存続する法	人又は設立	: in	た法人の登記事項証 FAX 番号:	明書)		
より消滅した法人 分割前の法	合併により消滅した治 名称及び代表者氏 合併により消滅した治 所在地 合併年月日 添付書類 郵便番号: 電子メールアドレス: 分割前の法人の名称が 代表者の氏名	去人の名□登言	年紀事項証明	月書(合	併後存続する法	人又は設立	: in	た法人の登記事項証 FAX 番号:	明書)		

	郵	便番号:	電話番号	: FAX 番号:	
	電	子メールアドレス:		·	
	施	設の所在地			
	(,	ふりがな)			
営業施設情報	施	設の名称、屋号、商号			
情報		許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営 業 の 種 類	備考
報	1	番号 年 月	目		
	2	番号 年 月	日日		
	3	番号 年 月	月		
	4	番号 年 月	П		
	5	番号 年 月	日		
	郵	便番号:	電話番号	: FAX 番号:	
	\vdash	 子メールアドレス:			
	施	設の所在地			
	(,	ふりがな)			
営業施設情報	施	設の名称、屋号、商号			
情報		許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営 業 の 種 類	備考
+IX	1	番号 年 月	日		
	2	番号 年 月	日		
	3	番号 年 月	日		
	4	番号 年 月	日		
	5	番号 年 月	日		
	郵	便番号:	電話番号	: FAX 番号:	
	電	子メールアドレス:			
	施	設の所在地			
224	(ふりがな)			
営業施設情報	施	設の名称、屋号、商号			
情報		許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
干区	1	番号 年 月	日		
	2	番号 年 月	日		
	3	番号 年 月	日		
	4	番号 年 月	日		
	5	番号 年 月	日		
備考					

年 月 日

整理番号

(あて先) 甲府市長

※届出者による記載は不要です。

営業届 (新規、継続)

食品衛生法(第 55 条第 1 項・第 57 条第 1 項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(\square)

l	郵便番号:	電話番号:		FAX	番号:		
申	電子メールアドレス:			法人	【番号:		
-請者	申請者・届出者住所 ※法ノ	人にあっては、所在地					
届							
出者情報	(ふりがな)			(生	E年月日)		
報	申請者・届出者氏名 ※法人にあ	っては、その名称及び	代表者の氏名				
L					年	月	日生
	郵便番号:		FAX	番号:			
	電子メールアドレス:						
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
	施設の名称、屋号又は商号						
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食	監・調・製・栄	• 船舶 • 。	と畜・食鳥
営業施設情報	食品衛生責任者の氏名※合成樹脂が 装を製造する	使用された器具又は容器包 6営業者を除く。	受講した講習	都道府県	知事等の講習会	(適正と認	める場合を含む)
施設			会	講習会名	称	年 月	日
情報	主として取り扱う食品、添加物、	器具又は容器包装	自由記載				
	自動販売機の型番		業態				
		※引き続き営業許可を ただし、複合型そう				こと お規の	り場合を含む。
	HACCP の取組	□HACCP に基づく衛生	管理				
$ldsymbol{le}}}}}}}$		□HACCP の考え方を取	り入れた衛生管	理			
業種	松卢-4八桥-4十人日 - 下 - 1 - 1 - 1	<i>t</i> -=n.					
に応	指定成分等含有食品を取り扱うが	也設					
業種に応じた情	AALLA ELTE TELEVISION						
情報	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務	落に必要な限度においる	て、輸出時の要件	中確認等の7	ために使用します	ト 。	
L				<u> </u>			
党		の形態			備	考	
営業届	1						
出	2						
\vdash	3						
担当者	(ふりがな)			電話番号			
者	担当者氏名						
備考							

第6号様式(第9条関係)

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。 整理番号

年 月 日

(あて先)甲府市長

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

十 時 1		種番号:	電話番号:	の物口は、大の間	FAX 番号:			
			电印银 5.					
申請		ナメールアドレス:			法人番号:			
者・!	甲訂	青者・届出者住所 ※法人	.にあっては、所在地					
届出					(4.5.2)			
T者情報		ゝりがな) 			(生年月日)			
報	申請	清者・届出者氏名 ※法人にあっ	っては、その名称及び	代表者の氏名				
					年 月 日生	±		
	郵便	至番号:	電話番号:		FAX 番号:			
	電子	-メールアドレス:						
	施設	めの所在地						
	(&	りがな)						
	施設	との名称、屋号又は商号						
224	(&	っりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と音	・食鳥		
呂業	食品	南生責任者の氏名※合成樹脂が6		受講した講習				
営業施設情		装を製造する	営業者を除く。	숲	講習会名称 年 月	日		
報	主と	して取り扱う食品、添加物、	器具又は容器包装	自由記載				
	自動	加販売機の型番		業態				
	НАСС	CPの取組	※引き続き営業許可を ただし、複合型そう □HACCP に基づく衛生□HACCP の考え方を取	が製造業、 管理	夏合型冷凍食品製造業の場合は新規の場	合を含む。		
業種に応じた情	指定	K成分等含有食品を取り扱う施	設					
応じ								
た情報		は食品取扱施設 の申請等の情報は、国の事務	に必要な限度において	て、輸出時の要件	+確認等のために使用します。			
		W. alle	The file		/#- +*			
兴		営 業	の形態		備考			
営業届出	1							
出	2							
	3							
担当者	(&	、りがな) 			電話番号			
者	担当	省者氏名						

【裏面(青塗り箇所):許可のみ】

法第 55 条第 2	項関係	系					該当には ☑
						又は執行を受けること	
(2) 食品衛生	法第5	59 条から	o第 61 条までの規定に			しの日から起算して2年	
				(1)(2)のい	ずれかに該当する者があ	あるもの。	
	[□①全粉	乳(容量が 1,400 グラム	以下である缶り	こ収められたもの)		
		□②加糖料	労乳 □⑤魚肉ハム	□⑧食用剂	由脂(脱色又は脱臭の過程	を経て製造されるもの)	
		□③調製料	労乳 □⑥魚肉ソーセー	ジ 口⑨マーカ	ガリン □⑪添加物(法第1	13 条第1項の規定により規格が9	定められたもの)
	[□④食肉類	製品 □⑦放射線照射食	品 □⑩ショー	ートニング		
(ふりがな)					資格の種類		
食品衛生管理	者の氏	名 ※「食	品衛生管理者選任(変更)局	届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称年	月 日
使用水の種類					自動車登録番号※自動	」 動車において調理をする営	営業の場合
①水道水(□	水道刀	K □ 貞	昇用水道 □ 簡易専用	水道)			
②□①以外の創	次用に	適するオ	<				
飲食店のうち	商易飲	食店営業	きの施設		生食用食肉の加工又は	は調理を行う施設	
ふぐの処理を行	テう施	設					
(ふりがな)							
ふぐ処理者氏々	ž ×	ふぐ処理	関する営業の場合		初定来早竿		
					配ん田クサ		
	受けた	こことを	証する書類(事業承維	迷の場合)	_		
) = hr = r h		274	* 0 1		/:Hs =Hy.	
計り番号及り	計刊工	下月 口		来 の 性	. 規	1	
1 年	月	日					
2 年	月	日					
3 年	月	日					
4							
4 年	月	日					
4 年	月	日					
4 年	月	F					
4 年	月	日					
4 年	月	日					
	(1) がなに (2) を (3) は (2) を (4) を (4) を (4) を (4) を (5) を (5) を (5) を (6) を (6) を (7) を ((1) がなくなったE (2) を最高に関連している (3) 法人であって、 令第13条に規定 するかがな) 食品衛生管理者の氏 (ふりがな) 食品衛生管理者の氏 使用水の種類 ①水道水(□水道が、) からの処理を行う施 (ふりがな) ふぐの処理を行う施 (ふりがな) ふぐの処理を行う施 (かりがな) ふぐの処理を行うがな) などの処理を行うがな コーロー・ に変素を譲り受けた 許可番号及び許可な 1 年 月 2 年 月 3	(1) がなくなった日から起。 (2) 食品衛生法第 59 条からを経過していないこと。 (3) 法人であって、その業 令第 13 条に規定する食品又は添加物の別 □② 食肉! (ふりがな) 食品衛生管理者の氏名 ※「食使用水の種類 ①水道水 (□ 水道水 □ 車② □①以外の飲用に適するオ飲食店のうち簡易飲食店営業なぐの処理を行う施設 (ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理 □ 常業を譲り受けたことを □ 許可番号及び許可年月日 1 年月日 2 年月日 2 年月日 1 年月日 1 年月日日 3 1 日 日 3 1 日 日 1 日 日 1 日 1 日 日 1 日 1	(1) がなくなった日から起算して2年を経過して2 食品衛生法第59条から第61条までの規定にを経過していないこと。 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちにを経過していないこと。 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちにを経過していないこと。 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちにの金額のでは、一部では、「食品のクラム」のでは、「食品のクラム」のでは、「食品のクラム」のでは、「食品の食物を食品では、「食品の食物を食品では、「食品の食物を食品では、食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食品では、食用の食品では、食用の食品では、食用の食品では、食用の食品では、食用の食用の食品では、食用の食用の食用の食用の食用の食用の食品では、食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食用の食	(1) がなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を対 を経過していないこと。 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のい 一①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に する食品又は 添加物の別 □③食肉製品 □③放射線照射食品 □⑩ショー(ふりがな) 食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要 使用水の種類 ①水道水(□水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道) ②□①以外の飲用に適する水 飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 □ ふぐの処理を行う施設 (ふりがな) ふぐの処理を行う施設 (ふりがな) ふぐの処理を行う施設 (ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 □ 施設の構造及び設備を示す図面(事業承継の場合は省略可) □ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 □ 営業を譲り受けたことを証する書類(事業承継の場合) □ 許可番号及び許可年月日 営業の種	(1) がなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消1を経過していないこと。 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者が3 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	かなくなった日から理算して2年を経過していないこと。

月 日

整理番号

(あて先) 甲府市長

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:			
申	電子メールアドレス:			法人番号:			
請者・届	申請者・届出者住所 ※法人	にあっては、所在地		•			
届出者情	(ふりがな)			(生年月日)			
報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっ	っては、その名称及び	代表者の氏名	年 月 日生			
	郵便番号:	電話番号:		FAX 番号:			
	電子メールアドレス:	'					
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
	施設の名称、屋号又は商号						
営業	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥			
営業施設情	食品衛生責任者の氏名※合成樹脂が例 装を製造する。		受講した講習	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む)			
情報			会	講習会名称 年 月 日			
TIX	主として取り扱う食品、添加物、	器具又は容器包装 	自由記載				
	自動販売機の型番		業態				
	HACCP の取組	※引き続き営業許可を ただし、複合型そう □HACCP に基づく衛生□HACCP の考え方を取	うざい製造業、 管理	复合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。			
業	指定成分等含有食品を取り扱う施	設					
業種に応じた情報							
た情報	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務	に必要な限度において	て、輸出時の要件	+確認等のために使用します。 □			
	営業	の形態		備考			
営業届出	1						
届出	2						
	3						
	廃業年月日						
担当者	(ふりがな)			電話番号			
者	担当者氏名						

申	法	第 55 条第 2 項队							該当には ☑				
請者	(1)				づく処分に違反して して 2 年を経過して			又は執行を受けること					
届出	(2)	食 旦	59条	から第				しの日から起算して2年					
者	(3)				を行う役員のうちに	(1)(2)のい	ずれかに該当する者があ	あるもの。					
			□ ① 全	≥粉乳	(容量が 1,400 グラム)	以下である缶り	こ収められたもの)						
		第 13 条に規定 する食品又は	□②カ	1糖粉乳	□⑤魚肉ハム	□⑧食用剂	由脂(脱色又は脱臭の過程	を経て製造されるもの)					
		添加物の別						13 条第1項の規定により規格が短	とめられたもの)				
営業施設情		* 10 .2% As \	□ 4 £	E 肉製品	品 □⑦放射線照射食	品 口⑩ショー	l	1					
施設		ふりがな) 	т. д. ч		the state of the second	7 . 1 . TUA N. T.	資格の種類	**********					
情報	良	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	戊名 ※	(食品)	衛生管理者選任(変更)届	新」も別途必要	受講した講習会	講習会名称年	月 日				
	使	用水の種類					自動車登録番号※自動	・ 動車において調理をする営	常業の場合				
	1	水道水 (□ 水道	直水 □] 専用	引水道 □ 簡易専用	水道)							
	2	□□以外の飲用	に適す	る水									
業	飲	食店のうち簡易	飲食店	営業の	施設		生食用食肉の加工又は	は調理を行う施設					
種	Š	ぐの処理を行う	施設				y	·					
に応じ	(ふりがな)												
じた情	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 認定番号等												
情報	Manufacture par 1 of 1 of												
Н	□ 拡張の構造及が設備を示す図面(東要承殊の根本は安敷司) □												
添		□ 施設の構造及び設備を示す図面(事業承継の場合は省略可) □											
添付書	□(飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 □												
書類	□ 営業を譲り受けたことを証する書類(事業承継の場合) □												
事	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □												
事業譲		N. PRICE TO THE	н (н	УС но									
渡													
		許可番号及び許	可年月	日	営	業の利	重類	備考					
	1	年	月	日									
営業			/1	-									
営業許可業種	2	年	月	日									
美 種	3	年	月	日									
	4	年	月	日									
П								ı					
備考													
Ĺ													

第8号様式から第14号様式までを削る。

附則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第17号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成5年12月規則第51号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 前項の処理手数料は、その都度徴収するものとする。ただし、条例別表第1の 3の項に定める処理手数料は、毎月初日から当該月の末日までの処理手数料を翌 月末日までに徴収することができる。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市衛生センター規則を廃止する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第18号

甲府市衛生センター規則を廃止する規則 甲府市衛生センター規則(平成元年3月規則第18号)は、廃止する。 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第19号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を 定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年12月規則第84号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「16万6,950円」を「17万1,650円」に、「7万2,990円」を「7万3,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万3,480円」を「8万5,780円」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項 の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る 介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、な お従前の例による。

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改 正する。

第2条第1号中「、市立甲府病院の事務局長及び福祉事務所の所長」を「及び 市立甲府病院の事務局長」に改め、同条第2号中「保健所長」を「福祉事務所の 所長」に改める。

別表第1の2組織・人事及び研修に関する事項の表第14号及び第24号中 「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

別表第1の3財務に関する事項、(3)支出負担行為に関する事項(予算科目別) の表備考第2項中「総務部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約 課」に改める。

別表第1の3財務に関する事項、(4)公有財産に関する事項の表第5号及び第8 号中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

別表第2市長直轄組織、危機管理室、防災指導の表中「防災指導」を「地域防 災」に改める。

別表第2総務部の表中「総務部」を「行政経営部」に改め、同表総務総室の表中「総務総室」を「行政経営総室」に改め、同表総務の表中第3項を削る。

別表第2総務部、総務総室、法制の表の次に次のように加える。

ŕ	 亍 政	経営	, i										
			. 目							沖 7	主区分		
		力	. 🏻					副市長	部長	<u> </u>	室長	課長	備考
1	重	務管	押	1.7	即	す	ス	ш, п, х	HI. Z		<u> </u>	WK 20	
	事項		* ±	'	 	7	ره.						
			· ¬/.	مبد)	BB.	1-						
(]		事務		菩	٧Ć	渕	-9		重	要	一般的	軽 易	
		こと											
(2	2)	事 務	量	0)	測	定	に					\circ	
	関	する	۲	と	0								
(3	3)	帳票	0	管	理	に	関					0	
	す	るこ	と	0								_	
(4	1)	事 務	手	順	書	0)	整						
	理	に関	す	る	۲	と	0						
2	提	案 制	度	に	関	す	る						
事	事項												
(1	1)	提案	募	集	に	関	す		1-5				
		こと		,,,		,, ,			採	台		収 集	
(5	2)			杏	委	昌	全						
\2		庶務										0	
	ر لا		(_	IX)	7	ره.	_						
2		織管	≠田	1.7		ナ	ス						
	事項		生	(_	天	9	<i>ا</i>						
				(1)	^	-tret	+ /.						
(]		組織							重	要	一般的	軽 易	
		関す											
(2	2)	事 務	分	掌	に	関	す		同	上	同上	同上	
	る	こと	0									, ,	
(5	3)	定員	查	定	に	関	す		同	上	同上	同上	
	る	こと	0						l+1		1 ₁₋₁ T	14.1	
(4	1)	部間	流	動	に	関	す		重	要		定例的	
	る	こと	0						-			軽 易	
(5	5)	経営	企	画	会	議	業						
	務	改革	部	会	の	庶	務					0	
	に	関す	る	۲	لح	0							
(6		事務										_	
		する										0	
4		政改											
		る事											
		行政					准		重	要	一般的	軽 易	
[()	L)	11 蚁	ĻX	平	V	1田	進		===	~	/3/\ HJ	TL 30	į į

	に	関す	- る	ل٠	بح	0				
(2)		経営	企	画	会	議	経			
	営	改革	当部	会	の	庶	務		0	
	に	関す	- る	۲	と	0				
5	行	政部	Й 価	に	関	す	る			
事	項									
(1)		行政	文 評	価	に	関	す	\cap		
	る	ے ک	.							

デジタル推進					
項目			定区分		備考
	副市長	部 長 等	室 長	課長	川 与
1 情報化施策に関す					
る事項					
(1) 情報化施策に関		重要	一般的	軽 易	
すること。		1 7	7,50	122 90	
(2) 行政手続の電子					
化に係る共同処理		同 上	同 上	同 上	
に関すること。					
2 情報システムに関					
する事項					
(1) 情報システムの					
開発等に関するこ		重 要	一般的	軽 易	
と。					
(2) 情報システムの					
管理運営に関する		同 上	同 上	同 上	
こと。					
(3) 情報システム適					
用業務の調査研究		同 上	同 上	同 上	
に関すること。					
(4) 情報システムに					
係る記録情報の保		同 上	同 上	同 上	
護に関すること。					
3 統計調査に関する					
事項					
(1) 基幹統計及び資					
料の収集、作成、				0	
提出、提供、配布					

等に関すること。			
(2) 統計書の編集発			
行に関すること。		O	
(3) 登録調査員に関			
すること。			

別表第2総務部、行政管理室の表中「行政管理室」を「人事管理室」に改め、 同表職員の表第6項中「人事・研修制度」を「人事」に改め、同表中第7項及び 第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項から第13項までを削る。

別表第2総務部、行政管理室、業務管理の表を次のように改める。

研修厚生					
項目		決気	官区分		備考
	副市長	部長等	室 長	課長	VIII A-7
1 職員の研修に関す	-				
る事項					
(1) 初級、中級職員					
及び監督者研修の				0	
実施に関するこ					
と。					
(2) 管理者研修の事	<u> </u>		0		
施に関すること。					
(3) 専門研修及びが	ŧ				
遣研修の実施に関	1			\circ	
すること。					
(4) 自治大学校又に	ţ				
これに準ずる派遣	1	0			
職員の推薦に関す	-	_			
ること。					
(5) 研修誌の編集、					
発行に関するこ				\circ	
と。					
2 職員の労働安全衛	ī				
生に関する事項					
(1) 衛生管理者を選					
定すること。	Ü				
(2) 衛生委員及び第	,				
働安全委員を選定	2	0			
すること。					

 等を行うこと。 3 職員の福利厚生に関する事項 (1) 山梨県前町村職員共済企と。 (2) 休養室の管理に関すること。 (3) 職員の被服貸与に関すること。 (4) 職員の被服貸与に関すること。 (5) 思給に関すること。 (6) 特別給与金の裁定に関すること。 (7) 特別給与金の支給に関すること。 (8) 思給受給権の調査に関すること。 (9) 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する 	(3) 職員の健康診断			
3 職員の福利厚生に 関する事項 (1) 山梨県市町村職員共済組合に関すること。 (2) 休養室の管理に関すること。 4 職員の被服貸与に関すること。 5 恩給に関すること。 5 恩給に関すること。 (2) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 (4) 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する			0	
関する事項 (1) 山梨県市町村職員共済組合に関すること。 (2) 休養室の管理に関すること。 4 職員の被服貸与に関する事項 (1) 職員の被服貸与に関すること。 5 恩給に関すること。 (2) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 (4) 退職者の福利厚生に関する事項 (5) 退職者の福利厚生ま業に関すること。				
(1) 山梨県市町村職員共済組合に関すること。 (2) 休養室の管理に関すること。 4 職員の被服貸与に関すること。 (1) 職員の被服貸与に関すること。 5 恩給に関すること。 (2) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関すること。 (2) 退職者の福利厚生に関すること。				
□ 長				
S こと。			0	
(2) 休養室の管理に関すること。 4 職員の被服貸与に関する事項 (1) 職員の被服貸与に関すること。 5 恩給に関すること。 (2) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の再就職等の相談に関する				
関すること。 4 職員の被服貸与に関する事項 (1) 職員の被服貸与に関すること。 5 恩給に関すること。 (2) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する			_	
4 職員の被服貸与に 関する事項 (1) 職員の被服貸与に関すること。 5 恩給に関する事項 (1) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生ま業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する	関すること。		0	
(1) 職員の被服貸与 に関すること。 5 恩給に関する事項 (1) 特別給与金の裁 定に関すること。 (2) 特別給与金の支 給に関すること。 (3) 恩給受給権の調 査に関すること。 6 退職者の福利厚生 に関する事項 (1) 退職者の福利厚 生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職 等の相談に関する				
 に関すること。 5 恩給に関する事項 (1) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する 	関する事項			
 に関すること。 5 恩給に関する事項 (1) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生ま業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する 	(1) 職員の被服貸与			
(1) 特別給与金の裁定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する	に関すること。		O	
定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する	5 恩給に関する事項			
 定に関すること。 (2) 特別給与金の支給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する 	(1) 特別給与金の裁			
 給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する 	定に関すること。			
 給に関すること。 (3) 恩給受給権の調査に関すること。 6 退職者の福利厚生に関する事項 (1) 退職者の福利厚生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する 	(2) 特別給与金の支			
査に関すること。 6 退職者の福利厚生 に関する事項 (1) 退職者の福利厚 生事業に関するこ と。 (2) 退職者の再就職 等の相談に関する	給に関すること。		O .	
査に関すること。 6 退職者の福利厚生 に関する事項 (1) 退職者の福利厚 生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職 等の相談に関する	(3) 恩給受給権の調			
に関する事項 (1) 退職者の福利厚 生事業に関するこ と。 (2) 退職者の再就職 等の相談に関する	査に関すること。		<u> </u>	
(1) 退職者の福利厚 生事業に関するこ と。 (2) 退職者の再就職 等の相談に関する	6 退職者の福利厚生			
生事業に関すること。 (2) 退職者の再就職等の相談に関する	に関する事項			
と。 (2) 退職者の再就職 等の相談に関する ○	(1) 退職者の福利厚			
(2) 退職者の再就職 等の相談に関する	生事業に関するこ	0		
等の相談に関する	と。			
別表第9総務部 行政管理室 情報政策の表を削る	こと。			

別表第2総務部、行政管理室、情報政策の表を削る。

別表第2企画部の表中「企画部」を「企画財務部」に改め、同表企画総室の表 中「企画総室」を「企画財務総室」に改め、同表総務の表に次のように加える。

3	固	定	資	産	評	価	審	査			
3	5 員	会	に	関	す	る	事	項			
(]	1)	固	定	資	産	評	価	審			
	查	委	員	会	に	関	す	る		0	
	۲	لح	0								

別表第2企画部、企画総室、企画の表中

Γ		Γ				
	企画	を	企画財政	に改め、	第1項を削り、	第2項を第1
		_		_		

項とし、第3項及び第4項を削り、第5項を第2項とし、第6項から第8項まで e^3 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

6		予	算	編	成	に	関	す	る				
	事	項											
	(1)		当	初	予	算	及	び	補				
		正	予	算	編	成	に	伴	う				
		調	査	検	討	に	関	す	る	0			
			ح										
	(2)		議				(専	決				
	,		分										
			配									0	
			る				_	~	,				
7							1.7	閻	す				
ľ		事		* 2	77	1,1	, _	I	,				
	(1)		予	質	\mathcal{O}	流	用	及	てド		500 万 円 以		
	(1)		当							1,000 万円	上 1,000 万	500万円未	
			と		, _	, _	17,1	,	8	以上	円 未 満	満	
	(2)		予		弗	σ	本	Ш	1.7		100 万 円 以		
	(4)		す) 11	J	200万円以	上 200 万 円	100万円未	
		因	9	ه)	_	_	0			上	未満	満	
	/ <u>n</u> \		√nk	华	曲	kk:	₹.	丛	ψĐ.		川 11両		
	(3)		継										
			計			2	1F	灰	9			0	
			۲										
	(4)		予										
			検	査	に	関	す	る	ſĭ			0	
		と	0										
8		資	金	計	画	に	関	す	る				
	事	項											
	(1)		年	間	資	金	需	要	計				
		画	を	立	て	る	۲	لح	0	0			
	(2)		各	会	計	間	の	資	金	0			
		調	製	13	- 月	目 -	す	る	ſĭ				

ک 。			
9 起債に関する事項			
(1) 起債の申請をす			
ること。	0		
(2) 起債の借入及び		\circ	
償還をすること。 (3) 公債台帳の管理			
に関すること。		0	
10一時借入金に関			
する事項			
(1) 一時借入金の借			
入及び償還をする		0	
こと。			
1 1 地方交付税に関			
する事項			
(1) 地方交付税の算			
定に要する基礎数			
値の調査及び報告			
に関すること。			
(2) 地方交付税に関			
する資料を作成す	0		
ること。			
12 その他財政管理			
に関する事項			
(1) 財政事情の公表 及び財政説明書の			
作成に関するこ	0		
と。			
(2) 財政状況等調査			
及び報告に関する	0		
こと。			
(3) 財務統計資料の			
作成に関するこ		0	
٤ .			
(4) 財政調整基金及	0		
び土地開発基金の			

管理に関するこ			
と。			
13 経営企画会議戦			
略推進部会に関する			
事 項			
(1) 経営企画会議戦			
略推進部会の庶務		0	
に関すること。			

別表第2企画部、企画経営室の表を次のように改める。

連携推進室

0 0 14 14					
公民連携					
項目	-1 -1 -E		定区分	3m 🗁	備考
	副市長	部長等	室 長	課長	
1 公民連携に関する					
事 項					
(1) 公民連携に関す		重 要	一般的	軽 易	
ること。		里 女	別又 口3	生 勿	
2 中心市街地の活性					
化に関する事項					
(1) 中心市街地活性					
化の推進に関する		重 要	一般的	軽 易	
		4 7	/50 110	122 90	
3 人口減少対策に関					
する事項					
(1) 人口減少対策に		重 要	一般的	軽 易	
関すること。					
4 政策形成並びに政					
策課題の調査及び研					
究並びに特命事項に					
関する事項					
(1) 政策形成並びに					
政策課題の調査及					
び研究並びに特命		重 要	一般的	軽 易	
事項に関するこ			,	/*	
ال ا					
(2) 経営企画会議戦					
略推進部会の庶務				0	
に関すること。					

自治体連携					
項目		決気	定区分		備考
	副市長	部 長 等	室 長	課長	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1 広域行政に関する					
事項					
(1) 広域行政に関す		重 要	一般的	軽 易	
ること。					
2 自治体連携に関す					
る事項					
(1) 自治体連携に関		重 要	一般的	軽 易	
すること。		里 女	州文 日3	年 勿	
3 市町村合併に関す					
る事項					
(1) 市町村合併に関		0			
すること。)			

課税管理室

市民税						
項 目			決只	定区分		供 耂
		副市長	部 長 等	室 長	課長	備考
1 市民税等に関	関する					
事 項						
(1) 特別徴収	義務者					
の指定に関う	するこ				0	
と。						
(2) 賦課資料の	の整備					
に関すること	上。				0	
(3) 課税状況等	等の調					
査及び報告り	こ関す			0		
ること。						
(4) 市民税、	至 自 動					
車税、市た	ばこ					
税、鉱産税及	及び入				0	
湯税の申告書	書の受					
理に関するこ	ے کی ا					
(5) 原動機付目	自転車					
及び小型特別	珠 自 動				0	
車の標識に関	関する					

こと。			
(6) 諸証明に関すること。		0	

資 産 税						
項目			決员	定区分		備考
		副市長	部 長 等	室 長	課長	7佣 45
1 固定資産税	等に関					
する事項						
(1) 賦課物件	の異動					
処理に関す	- るこ				0	
ے ۔						
(2) 土地家屋)	及び償					
却資産の評	価額に				0	
関すること。)					
(3) 課税状況	等の調					
査及び報告	に関す			0		
ること。						
(4) 納税管理.	人に関					
すること。					0	
(5) 償 却 資 産	車 告					
書、住宅用:	地申告				0	
書及び特別:	土地保					
有税の申告	書の受					
理に関する	こと。					
(6) 国有資産	等 所 在					
市町村交付金	金に関				0	
すること。						
(7) 諸証明に	関する				0	
こと。						

収納管理室

収納					
項目		決只	定区分		備考
	副市長	部長等	室 長	課長	1/11 /5
1 納入奨励に関する					
事項					

(1) 口座振替納税に 関すること。	0	
2 収納整理に関する		
事項		
(1) 徴収金の督促に		
関すること。		
(2) 徴収金の収納手		
続に関すること。	Ü	
(3) 納税証明に関す		
ること。	C	
(4) 株式会社ゆうち		
よ銀行が取り扱う		
公金の収納に関す	0	
ること。		
(5) 収納簿の整理に	\cap	
関すること。		
(6) 収入計算書に関		
すること。		

滞納整理					
項目		決分	定区分		備考
	副市長	部長等	室 長	課長	1/11 /5
1 徴収猶予、滞納処					
分及び交付要求に関					
する事項					
(1) 徴収猶予に関す				\circ	
ること。)	
(2) 滞納処分に関す		公 売		差 押	
ること。		五 九		<u></u> 五 川	
(3) 交付要求に関す					
ること。)	
2 徴収の嘱託及び受					
託に関する事項					
(1) 徴収の嘱託及び					
受託に関するこ				0	
と。					

別表第2市民部、市民総室、総務の表第7項を次のように改める。

											T	T		
7		交	通	対	策	に	関	す	る					
	事	項												
	(1)		交	诵	☆	策	1.	閗	す					
	(1)		ے د			<i>></i> <	, _	1/\1			0			
L														
別	表	第	2 市	f E	音与	ß、	Ħ.	i民	総	室、総務の	表に次のよ	うに加える	0	
8		交	通	安	全	に	関	す	る					
	事	項												
	(1)		交	浬	左	仝	沿	笙	車					
			の								0			
								9	ه)					
	(0)		<u>と</u>					⇒火	17					
	(4)							吹	(_				0	
			す											
			交											
		啓	発	に	. }	[]	す	る	\sum_{i}				0	
		と	0											
	(4)		交	通	関	係	機	関	لح					
		0)	連	絡	に	関	す	る	\mathcal{L}				0	
		と	0											
	(5)		交	通	安	全	指	導	員					
		0)	運	用	に	関	す	る	\mathcal{L}				0	
		と	0											
9		自	転	車	対	策	に	関	す					
	る	事	項											
	(1)		駐	輪	堤	σ	答	班	潘					
	(1)		に										0	
	(0)		放											
			放る				半	(_	渕				0	
H							٠ لار	موايرد)-					
			交			書	共	消	۱Ć					
			る 											
			共											
			給					る	\subseteq				0	
-			0											
1			消	費	生	活	に	関	す					
	る	事	項											
	(1)		消	費	生	活	Ø	相	談				\cap	
		及	Ωį	苦	情	処	理	に	関				0	

すること。			
(2) 消費生活の指導			
啓発に関するこ		\circ	
		O	
٤ .	+		
(3) 消費者モニター			
の運営に関するこ		0	
٤.			
(4) 消費者関係機関			
等の連絡に関する		\circ	
こと。			
(5) 家庭用品品質表			
示の監視に関する		\circ	
ے ک 。			
(6) 消費生活用製品			
の安全監視に関す		\circ	
ること。			
(7) 消費者問題懇話			
会の運営に関する		\circ	
ت ک د ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا			
12 生活物資対策に			
関する事項			
(1) 生活物資の流通			
状況及び需給動向			
並びに物価の状況		0	
の調査に関するこ			
٤.			
(2) 生活物資の購入			
あっせん及び緊急	0		
欠乏生活物資の支			
給に関すること。			
(3) 生活物資の苦情			
相談に関するこ		\circ	
٤.			
(4) 新生活運動の推		_	
進に関すること。		0	
13 計量に関する事			
13 計量に関する事項			

期検査に関するこ				
と。				
(2) 特定計量器及び				
量目の立入検査に		0		
関すること。				
(3) 適正計量管理事				
業所の指定に関す			\circ	
ること。				
(4) 計量管理の指導				
及び計量思想の普			\circ	
及に関すること。				
(5) 基準器の管理に				
関すること。				

別表第2市民部、市民総室、国民健康保険の表を次のように改める。

	主、百八尺	M M M M	2 N 10 A 7	100000	
人権男女参画					
項目		決気	官区分		/# ±
	副市長	部 長 等	室 長	課長	備考
1 人権啓発に関する					
事 項					
(1) 人権啓発に関す					
ること。		0			
2 同和対策に関する					
事項					
* ^					
(1) 同和対策に関す		0			
ること。					
3 男女共同参画に関					
する事項					
(1) 男女共同参画に					
係る調査、研究に			0		
関すること。					
(2) 男女共同参画関					
係機関及び男女共					
同参画関係団体と				0	
の連絡調整に関す					
ること。					
(3) 男女共同参画に					
係る推進連絡協議				0	
会に関すること。					

(4) 男女共同参画の		
推進に関する施策		
の総合調整に関す		
ること。		
(5) 甲府市男女共同		
参画センターの運	0	
営に関すること。		

別表第2市民部、市民協働室、消費生活課の表及び人権男女参画の表を削る。 別表第2市民部、課税管理室の表及び収納管理室の表を削る。

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、総務の表に次のように加える。

7 老人福祉に関する				
事項				
(1) 老人福祉法(昭				
和38年法律第				
133号)による		重 要	一般的	
福祉の措置に関す				
ること。				
(2) 老人クラブの育				
成に関すること。			0	
(3) 敬老祝金に関す				
ること。		0		
(4) 多世代同居用等				
住宅融資に関する			0	
こと。				
(5) 若竹ねぎらい事				
業に関すること。			0	
(6) 高齢者等の家族				
介護者の支援に関			0	
すること。				
(7) 在宅高齢者等の				
日常生活の支援に			\circ	
関すること。				
(8) 高齢者の生きが				
い対策に関するこ			0	
と。				
(9) 老人福祉施設の			0	
指導及び助成に関				

	1 1
すること。	
8 福祉センターに関	
する事項	
(1) 福祉センターの	
運営管理に関する	
こと。	
(2) 福祉センターの	
建設に関するこ	0
٤.	
9 上九の湯ふれあい	
センターに関する事	
項	
(1) 上九の湯ふれあ	
いセンターに関す	
ること。	
10 老人デイサービ	
スセンターに関する	
事項	
(1) 老人デイサービ	
スセンターに関す	
ること。	
1 1 高齢者保健福祉	
計画に関する事項	
(1) 高齢者保健福祉	
計画の推進に関す	
ること。	
1 2 成年後見制度に	
関する事項	
(1) 成年後見制度に	
関すること。	0

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、指導監査の表を次のように改める。

生活福祉					
項目	決定区分				備考
	副市長	部 長 等	室 長	課長	佣与
1 生活保護等に関す					
る事項					
(1) 保護の開始及び			0		
廃止に関するこ					

٤ 。				
(2) 被保護者の返還				
する額の定めに関		0		
すること。 (3) 被扶養義務者か				
らの費用の徴収及				
び不正な手段によ				
り保護を受け、又		0		
は受けさせた者か				
らの費用の徴収に				
関すること。				
(4) 保護金品の返還				
の免除に関するこ				
ك .				
(5) 後見人の選任の				
請求に関するこ		0		
٤.				
(6) その他生活保護				
に関すること。		重 要	一般的	
(7) 法外扶助の措置				
に関すること。		0		
2 行旅病人等に関す				
る事項				
(1) 行旅病人、行旅				
死亡人及びこれら				
に準ずる者の取扱			0	
い及び遺留金品の				
処理に関するこ				
(0) 石林岸 1 石林				
(2) 行旅病人、行旅				
死亡人及びこれら				
に準ずる者の関係			0	
者に対する通知に				
関すること。 (3) ホームレスの保				
護に関すること。			0	
皮に 肉りるして。				

3 災害援護に関する事項				
(1) 甲府市災害救助				
条例(昭和36年8月条例第23				
号)に基づく災害	重 要	一般的	軽 易	
援護の適用に関す				
ること。				
(2) 災害弔慰金等の				
支給に関するこ	0			
٤.				
(3) 災害援護資金の				
貸付けに関するこ	0			
٤.				
4 引揚者等に関する				
事項				
(1) 引揚者及び遺族				
給付金、請求書の			0	
進達に関するこ			O	
と。				
5 中国残留邦人等へ				
の支援に関する事項				
(1) 中国残留邦人等		1. #	tin 44	
への支援に関する		重 要	一般的	
こと。				
6 生活困窮者自立支				
援に関する事項				
(1) 生活困窮者就労				
訓練事業の認定及		0		
び認定の取消しに				
関すること。 (2) その他生活困窮				
者自立支援に関す		重 要	一般的	
ること。 ること。			,52 113	
7 保護施設に関する				
事項				
(1) 保護施設の設置				
の認可に関するこ	0			

	٤ 。					
	保護施設の改善					
	及び停止の命令並					
	びに認可の取消し		0			
	に関すること。					
	その他保護施設					
		Ē	重 要	一般的	軽 易	
	に関すること。					
	指定医療機関等に					
	する事項					
(1)	指定医療機関等					
	の指定に関するこ				0	
	と。					
(2)	指定医療機関等					
	の指定の取消しに		0			
	関すること。					
(3)	その他指定医療					
	機関等に関するこ	Ē	重 要	一般的	軽 易	
	と。					
9	無料低額診療事業					
等	に関する事項					
(1)	無料低額診療事					
	業等の開始、変更				_	
	及び廃止の届出に				0	
	関すること。					
	その他無料低額					
	診療事業等に関す	<u> </u>	重 要	一般的	軽 易	
	ること。					
	がい福祉	I				
	項目		決定	三区分		備考
		副市長部	長 等	室 長	課長	畑 行
1	身体障害児					
(者)、知的障害児					
(者)及び精神障害					
児	(者)の福祉に関					
す	る事項					
(1)	障害福祉サービ			重要	一般的	
	スに関すること。			生 女	CH XII/	
(2)	身体障害者手				0	
		l l				

ı I [
帳、療育手帳及び			
精神障害者保健福			
祉手帳の交付に関			
すること。			
(3) 在宅障害児			
(者)の支援に関		0	
すること。			
(4) 特別障害者手			
当、障害児福祉手			
当及び甲府市心身		\circ	
障害児童福祉手当			
の認定支給に関す			
ること。			
(5) 重度心身障害者			
の医療費の助成に		0	
関すること。			
(6) 特別児童扶養手			
当の進達に関する		0	
こと。			
(7) 補装具費の給付		0	
に関すること。			
(8) 障害者相談員に		0	
関すること。			
(9) 障害者計画及び			
障害福祉計画並び			
に障害児福祉計画	\circ		
の推進に関するこ			
٤.			
(10) 自立支援医療に			
関すること。		0	
(11) 発達障害児			
(者)に関するこ		0	
と。			
2 戦傷病者、戦没者			
遺族等の援護に関す			
る事項			
(1) 戦没者遺族の援		\circ	
護に関すること。			

(2) 戦傷病者遺族の 援護に関すること。		0	
(3) 戦没者及び定例 未伝達者勲記勲章			
伝達に関すること。			

別表第2福祉保健部、健康長寿室の表中「健康長寿室」を「健康支援室」に改める。

別表第2福祉保健部、健康長寿室、地域保健の表第5項第3号中「総務部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約課」に改め、同表の次に次のように加える。

保険経営室

					1
指導監査					
項目		決気	足区分		/# 1 %
	副市長	部 長 等	室 長	課長	備考
1 指導監査に関する					
事 項					
(1) 社会福祉法人及					
び社会福祉施設等		重要	一般的	軽 易	
の指導監査に関す		至 女	/12 11 7	E 30	
ること。					
(2) 介護保険サービ					
ス事業者等の指導		⊟ L			
監査に関するこ		同 上	同 上	同上	
と。					
(3) 障害福祉サービ					
ス事業者等の指導		⊟ L			
監査に関するこ		同 上	同 上	同上	
と。					
(4) 特 定 教 育 · 保 育					
施設等の指導監査		同 上	同 上	同 上	
に関すること。					
(5) 許可外保育施設					
等の指導監査に関		同 上	同 上	同上	
すること。					
(6) 有料老人ホーム		同上	同上	同上	

の指導監査に関す			
ること。			

介護保険					
項目		決只	臣区分		/#: +r.
	副市長	部 長 等	室 長	課長	備考
1 介護保険事業の企					
画及び運営に関する					
事 項					
(1) 介護保険事業計					
画に関すること。		0			
(2) 介護保険事業の					
運営に関するこ		重 要	一般的	軽 易	
٤.					
2 介護保険市民運営					
協議会に関する事項					
(1) 介護保険市民運		* #	AD. 111.	+7 - 1	
営協議会の運営に		重 要	一般的	軽 易	
関すること。					
3 被保険者の資格に					
関する事項					
(1) 被保険者の資格					
得 喪 に 関 す る こ				0	
ح .					
(2) 被保険者証の交				_	
付に関すること。				0	
4 介護保険料の賦課					
並びに後期高齢者医					
療保険料及び介護保験がある。					
険料の徴収に関する					
事項					
(1) 介護保険料の賦					
課並びに後期高齢		* #	ந் ரு 44	#△ □	
者医療保険料及び		重 要	一般的	軽 易	
介護保険料の徴収					
に関すること。					
(2) 滞納処分に関す				差 押	
ること。				<i></i> ,	

(3) 徴収猶予に関す			0	
ること。				
5 保険給付等に関す				
る事項				
(1) 給付費等の決定			0	
に関すること。				
(2) 給付等に係る求				
償及び返還に関す			0	
ること。				
(3) 給付費等の返納				
請求に関するこ			0	
٤.				
(4) 介護給付費明細				
書等の整備保管に			0	
関すること。				
(5) 給付適正化に関			0	
すること。			<u> </u>	
6 介護認定審査会に				
関する事項				
(1) 介護認定審査会				
(合議体を含				
む。)の運営に関			0	
すること。				
7 要介護及び要支援				
認定に関する事項				
(1) 認定事務に関す	手 邢	ந்த 44	#Z E	
ること。	重要	一般的	軽 易	
8 介護保険サービス				
に関する事項				
(1) 介護保険サービ	全 邢	. 向几 - 4.4-	事 又 ⊟	
スに関すること。	重要	一般的	軽 易	
9 福祉総合相談に関				
する事項				
(1) 福祉総合相談窓				
口に関すること。			0	

(2) サービスの総合 調整に関すること。		0	
(3) 介護支援情報の提供に関すること。		0	

健 康 保 険					
項目		決気	定区分		/#: ±
	副市長	部 長 等	室 長	課長	備考
1 一般的な事項					
(1) 運営協議会の庶				0	
務に関すること。				0	
(2) 宮本診療所及び					
上九一色診療所の				0	
運営に関するこ					
と。					
(3) 事業月報及び年		0			
報に関すること。		-			
2 保険給付に関する					
事項					
(1) 療養費及び高額					
療養費の決定に関				0	
すること。					
(2) 出産一時金、葬					
祭費の交付に関す				0	
ること。					
(3) 移送及び看護の					
承認に関するこ				0	
と。					
(4) 保険給付に係る					
求償及び返還金に				0	
関すること。					
(5) 給付費の返納請				0	
求に関すること。					
(6) レセプトの整備					
保管に関するこ				0	
と。					

(7) 一部負担金に関			
すること。		0	
(8) 特定健診·特定			
保健事業に関する		0	
こと。			
3 国保料の賦課に関			
する事項			
(1) 被保険者の資格			
得喪に関するこ		0	
と。			
(2) 被保険者証の交付に関すること。		0	
(3) 保险料の賦課に		+77 🗆	
重要関すること。		軽 易	
4 滞納整理に関する			
事項			
(1) 徴収金の収納手		\circ	
続に関すること。			
(2) 徴収の嘱託及び		0	
受 託 に 関 す る こと。)	
(3) 滞納処分に関す		24. Im	
ること。		差 押	
(4) 徴収猶予に関す		0	
ること。			
5 高齢者医療に関す			
る事項			
(1) 高齢者の医療の			
確保に関する法律			
(昭和57年法律	0		
第 8 0 号) による 保 健 事 業 に 関 す る			
た 庭 尹 来 に 関 り る			
(2) 後期高齢者医療			
制度に関するこ		0	
と。			
(3) 改正前老人保健	0		
法による保健事業			

(医療に限る。)		
に関すること。		

別表第2福祉保健部、健康支援センターの表中「健康支援センター」を「保健 衛生室」に改める。

別表第2福祉保健部、福祉支援室の表を削る。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども応援の表中第3項を第4項と し、第2項の次に次のように加える。

3 子ども屋内運動遊 び場に関する事項				
(1) 子ども屋内運動 遊び場に関するこ	重要	一般的	軽 易	
と。				

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子育て支援の表第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法(昭			
和 2 2 年 法 律 第			
1 6 4 号) の規定			
による助産及び母		O	
子保護の実施に関			
すること。			

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども保育の表第4項第2号中「総務部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約課」に改め、同表第5項第5号を次のように改める。

(5) 保育の必要性の			
認定に関するこ	重 要	一般的	
と。			

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども保育の表第5項第7号を次のように改める。

(7) 認定こども園へ			
の移行に関するこ	重 要	一般的	
と。			

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、母子保健の表第5項第3号中「総務 部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約課」に改める。 別表第2環境部、環境総室、総務の表に次のように加える。

5 廃棄物処理計画に			
関する事項			
(1) 一般廃棄物処理			
計画及び広域化計	0		
画に関すること。			
(2) 災害廃棄物処理			
計画に関するこ	0		
と。			

別表第2環境部、廃棄物対策室、廃棄物対策の表中第1項を削り、第2項を第 1項とし、第3項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2産業部、産業総室、雇用創生の表の前に次のように加える。

ふるさと納税					
項目		決気	定区分		備考
	副市長	部長等	室 長	課長	1
1 ふるさと納税に関					
する事項					
(1) ふるさと納税に			重要	軽 易	
関すること。				>	
(2) 企業版ふるさと					
納税に関するこ			同上	同 上	
と。					
2 ネーミングライツ					
に関する事項					
(1) ネーミングライ			垂 覀	叔 日	
ツに関すること。			重 要	軽 易	

別表第2産業部、産業総室、雇用創生の表の次に次のように加える。

観 光					
項目		決気	定区分		備考
	副市長	部長等	室 長	課長	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1 観光に関する事項					
(1) 観光客の誘致及					
び観光案内に関す				0	
ること。					
(2) 郷土観光祭に関					
すること。			O		

(3) 観光施設の整備管理に関すること。			0	
(4) 観光地の美化に 関すること。			0	
(5) 観光関係団体の連絡調整に関すること。			0	
2 観光の企画開発に関する事項				
(1) 観光事業の計画、振興に関すること。	0			
(2) 観光資源の利用、保全、開発に関すること。		0		

別表第2産業部、観光商工室の表中「観光商工室」を「商工振興室」に改め、 同表中観光の表を削る。

別表第2産業部、観光商工室、商工の表第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表第7項を削り、同表の次に次のように加える。

中心市街地振興					
項目		決只	定区分		備考
	副市長	部長等	室 長	課長	1/11 /5
1 中心市街地の振興					
に関する事項					
(1) 中心市街地の振		重 要	一般的	軽 易	
興に関すること。			,,,,,	»	

別表第2産業部、農林振興室、就農支援の表第5項第4号及び林政の表第4項 第2号中「総務部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約課」に改め る。

別表第2まちづくり部、まち開発室、都市計画の表の次に次のように加える。

地域デザイン					
項目		決員	定区分		備考
	副市長	部 長 等	室 長	課長	/佣 /与
1 都市計画マスター	-				

プラン地域別構想策			
定に関する事項			
(1) 都市計画マスタ			
ープラン地域別構	重 要	一般的	
想に関すること。			

別表第2まちづくり部、まち整備室、公園緑地の表第1項第8号及び第4項第3号中「総務部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約課」に改める。

別表第2まちづくり部、施設整備室、建築営繕の表第3項に次のように加える。

(2) 市有施設の保全	重要	軽 易	
に関すること。	里安	軽 易	

別表第2市立甲府病院、医療安全管理部の表中第2項を削り、同表の次に次のように加える。

感染管理部						
項目			決定区分	}		備考
	副市長	院長	部長等	室 長	課長	/佣 /与
1 感染管理に関す	する					
事 項						
(1) 感染防止対策	策に	重 要			軽 易	
関すること。		至 女			1 2 30	
(2) 所管委員会の 営に関すること		同上			同上	

別表第2市立甲府病院、病院事務総室、総務の表第2項第1号中「総務部契約 管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契約課」に改める。

(甲府市役所当直勤務規程の一部改正)

第2条 甲府市役所当直勤務規程(昭和24年2月庁達第1号)の一部を次のよう に改正する。

第6条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第9条第1項第1号中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に改める。

第12条中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に、「総務部契約管財室管財課長」を「行政経営部契約管財室管財課長」に

改める。

第1号様式中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市職員記章規程の一部改正)

第3条 甲府市職員記章規程(昭和25年10月訓令第2号)の一部を次のように 改正する。

第9条中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」 に改める。

(甲府市職員勤務評定実施規程の一部改正)

第4条 甲府市職員勤務評定実施規程(昭和28年11月庁達第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務部総務総室長」を「行政経営部行政経営総室長」に、「総務 部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市財産価格審議会規程の一部改正)

第5条 甲府市財産価格審議会規程(昭和33年9月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「総務部長、企画部長」を「行政経営部長、企画財務部長」に、「総務部総務総室長、総務部契約管財室長」を「行政経営部行政経営総室長、行政経営部契約管財室長」に、「総務部契約管財室管財課長、企画部企画経営室財政課長、市民部課税管理室資産税課長」を「行政経営部契約管財室管財課長、企画財務部企画財務総室企画財政課長、企画財務部課税管理室資産税課長」に改める。

第4条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市職員研修規程の一部改正)

第6条 甲府市職員研修規程(昭和37年5月規程第4号)の一部を次のように改 正する。

第3条、第6条の2第2項、第10条及び第11条中「総務部長」を「行政経 営部長」に改める。

(甲府市表彰審査委員会規程の一部改正)

第7条 甲府市表彰審査委員会規程(昭和37年9月規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第8条 甲府市文書取扱規程(昭和38年5月規程第4号)の一部を次のように改 正する。

第1条の2第1号中「並びに甲府市福祉事務所設置条例(昭和26年9月条例 第43号)に基づき設置された福祉事務所」を削り、同条第3号中「、病院の事 務局長及び福祉事務所の所長」を「及び病院の事務局長」に改める。

第4条の3第2項、第5条(見出しを含む。)、第6条第1号、第11条第1項及び第2項、第12条第2項並びに第14条中「総務部総務総室総務課長」を 「行政経営部行政経営総室総務課長」に改める。

第15条中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に、「総務部総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室総務課長」に 改める。

第16条、第16条の2第1号、第17条第2項、第25条第2項、第26条 第1項、第37条、第38条、第39条第3項、第40条第1項から第4項まで の規定並びに第41条第1項及び第4項中「総務部総務総室総務課長」を「行政 経営部行政経営総室総務課長」に改める。

(甲府市庁用自動車等管理規程の一部改正)

第9条 甲府市庁用自動車等管理規程(昭和40年12月規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部長」を「行政経営部長」に改め、同条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に、「総務部契約管財室管財課長」を「行政経営部契約管財室管財課長」に改める。

第6条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第12条第1項及び第12条の2第1項中「総務部」を「行政経営部」に改める。

第14条第3項及び第15条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第16条第1項中「総務部」を「行政経営部」に改める。

第17条第1項及び第2項、第29条第1項並びに第33条中「総務部長」を 「行政経営部長」に改める。 第4号様式中「甲府市総務部契約管財室管財課」を「甲府市行政経営部契約管財室管財課」に改める。

第10号様式中「総務部(管財課)」を「行政経営部(管財課)」に改める。

第15号様式中「甲府市総務部契約管財室」を「甲府市行政経営部契約管財室」に改める。

(甲府市帳票規程の一部改正)

第10条 甲府市帳票規程(昭和42年8月規程第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項、第6条並びに第8条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

別記様式中「総務部行政管理室業務管理課」を「行政経営部行政経営総室行政経営課」に改める。

(甲府市職員名札はい用規程の一部改正)

第11条 甲府市職員名札はい用規程(昭和43年7月規程第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部行政管理室職員課長」を「行政経営部人事管理室職員課長」に改める。

(甲府市事務手順書管理規程の一部改正)

第12条 甲府市事務手順書管理規程(昭和45年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「企画部編」を「企画財務部編」に改め、同条第3号中「総務部編」を「行政経営部編」に改める。

第4条及び第5条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第1号様式中「総務部」を「行政経営部」に改める。

(甲府市工事検査規程の一部改正)

第13条 甲府市工事検査規程(昭和45年5月規程第3号)の一部を次のように 改正する。

第8条第2項中「総務部指導検査課」を「行政経営部契約管財室指導検査課」に改める。

第9条の2第2項中「総務部契約管財室契約課」を「行政経営部契約管財室契

約課」に改める。

第12条の2中「総務部契約管財室長」を「行政経営部契約管財室長」に改める。

第18条、第19条、第21条及び第23条第1項中「総務部長」を「行政経 営部長」に改める。

第4号様式中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第14条 甲府市庁舎防火管理規程(昭和49年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

別表第1中「総務部長」を「行政経営部長」に、「消費生活課交通安全係長」を「市民総室総務課交通安全係長」に改める。

別表第2中「消費生活課交通安全係長」を「市民総室総務課交通安全係長」に改める。

別表第3中「総務部契約管財室管財課庁舎車両係」を「行政経営部契約管財室管財課庁舎車両係」に改める。

(職員分限懲戒諮問会規程の一部改正)

第15条 職員分限懲戒諮問会規程(昭和52年7月規程第5号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部行政管理室職員課」を「行政経営部人事管理室職員課」に 改める。

(甲府市統計書発行規程の一部改正)

第16条 甲府市統計書発行規程(昭和52年7月規程第6号)の一部を次のよう に改正する。

第4条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市私有車公務使用規程の一部改正)

第17条 甲府市私有車公務使用規程(昭和53年1月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部契約管財室管財課長」を「行政経営部契約管財室管財 課長」に改める。 第5条第4項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第2号様式中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市公報発行規程の一部改正)

第18条 甲府市公報発行規程(平成2年6月規程第10号)の一部を次のように 改正する。

第3条中「総務部総務総室総務課長」を「行政経営部行政経営総室総務課長」に改める。

第5条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

(甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程の一部改正)

第19条 甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程(平成17年9月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部長」を「行政経営部長」に、「総務部契約管財室長」 を「行政経営部契約管財室長」に改める。

第8条第1項中「総務部契約管財室契約課物品係長」を「行政経営部契約管財室契約課物品係長」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

委員

行政経営部長 行政経営部行政経営総室長 行政経営部契約管財室長 企画 財務部企画財務総室長 市民部市民総室長 行政経営部契約管財室契約課長

(甲府市情報システム管理規程の一部改正)

第20条 甲府市情報システム管理規程(平成23年10月規程第2号)の一部を 次のように改正する。

第2条第8号中「、甲府市福祉事務所設置条例(昭和26年9月条例第43号)に基づき設置された福祉事務所」を削り、同条第9号中「福祉事務所長」を「健康支援センター長」に改める。

第5条中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第6条第1項中「情報政策課長」を「デジタル推進課長」に改める。

(甲府市職員提案制度規程の一部改正)

第21条 甲府市職員提案制度規程(平成25年10月規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部行政管理室業務管理課長(以下「業務管理課長」という。)」を「行政経営部行政経営総室行政経営課長(以下「行政経営課長」という。)」に改める。

第7条第1項中「業務管理課長」を「行政経営課長」に改める。

第8条第3項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第9条、第12条第2項及び第13条第3項中「業務管理課長」を「行政経営課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政経営部長、企画財務部長、行政経営部行政経営総室長、行政経営部人事管理室長、企画財務部企画財務総室長、行政経営部行政経営総室行政経営課長、行政経営部人事管理室職員課長、企画財務部企画財務総室企画財政課長

第3号様式中「行政改革課長」を「行政経営課長」に改める。

(甲府市法令審査会規程の一部改正)

第22条 甲府市法令審査会規程(令和元年10月規程第1号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第1項中「総務部長及び総務総室長」を「行政経営部長及び行政経営総 室長」に改める。

(甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第23条 甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(令和2年3月 規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第4条中「情報政策課長」を「デジタル推進課長」に改める。

第6条第6項中「情報政策課」を「デジタル推進課」に改める。

第7条第2項、第4項及び第5項、第10条並びに第15条の表中「情報政策 課長」を「デジタル推進課長」に改める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示89号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法(昭和31年法律第79 号)第2条の2の規定に基づき公告する。

なお、図面は、まちづくり部まち整備室公園緑地課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 区域を変更する都市公園の名称 遊亀公園
- 2 位 置 甲府市太田町地内
- 3 縦覧場所 まちづくり部まち整備室公園緑地課
- 4 供用開始の期日 令和3年3月1日

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送した ところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法(昭和34年 4月20日法律第147号)第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和3年3月1日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 配当計算書 福発第8704号 充当通知書 福発第8705号

2 送達を受けるべき者 (省略)

3 保管場所 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月1日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名

令和2年度介護保険料第5期分督促状令和2年度介護保険料第6期分督促状

- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第92号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則 (平成12年3月規則第21号)第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年3月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

次の債権にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月2日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 生活保護法第63条返還金による返還金決定通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 福祉保健部福祉支援室生活福祉課

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の物件の売却について一般競争入札を執行する。

令和3年3月3日

甲府市長 桶 口 雄 一

- 1 入札に付する売却物件概要等
 - ① 物件番号(3)1-1

ア 物件の種別 土地

イ 所在及び地番 甲府市国玉町字梅ノ木813番8

ウ 地 目 宅地

エ 地 積 90.29㎡ (実測地積:90.42㎡)

才 最低壳却価格 1,990,200円

① 物件番号(3)1-2

ア 物件の種別 土地

イ 所在及び地番 甲府市下帯那字河方3018番1

ウ 地 目 宅地

工 地 積 530.30㎡

才 最低壳却価格 3,712,000円

- 2 入札参加申込みの受付期間、受付場所及び受付方法
 - (1) 受付期間

令和3年3月8日(月)から令和3年3月19日(金)までの午前9時から午後5時までの間。(この期間内の市の休日を除く。)

(2) 受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階 甲府市総務部契約管財室管財課 電話055-237-5197

(3) 受付方法

持参又は郵送(簡易書留)による受付とし、郵送による場合は、令和3年3月19日(金)当日消印有効とする。

- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札及び開札の日

令和3年3月26日(金)

(2) 入札の受付、入札及び開札の時間

物件番号	物件の所在	入札の受付時間	入札時間	開札 時間
(3)1	甲府市国玉町梅ノ木	午後 1 時 30 分から	午後2時00分から	入札

- 1	813番8	午後1時50分まで		終了後
(3)1 -2	甲府市下帯那字河方3018番1	午後3時00分から 午後3時20分まで	午後3時30分から	入札 終了後

(3) 場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階 入札室1 ただし、入札場所等については変更する場合がある。

- 4 入札に参加できる者の資格及び要件 次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であって、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の 役職員若しくは構成員
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であって、裁判 所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者であって、同法 に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
 - (8) 市区町村税を滞納している者
 - (9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公 有財産に関する事務に従事する甲府市職員
- 5 入札を無効とする場合に関する事項 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札保証金を納付したことを証する書面の提出がない又は入札書に書かれた 金額が入札保証金の20倍を超える入札
 - (2) 1物件につき、1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
 - (3) 入札書に書かれた金額又は氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)の確認し難いもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別し難いもの
 - (4) 入札書に書いた金額を訂正した入札

- (5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと市職員が認める場合における全部の入札
- (6) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び要件」を満たさなく なった者の入札
- (7) 入札参加申込みをしない者の入札
- (8) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
- (9) 入札にあたり他人を脅迫するなど、不正行為のあった者の入札
- (10) 最低売却価格に達しない入札
- (11) 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者の入札
- (12) 郵送による入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札案内書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 落札者の決定方法

開札後、最低売却価格(予定価格)以上で入札した者のうち、最高価格をもって有効な入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができないものとする。

- 7 契約書作成の要否及び代金支払方法 契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 8 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
 - (1) 入札保証金の納付等
 - ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括 で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振 り込む方法により返還する。
 - ウ 入札保証金には、利息を付さない。
 - (2) 契約保証金の納付等
 - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
 - ウ 契約保証金には、利息を付さない。
 - (3) 違約金
 - ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき(落 札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になっ たときなどを含む。)は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。
 - イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金(充当された契約保証金 を除いた額)の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約 金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 9 一般競争入札案内書の配付
 - (1) 配付期間

本告示の日から令和3年3月19日(金)まで

(2) 配付場所等

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階 甲府市総務部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ

10 現地説明会開催

入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。

- 11 特記事項
 - (1) 現状有姿による契約 現状有姿の状態で売り渡すものとする。
 - (2) 土地利用制限

落札した市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する 暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

12 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則(昭和62年1月20日規則第1号)、一般競争入札案内書等に定めるところによる。

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月3日

甲府市長 樋 口 雄 一

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。 なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年3月3日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間 告示の日から2週間

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和3年3月3日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 入札対象業務

(1)契約番号 (市民長賃)第2号

(2)業務名称 カード券面印字システム賃貸借

(3)履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による

(5)業務内容 仕様書による

(6)予定価格 公表しない

(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件 をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で申請している者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は 法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づ く指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又 は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の 申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受け た後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (8) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
 - (1)配付期間 令和3年3月3日(水)~令和3年3月10日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時(締切日は午後3時まで)

- (2)配付場所 甲府市市民部市民総室総務課 甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階) 電話055-237-5294
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年3月3日(水)~令和3年3月10日(水) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時(締切日は午後3時まで)

イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課 甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階) 電話055-237-5294

- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和3年3月22日(月) 午前10時
 - (2)場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に 基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算に ついて減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

- 9 その他
 - (1)入札保証金:免除
 - (2) 契約保証金: (契約金額の10/100):納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月4日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書

兼決定通知書

令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書

兼更正通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部市民総室国民健康保険課

甲府市告示第99号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年3月4日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月4日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 介護保険料 過誤納還付・充当通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第101号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月5日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 住宅使用料督促状

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和3年3月5日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 差押調書 (謄本) 市民発第26345号

配当計算書 市民発第27054号

充当通知書 市民発第27055号

2 送達を受けるべき者 (省略)

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室滯納整理課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月8日

以上9筆及び道

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市和戸町字芝原794番1、794番3、794番4、795番1、797番1、799番8から799番10まで及び803番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市酒折二丁目4番5号 学校法人山梨学院 理事長 古 屋 光 司

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月8日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 施行者の名称 甲府市
- 2 都市計画事業の種類及び名称甲府都市計画道路事業 3・3・9号 城東三丁目敷島線及び3・4・1号 甲府駅前線
- 3 事業計画

イ 事業地

- (1) 収用の部分 山梨県甲府市伊勢四丁目地内
- (2) 使用の部分 山梨県甲府市伊勢四丁目地内
- ロ設計の概要

起 点 山梨県甲府市伊勢四丁目2064番1地先

終 点 山梨県甲府市伊勢四丁目2195番1地先

延 長 211 m

幅 員 16 m

車線の数 2車線

ハ 事業施行期間

自 令和 3年2月22日

至 令和10年3月31日

4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年3月8日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、次のと おり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定 により公示する。

令和3年3月8日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年 月日

別紙のとおり

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年3月8日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更 事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第108号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和3年3月9日

- 1 書類名 差押調書謄本 福発第8246号
- 2 送達を受けるべき者 (省略)
- 3 保管場所 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月10日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市西下条町字古屋敷842番1 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市西下条町792番地 酒 井 愛

甲府市告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年3月24日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道
 2 路線番号 108

3 路線名 紅梅北通り線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市丸の内一丁目193番から 甲府市丸の内一丁目239番まで	9. 2~ 13. 8	235.2
新	甲府市丸の内一丁目131番から 甲府市丸の内一丁目230番まで	6. 0 ~ 1 3. 8	403.0

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月11日

甲府市長 桶 口 雄 一

1 書類名 平成31年度国民健康保険料第2期分督促状

平成31年度国民健康保険料第3期分督促状

平成31年度国民健康保険料第4期分督促状

平成31年度国民健康保険料第5期分督促状

平成31年度国民健康保険料第6期分督促状

平成31年度国民健康保険料第7期分督促状

平成31年度国民健康保険料第8期分督促状

平成31年度国民健康保険料第9期分督促状

平成31年度30年相当国民健康保険料第12期分督促状

令和2年度国民健康保険料第1期分督促状

令和2年度国民健康保険料第2期分督促状

令和2年度国民健康保険料第3期分督促状

令和2年度国民健康保険料第4期分督促状

令和2年度31年相当国民健康保険料第1期分督促状

令和2年度31年相当国民健康保険料第5期分督促状

令和2年度31年相当国民健康保険料第6期分督促状

- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月11日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示113号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたため、調査を行ったが、なお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月11日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 法人市民税決定通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部課税管理室市民税課

甲府市告示第114号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和3年3月市議会定例会において 議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年3月11日

甲府市長 桶 口 雄 一

- 1 令和2年度甲府市一般会計補正予算(第15号)
- 2 令和2年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 令和2年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 令和2年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 5 令和2年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算(第3号)
- 6 令和2年度甲府市病院事業会計補正予算(第6号)
- 7 令和2年度甲府市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和3年3月11日 原案可決

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和3年3月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(電気) 2 4	4 8 号		
工事名		西中学校他2	2 校スポットク	クーラー電源改修工事	
工事場所		甲府市飯田ヨ	五丁目13-1	1 外	
	1	工事内容	(1) 西中等(2) 城南中	1.電源改修工事 (1)西中学校 (2)城南中学校 (3)東中学校	
工事概要	2	工期	令和3年7月	30日まで	
	3	予定価格 (税込み)	13, 464	4,000円	
4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務		不適用			
	1	本店所在地		甲府市内	
	2	競争入札参加資格		電気 A又はB	
入札参加資格	3	同種工事施口	工実績	公共施設等の電気設備工事にだし、1件の工事記600万円以上の実績に限元請として平成17年4月に完成、引き渡し済みのコなお、共同企業体の構成員実績は、出資比率が20%合のものに限る。	青負額が、 限る。 月1日以降 工事。 員としての
	4	配置予定技術	ド者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の は求めません。)	の工事実績
	1	入札説明書等	等配付開始日	令和3年3月12日	
日程	2	入札説明書等	<u></u> 等配付締切日	令和3年3月19日	
	3	申請書受付開始日		令和3年3月12日	

	1		
	4	申請書受付締切日	令和3年3月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和3年3月25日
	6	設計図書配付開始日	令和3年3月12日
	7	設計図書配付締切日	令和3年3月26日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和3年3月12日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和3年3月26日
	10	入札及び開札日時	令和3年3月31日 午前9時00分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	令和3年3月29日 午後5時まで
説明	2	回答	令和3年3月30日
入札の無効		入札に関する条件に違反し	己載をした者の行った入札
入札保証金		免除	
契約保証金		保証をもって契約保証金の	スは金融機関若しくは保証事業会社の り納付に代えることができる。また、 よる保証又は履行保証保険契約締結に
低入札価格調査 制度		適用「甲府市低入札価格訓 正)」	周査実施要綱(平成31年4月1日改
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる
問い合わせ先 〒400 甲府市丸の		甲府市総務部契約管財室 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18都 電話055-237-51	香 1 号

甲府市告示第116号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

令和3年3月16日

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市創作の森おびな	甲府市上带那町3052番地 帯那地域活性化推進協議会	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

甲府市告示第117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月17日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 都市計画の種類 甲府都市計画道路の変更

(3・4・33号 大手二丁目浅原橋線)

2 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室 都市計画課

甲府市告示第118号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和3年3月17日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 差押調書(謄本) 市民発第27001号

配当計算書 市民発第27586号

充当通知書 市民発第27587号

2 送達を受けるべき者 (省略)

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室滯納整理課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月17日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市高室町字流し573番 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中央市極楽寺748番地 社会福祉法人寿真会 理事長 相 馬 健 治

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月17日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 固定資産税・都市計画税 過誤納金還付通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、土地 価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定に より公示する。

令和3年3月18日

- 1 縦 覧 期 間 令和3年4月1日から令和3年4月30日まで (ただし、土・日曜日、祝日は除く。)
- 2 縦 覧 場 所 甲府市役所本庁舎 3 階 資産税課

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月18日

甲府市長 樋 口 雄 一

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第123号

令和2年8月17日付け甲府市告示第501号の内容に係る訂正について、次の とおり告示する。

令和3年3月18日

甲府市長 樋 口 雄 一

記

訂正する内容

甲府市告示第501号の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定についての告示を次のとおり訂正する。

【訂正前】

1 介護保険事業所番号 1970105423

【訂正後】

1 介護保険事業所番号 1960190302

甲府市告示第124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年3月18日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号 1960190310

2 事業所の名称 訪問看護ステーション ウィズアス

3 事業所の所在地 甲府市美咲1丁目7番17号 ノア桂102号

4 当該事業所の申請者 甲府市美咲1丁目6番10号

医療法人 山角会

理事長 山 角 博

5 サービスの種類 訪問看護

6 指定年月日 令和3年4月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月19日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称甲府市青葉町1364番、1365番、1366番及び1367番1 以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市蓬沢町230番地 小 野 昭

甲府市告示第126号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用 等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和3年3月19日

甲府市告示第127号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 東下条町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	齊藤正二	深 澤 幸 一
代表者 住 所	甲府市東下条町208番地	甲府市東下条町53番地6

3 変更年月日 令和3年3月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月22日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市上町字天屋46番2、62番3及び65番2 以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市荒川1丁目3番36号 グランドキャッスルGOMIB103 小 林 正 典

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和3年3月22日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号19701000512 事業所の名称甲府市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所3 事業所の所在地甲府市相生二丁目17-14 当該事業所の申請者社会福祉法人甲府市社会福祉協議会
会長 山 田 文 夫5 サービスの種類居宅介護支援6 廃止年月日令和3年3月31日

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月22日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 更正通知書兼特別徴収中止通知書

2 発送日 令和3年3月10日

3 項 目 令和2年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書

4 送達を受けるべき者 (省略)

5 保管場所 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月23日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市横根町字大橋170番1 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿八丁目14番24号 三ッ輪産業株式会社 代表取締役 尾 日 向 竹 信

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 差押解除通知書 福発第8954号

2 送達を受けるべき者 (省略)

3 保管場所 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道
 2 路線番号 28

3 路線名 朝日西線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市朝日2丁目335番1地先から 甲府市朝日2丁目340番地先まで	4.0~ 4.0	71.6
新	甲府市朝日2丁目335番1地先から 甲府市朝日2丁目340番地先まで	6.0~ 10.3	7 1. 6

甲府市告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の 路線名 区 間	延 長 供用開始の
種類	(メートル) 年月日
市 道 朝日西線甲府市朝日2丁目335番1から甲府市朝日2丁目340番地先まで	71.6 令和3年3月23日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道
 2 路線番号 2 9

3 路線名 横沢町(1)線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市朝日2丁目26番地先から 甲府市朝日2丁目106番2地先まで	4. 0 ~ 4. 5	67.5
新	甲府市朝日2丁目26番地先から 甲府市朝日2丁目106番2地先まで	6.0~ 10.3	67.5

甲府市告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線	名	区間	延長	供用開始の
種類				(メートル)	年月日
市道	横沢町	(1)線		67.5	令和3年
			26番から		3月23日
			甲府市朝日2丁目		
			106番2地先まで		

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道
 2 路線番号 81

3 路線名 相川町(1)線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市宝1丁目217番地先から 甲府市宝1丁目221番地先まで	3.8~ 5.2	55.7
新	甲府市宝1丁目217番地先から 甲府市宝1丁目221番地先まで	5. 2 ~ 7. 4	55.7

甲府市告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	相川町(1)線	甲府市宝1丁目 217番1地先から 甲府市宝1丁目 221番地先まで	55.7	令和3年 3月23日

甲府市告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり 道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1611

3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理15号線

4 道路の区域

区間	幅員	延長	備	考
	(メートル)	(メートル)		
甲府市朝日2丁目1番地先から 甲府市朝日2丁目21番地先まで	6.0 ~ 10.3	40.7		

甲府市告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の路	線名	区	間	延	長	供用開始の
種類				(メート	・ル)	年月日
地区	駅周辺土 画整理 号線	甲府市朝日 1番地先为 甲府市朝日 21番地先	ら 12丁目	40.	7	令和3年 3月23日

甲府市告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり 道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1612

3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理16号線

4 道路の区域

区間	幅員	延長	備	考
甲府市朝日2丁目18番地先から 甲府市朝日2丁目13番地先まで	(メートル) 4.0~ 8.3	(メートル) 42.2		

甲府市告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
	甲府駅周辺土 地区画整理 16号線	甲府市朝日2丁目 18番地先から 甲府市朝日2丁目 13番地先まで	42.2	令和3年 3月23日

甲府市告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり 道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1613

3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理17号線

4 道路の区域

区間	幅員	延長	備	考
	(メートル)	(メートル)		
甲府市朝日3丁目305番地先から 甲府市朝日3丁目306番地先まで	4.0~8.3	73.7		

甲府市告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	甲府駅周辺土 地区画整理 17号線	甲府市朝日3丁目 305番地先から 甲府市朝日3丁目 306番地先まで	73.7	令和3年 3月23日

甲府市告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり 道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1615

3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理19号線

4 道路の区域

区間	幅 員	延長	備	考
	(メートル)	(メートル)		
甲府市宝1丁目36番地先から 甲府市宝1丁目17番地先まで	5. 0 ~ 9. 3	93.5		

甲府市告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	甲府駅周辺土 地区画整理 19号線	甲府市宝1丁目 36番地先から 甲府市宝1丁目 17番地先まで	93.5	令和3年 3月23日

甲府市告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり 道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1621

3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理21号線

4 道路の区域

区間	幅 員	延長	備	考
	(メートル)	(メートル)		
甲府市宝1丁目102番地先から 甲府市宝1丁目159番地先まで	1 2. 0 ~ 2 8. 3	201.1		

甲府市告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	甲府駅周辺土	甲府市宝1丁目	2 0 1 . 1	令和3年
	地区画整理	102番地先から		3月23日
	2 1 号線	甲府市宝1丁目		
		159番地先まで		

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1614

3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理18号線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市宝1丁目11番1地先から 甲府市宝1丁目15番1地先まで	4. 0 ~ 9. 4	92.8
新	甲府市宝1丁目11番1地先から 甲府市宝1丁目15番1地先まで	4. 0 ~ 8. 3	1 2 6 . 8

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の路	線名	区	間	延	長	供用開始の
種類				(メート	ル)	年月日
地区	駅周辺土 画整理 号線	甲府市宝1 12番地先 甲府市宝1 15番1地	きから 丁目	58.	1	令和3年 3月23日

甲府市告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課にお いて、この告示の日から令和3年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	白木新青沼線		3 1 1 . 3	令和3年
		36番1地先から		3月25日
		甲府市宝1丁目		
		146番地先まで		

甲府市告示第152号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、農業経営基盤 強化促進法(昭和55年法律第58号)第6条第6項の規定により公告する。 なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 閲覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市産業部農林振興室農政課

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 令和2年度介護保険料第7期分督促状

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 介護保険料 過誤納還付・充当通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第155号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和3年3月市議会定例会において 議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年3月23日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和2年度甲府市一般会計補正予算(第16号)
- 2 令和2年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算(第4号)
- 3 令和2年度甲府市病院事業会計補正予算(第7号)
- 4 令和2年度甲府市一般会計補正予算(第17号)

令和3年3月23日 原案可決

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和3年3月24日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 法人市民税督促状

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第157号

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11の規定により公示する。

令和3年3月24日

甲府市長 樋 口 雄 一

1サービスの種類別紙のとおり2事業所の名称別紙のとおり3事業所の所在地別紙のとおり4当該事業所の設置者別紙のとおり

 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

令和3年3月24日

1	介護保険事業所番号	1 9 7 0 1 0 5 5 2 2
2	事業所の名称	はな居宅介護支援事業所
3	事業所の所在地	甲府市上町320番地3
4	当該事業所の申請者	甲府市上町320番地3
		合同会社はなこばやし
		代表社員 小 林 守
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	指定年月日	令和3年4月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和3年3月25日

1	介護保険事業所番号	1 9 9 0 1 0 0 9 1 7
2	事業所の名称	特別養護老人ホーム らくえんリニア甲府
3	事業所の所在地	甲府市高室町573番地
4	当該事業所の申請者	中央市極楽寺748番地
		社会福祉法人 寿真会
		理事長 相 馬 健 治
5	サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
6	指定年月日	令和3年3月31日

地方自治法第219条第2項の規定により、令和3年3月市議会定例会において 議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年3月25日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和3年度 甲府市一般会計予算
- 2 令和3年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和3年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 令和3年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 令和3年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和3年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 7 令和3年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 8 令和3年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 9 令和3年度 甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 10 令和3年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 11 令和3年度 甲府市病院事業会計予算
- 12 令和3年度 甲府市下水道事業会計予算
- 13 令和3年度 甲府市水道事業会計予算
- 14 令和3年度 甲府市簡易水道等事業会計予算

令和3年3月23日 原案可決

甲府市告示第161号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則 (平成12年3月規則第21号)第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年3月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

道路法第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同法第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

- 1 歩行者利便増進道路の指定日 令和3年3月25日
- 2 道路の路線番号、路線名 156春日深線
- 3 歩行者利便増進道路として指定する区間(別紙参照)

甲府市告示第163号

道路法第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定したので、 同法第4項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、告示の日から令和3年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 利便増進誘導区域の指定日 令和3年3月25日

2 道路の路線番号、路線名 156春日深線

3 利便増進誘導区域として指定する場所(別紙参照)

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 充当通知書

2 発送日 令和3年3月23日

3 返戻日 令和3年3月25日

4 通知者 (省略)

5 保管場所 甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市市民部市民総室国民健康保険課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称甲府市下今井町字村東664番2及び664番3以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市下鍛冶屋町349番地1 グランシャリオB201 伊藤雄気

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条の2第1項に基づき協議が成立した次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上曽根町字下瀬古3368番5、3368番7、3368番8、3368番10から3368番19まで、3368番21から3368番24まで、3368番25の一部、3368番34、3368番36から3368番234及び3368番239から3368番242まで並びに下曽根町字堰向1283番1、1283番5、1283番6、1284番、1284番2、1285番、1286番1、1286番2、1287番1、1288番、1290番1、1291番1、1292番1、1305番5及び1306番4

以上46筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長 樋口雄一

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第13条第4項において準用する同法第12条第1項 の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市産業部農林振興室農政課

特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として令和2年4月14日甲府市告示第217号により指定した区域の全部について、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、その指定を解除する。

令和3年3月30日

- 1 指定を解除する区域
 - 甲府市宮原町字西条下河原1007番の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基 準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として令和3年1月6日甲府市告示第6号により指定した区域の一部について、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、その指定を解除する。

令和3年3月30日

- 1 指定を解除する区域 甲府市北新一丁目2番の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和3年3月31日

	A	
1	介護保険事業所番号	1 9 7 0 1 0 5 5 3 0
2	事業所の名称	アーク訪問介護事業所
3	事業所の所在地	甲府市上阿原町416-1
		MP イーストビル 2 階
4	当該事業所の申請者	甲府市向町259-1
		株式会社アークメディカル
		代表取締役 一 瀬 康 弘
5	サービスの種類	訪問介護
		介護予防・日常生活支援総合事業
		(介護予防訪問介護相当サービス)
6	指定年月日	令和3年4月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第10の規定により公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

介護保険事業所番号 1990100909 1 2 事業所の名称 SORAFIT 3 事業所の所在地 甲府市上阿原町416 4 当該事業所の申請者 甲府市上石田三丁目19番23号 プラスメディア株式会社 代表取締役 保 坂 美 彦 5 サービスの種類 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス) 令和3年4月1日 6 指定年月日

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和3年3月31日

1	介護保険事業所番号	1971800998
2	事業所の名称	サンライフ訪問介護事業所
3	事業所の所在地	笛吹市石和町唐柏400-1
4	当該事業所の申請者	笛吹市石和町四日市場2031-24
		株式会社サンライフ壽
		代表取締役社長 広 瀬 令 子
5	サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス
6	廃止年月日	令和3年3月31日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づく指定居宅 サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の規定により 公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 介護保険事業所番号19701029582 事業所の名称短期入所療養介護事業所たんぽぽ3 事業所の所在地甲府市北口3-1-14 当該事業所の申請者甲府市北口3-1-1医療法人社団 箭本外科整形外科医院理事長 箭 本 浩塩期入所療養介護5 サービスの種類短期入所療養介護6 廃止年月日令和3年3月31日

甲府市告示第174号

次の公印を廃止したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

令和3年3月31日

- 1 廃止した公印
 - (1)種別 一般公印
 - (2) 名称 部長等印
 - (3) ひな形 13
 - (4) 書体 てん書
 - (5) 寸法 方24mm
 - (6) 即材 木
 - (7) 用途 部長等名をもってする文書
 - (8) 個数 1個



(総務部)

- 2 廃止した公印
 - (1)種別 一般公印
 - (2) 名称 部長等印
 - (3) ひな形 13
 - (4) 書体 てん書
 - (5) 寸法 方24mm

- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 1個



(企画部)

3 公印の廃止日 令和3年3月31日

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て 支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11の規定により公示す る。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1サービスの種類認可外保育施設2事業所の名称キッズライン3事業所の所在地山梨県甲府市太田町23-44当該事業所の設置者秋山 洋子5確認年月日令和3年3月23日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 122

3 路線名 金手東青沼線

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東四丁目102番地先から 甲府市朝気一丁目930番15地先まで	4. 9 ~ 9. 9	71.6
新	甲府市城東四丁目102番地先から 甲府市朝気一丁目930番15地先まで	4. 9 ~ 1 3. 0	7 1. 6

甲府市告示第177号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 1619

3 路線名 濁川左岸 4 号線

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東二丁目242番地先から 甲府市城東二丁目369番1地先まで	4. 0 ~ 6. 0	271.4
新	甲府市城東二丁目242番地先から 甲府市城東二丁目369番1地先まで	6. 5~ 9. 0	271.4

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 157

3 路線名 連雀本通り線

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東二丁目242番地先から 甲府市城東二丁目240番地先まで	22.0~ 22.0	56.7
新	甲府市城東二丁目242番地先から 甲府市城東二丁目240番地先まで	2 4. 2 ~ 2 4. 2	56.7

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 145

3 路線名 深町住宅北線

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東二丁目239番地先から 甲府市城東二丁目369番1地先まで	2 2. 0 ~ 2 6. 0	2 1 7. 4
新	甲府市城東二丁目239番地先から 甲府市城東二丁目369番1地先まで	24.2~ 37.1	2 1 7. 4

甲府市告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名 社会福祉法人 幸生会

2 事業者の所在地 甲府市西高橋町328-1番地

3 事業所名 カーサフェリス

4 事業所の所在地 甲府市西高橋町328番地4

5 事業の種類 共同生活援助

短期入所

6 主たる対象者 特定なし

7 指定事業所番号 1920102868 (共同生活援助)

1910102878 (短期入所)

令和3年3月31日

8 指定年月日

甲府市長 樋口雄一

合同会社 Grk 1 事業者名 2 事業者の所在地 甲府市後屋町113番地12 3 事業所名 障害者グループホーム 彦星 4 事業所の所在地 甲府市国母五丁目3番35号 5 事業の種類 共同生活援助 短期入所 特定なし 6 主たる対象者 7 指定事業所番号 1920102918 (共同生活援助) 1910102902 (短期入所)

令和3年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名 合同会社カナエール

2 事業者の所在地 山梨県笛吹市春日居町桑戸302番地1

3 事業所名 相談支援事業所デフやまなし

4 事業所の所在地 甲府市北新一丁目2番12号

県福祉プラザ1階 山梨県立聴覚障害者情報センター内

5 事業の種類 指定特定相談支援

指定障害児相談支援

6 主たる対象者 特定なし

7 指定事業所番号 1930102841 (指定特定相談支援)

1970102859(指定障害児相談支援)

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名社会福祉法人あそびじゅく2 事業者の所在地甲府市貢川一丁目2番23号

3 事業所名 YADOKARI

4 事業所の所在地 甲府市下飯田一丁目11番6号

5 事業の種類 短期入所6 主たる対象者 特定なし

7 指定事業所番号 1910102944

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名 株式会社片桐建設

2 事業者の所在地 長野県伊那市福島1471番地

3 事業所名 コリード甲府

4 事業所の所在地 甲府市国母七丁目5番17号

サンライン甲府ビル5階F号室

5 事業の種類 就労移行支援

6 主たる対象者 特定なし

7 指定事業所番号 1910102894

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名 株式会社 NEXT・DOOR

2 事業者の所在地 甲府市高畑一丁目16番8号

3 事業所名 こっとんホーム

4 事業所の所在地 甲府市高畑一丁目17番16号

5 事業の種類 共同生活援助

6 主たる対象者 特定なし

7 指定事業所番号 1920102926

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名 合同会社ファミリーサポートクラブ

2 事業者の所在地 甲府市青葉町16番10号

3 事業所名 なかよしクラブ「ち~ず」

4 事業所の所在地 甲府市青沼三丁目8番11号

5 事業の種類 児童発達支援

6 指定事業所番号 1950102887

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

事業者名 一般社団法人は一と to は一と
 事業者の所在地 甲府市中央四丁目1番9号
 事業所名 多機能型重症児デイサービス 笑むⅡ
 事業所の所在地 甲府市中央四丁目3番14号
 事業の種類 児童発達支援 放課後等デイサービス
 指定事業所番号 1950102937
 指定年月日 令和3年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1	事業者名	社会福祉法人 清長会
2	事業者の所在地	甲府市下帯那町3215番地1
3	事業所名	多機能型通所事業所 くぬぎの森
4	事業所の所在地	甲府市下帯那町2979番地1
5	事業の種類	就労移行支援
6	指定事業所番号	1910100831
7	廃止年月日	令和3年3月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により公示する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1 事業者名 社会福祉法人いずみ会

2 事業者の所在地 山梨県山梨市東後屋敷635番地1

3 事業所名 いずみ園

4 事業所の所在地 甲府市宝一丁目19番6号

5 事業の種類 指定特定相談支援

指定障害児相談支援

6 指定事業所番号 1930101199

1 9 7 0 1 0 1 1 8 2

7 廃止年月日 令和3年3月31日

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年4月5日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和3年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市東光寺一丁目地内

2 犬又は猫の別:犬

3 種類:雑種 4 性別:メス

5 毛の色:黒トラ、白まじり

6 その他の特徴:成犬、中型、黒い革製の首輪(赤いハートの絵柄)

7 連絡先:甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

議会局

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月23日

甲府市議会議長 兵 道 顕 司

甲府市議会規則第1号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則(昭和50年3月議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定 日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第67条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和3年3月26日

甲府市議会議長 兵 道 顕 司

甲府市議会規程第1号

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程

甲府市議会議会局事務分掌規程(平成8年3月議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中議会総室、総務課の項の次に次のように加える。

政策調査課	政策調査係
-------	-------

第4条中第6項から第8項までを削り、第9項を第6項とし、第10項を第7項とし、第11項を第8項とし、同条第12項中「前11項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第13項を同条第10項とする。

第5条の表中「及び担当課長」を削る。

第8条第2項中「、課長及び担当課長(以下「課長等」という。)」を「及び 課長」に、同項第1号中「課長等」を「課長」に改める。

第9条第2項の表中「及び担当課長」を削る。

別表第1を次のように改める。

室	課	分掌事務
議会総室	総務課	(1) 局の人事、給与に関すること。
		(2) 公印の管理に関すること。
		⑶ 文書の収受、発送に関すること。
		4) 物品の管理に関すること。
		(5) 議長の秘書、交際及びほう賞に関するこ
		と。
		6) 議場及び議会関係各室の管理並びに会議の
		傍聴に関すること。
		(7) 渉外事務に関すること。
		(8) 議員経歴及び表彰に関すること。

I I	
	(9) 議員共済年金関係事務に関すること。
	10) 議長会等の関係事務及び行事に関するこ
	と。
	(11) 他都市等の照会文書に関すること。
	(12) 議会図書室に関すること。
	(13) その他局内の庶務に関すること。
政策調査課	(1) 議会基本条例に関すること。
	(2) 議会制度に関すること。
	(3) 法令の整備等に関すること。
	(4) 議会の広報・広聴に関すること。
	(5) 市議会だよりの編集に関すること。
	(6) 議会活動に必要な調査に関すること。
議事課	(1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特
	別委員会その他議会関係会議の議事及び記録
	に関すること。
	(2) 議案の調整等に関すること。
	(3) 請願書及び陳情書の取扱に関すること。
	(4) 意見書、決議等の取扱に関すること。
	(5) 議決事項の処理、結果の報告及び諸証明に
	関すること。
	(6) 会議録の調製、印刷、配付、保管及び各種
	記録の保管に関すること。
	(7) 他都市からの視察に関すること。
	(8) その他議事及び記録に関すること。

附 則

教育委員会

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月16日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会安全衛生管理規則(昭和55年5月教委規則第4号)の一部を 次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 削除

第5条の2第1項中「給食事業所」を「事務局」に改め、同条第4項中「給食事業所」を「必要に応じて職場」に改める。

第7条第1項中「、給食事業所」を削る。

第9条の2第1項中「甲府市教育委員会給食事業所職員衛生委員会(以下「給食事業所衛生委員会」という。)及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項各号(第1号を除く。)及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「3項」を「前3項」に改め、「各」及び「それぞれの」を削り、同項を同条第5項とする。

附則

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月16日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則(平成8年3月教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第2号中「教育相談」を「教育の研究、指導及び相談」に改める。

第20条第2項中「次の教育機関にそれぞれ次の職を置く」を「教育研修所に所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

別表教育総室、学校教育課の項第10号中「及び教育指導研究センター」を削る。

附則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。 令和3年3月16日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則 甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成13年6月教委規則第8号) は、廃止する。

附則

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月24日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府府市教育委員会事務分掌規則(平成8年3月教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育総室、学校教育課の項中「学校危機管理係」の次に「、情報化推進係」を加える。

別表教育総室、学校教育課の項に次の1号を加える。

(12) 学校の情報化の推進に関すること。

附則

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和3年3月16日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程(昭和48年4月教委規程第1号)の一部 を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、学校教育の表第7項中「及び教育指導研修センター」を削り、同項第2号を削る。

附則

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和3年3月24日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第2号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会私有車公務使用規程(昭和53年4月教委規程第1号)の一部 を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部契約管財室管財課長」を「行政経営部契約管財室管財課 長」に改める。

第5条第4項中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

第2号様式中「総務部長」を「行政経営部長」に改める。

附則

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和3年3月24日

> 甲府市教育委員会 教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第3号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程(昭和48年4月教委規程第1号)の一部 を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、学校教育の表に次のように加える。

8 学校の情報化の推進に関す			
る事項			
(1) 事業計画に関すること。	重要	軽易	
(2) 事業実施に関すること。		0	

附則

甲府市教育委員会告示第1号

甲府市文化財保護条例(平成17年12月条例第45号)第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる文化財を甲府市指定有形文化財に指定するため、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月22日

甲府市教育委員会 教育長 數 野 保 秋

						有 形 文 化 財	
種	別	時	代	名	称	構造・形式等 員数 所在地及び 所有者	備考
建造物		室町時代(15 世紀中頃)		うじ) 六面 ⁷	ょうこ 哲幢 めん	1 基	

歴史資料		
江戸時代(貞享3年)		
古府中村 絵図		
無	高さが3mを超え、山 梨県内の同種の石造物の なかで最大である。また 制作年代も15世紀が想 定され、市内でも最古級 であり、歴史的にも価値 が高い。	には、

	1														_		
書	戦)	田	神	社	1. 2.			信玄義昭		状 内書		文	書	甲府	市	
跡	国時		蔵			3. 4.	_	色	義模氏政	書	状		本	墨書	古府	中町	
	代 (16		木	箱		5. 6.	武	田	信玄		綸旨 状	9	通		2611	-	
	世紀	3	箱			7. 8. 9.		位	沙 決 策 எ		寸		木	箱	宗教	法人	
	だ ほ ほ						正 8						箱		武田	神社	
	<i>y</i> ,					創建所蔵	する	古	文書	t 0	武田						
						氏とのに関	戦国	大	名と	(n)	交涉						
						多く 解明	、武 する	田上	氏の) 歴	史を						
						値が江の子	戸幕	府			-						
						保、中心	およ	び	甲州	財	閥の						
						津嘉ない	一郎 時期	かに	ら を オ	リ建 _し ぞ	間もれ寄						
						贈さいた郷	に盛	λ	とな	20	てい						
						る運	土の動とし	_	端を	: 表	わす						
						おけ 事業	る山 の観	梨	県内	10	文化						
						され	る。										
						事業され		点	から	っも	注目						

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する 法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50 の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第 86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定 する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第 4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数 は、次のとおりである。

令和3年3月1日

甲府市選挙管理委員会 委員長 志 村 文 武

1	1/50の数	3,	107人
2	1/3の数	51,	773人
3	1/6の数	25,	887人
4	選挙人名簿登録者数	155,	318人

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

> 甲府市公平委員会 委員長 山 口 一 男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年9月公平委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「、服務係長」及び「、事務管理係長」を削り、「企画総室総務課庶務係長、企画課企画係長、南北振興係長」を「企画財務総室総務課庶務係長」に、「財政係長」を「企画財政係長」に改め、同部病院の項中「、統括診療部長」を削り、「医療総合研修センター長」の次に「、感染管理部長」を加える。

附則

監査委員会

甲府市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人柴山聡から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年3月1日

甲府市監査委員

與 石 十 直 小 林 憲次郎 長 沼 達 彦

甲府市監查委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定に基づき甲 府市監査基準の一部を改正したので、同条第4項の規定により別紙のとおり公表す る。

令和3年3月29日

甲府市監査委員

典 石 十 直小 林 憲次郎長 沼 達 彦

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、令和3年3月29日午後2時00分、甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和3年3月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 3 令和3年4月告示分農用地利用集積計画について
- 4 令和3年4月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について
- 5 農用地利用配分計画(案)について
- 6 納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 7 令和3年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 8 令和3年度甲府市農業委員会年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局エネルギー管理規程を次のように定める。

令和3年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局エネルギー管理規程

甲府市上下水道局エネルギー管理規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律 第49号。以下「法」という。)に基づき、エネルギーの使用の合理化及び電気の 需要の平準化に関する処置の適切かつ有効な実施を図るため、甲府市上下水道局 (以下「局」という。)におけるエネルギーの管理に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) エネルギー 法第2条第1項に定めるエネルギーをいう。
 - (2) 電気の需要の平準化 法第2条第3項に規定する電気の需要の平準化をいう。
 - (3) 施設 エネルギーを使用する局の施設をいう。
 - (4) 判断基準 法第5条第1項の規定により経済産業大臣が定める事項をいう。 (管理者の責務)
- 第3条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、水道事業及び下水道事業における効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準

化を図るため、別図に定めるエネルギー管理組織体制を整備するとともに、エネルギーの使用の合理化を推進するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、法第8条第1項の規定に基づき、局職員(以下「職員」という。)の うちからエネルギー管理統括者を任命する。
- 3 管理者は、法第9条第1項の規定に基づき、職員で有資格者のうちからエネル ギー管理企画推進者を任命する。
- 4 管理者は、法第14条第1項の規定に基づき、浄化センターに勤務する職員で 有資格者のうちからエネルギー管理員を任命する。
- 5 管理者は、前2項で任命したエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員 に、法第9条第2項及び法第14条第2項の規定に基づく資質の向上を図るため の講習を受けさせなければならない。
- 6 管理者は、法第8条第3項、法第9条第3項及び法第14条第3項の規定に基 づきエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の 選任または解任について経済産業大臣に届け出なければならない。
- 7 管理者は、法第15条第1項の規定に基づき、中長期計画書を作成し、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。
- 8 管理者は、法第16条第1項の規定に基づき、エネルギーの使用量その他エネルギー使用の状況並びにエネルギーを消費する設備及び省エネルギーに関する設備の設置及び改廃に関する報告書を作成し、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

(エネルギー管理統括者)

- 第4条 水道事業及び下水道事業のエネルギー管理業務を統括管理させるため、エネルギー管理統括者(以下「統括者」という。)を置く。
- 2 統括者は、次に掲げる業務を管理する。
 - (1) 中長期的な計画の作成事務に関すること。
 - (2) エネルギーを消費する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。
 - (3) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。
 - (4) エネルギーの使用の合理化に資する人材(現場実務を管理する者等)を育成すること。

- (5) 職員に取組方針の周知を図るとともに、省エネルギー推進に関する教育を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、エネルギーの使用の合理化に関すること。 (エネルギー管理企画推進者)
- 第5条 エネルギー管理企画推進者(以下「企画推進者」という。)は、エネルギー 管理士又はエネルギー管理講習を修了した者でなければならない。
- 2 企画推進者は、統括者の命を受け施設全体のエネルギー管理に関し、必要な業務を行う。

(エネルギー管理員)

- 第6条 エネルギー管理員(以下「管理員」という。)は、エネルギー管理士又はエネルギー管理講習を修了した者でなければならない。
- 2 管理員は、浄化センターの省エネルギーに関し、エネルギーを消費する設備の 維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等の業務を管理する。

(エネルギー管理推進員)

- 第7条 エネルギー管理を適切に行うため、それぞれの施設を所管する課に、エネルギー管理推進員(以下「管理推進員」という。)を置く。
- 2 管理推進員は、施設を所管する課の長をもって充てる。
- 3 管理推進員は、統括者の指揮を受け、企画推進者と連携して、所管する施設に おけるエネルギー使用の合理化及び電気の平準化に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) エネルギーを消費する設備の維持に関すること。
 - (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
 - (3) 第11条の規定によるエネルギー管理標準の作成に関すること。
 - (4) 所管する施設の職員に対する教育及び指導に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その他所管する施設におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し必要な事務。

(職員の責務)

第8条 職員は、統括者、企画推進者及び管理推進員の指示に従い、エネルギーの 使用の合理化及び電気の需要の平準化に努めなければならない。

(エネルギーの使用の合理化に関する取組方針)

第9条 管理者は、施設におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(以

下「エネルギー使用合理化取組方針」という。)を定めるものとする。また、定期的に精査し必要に応じて変更するものとする。

- 2 エネルギー使用合理化取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、 設備の新設及び更新に対する取組内容その他管理者が必要と認める事項について 方針を定めるものとする。
- 3 統括者、企画推進者、管理推進員及び職員は、法及びエネルギー使用合理化取組方針を遵守し、エネルギー管理業務を適切に行うものとする。

(電気の需要の平準化に関する取組方針)

- 第10条 管理者は、施設における電気の需要の平準化に関する取組方針(以下「電気需要平準化取組方針」という。)を定めるものとする。また、定期的に精査し必要に応じて変更するものとする。
- 2 電気需要平準化取組方針には、エネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内 で電気の需要の平準化に資する措置、設備の新設及び更新に対する取組内容その 他管理者が必要と認める事項について方針を定めるものとする。
- 3 統括者、企画推進者、管理推進員及び職員は、電気需要平準化取組方針に基づき、エネルギー管理事務を適切に行うものとする。

(エネルギー管理標準)

- 第11条 管理推進員は、所管する施設について、エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他必要な項目に関し、エネルギー管理標準(以下「管理標準」という。)を定めるものとし、各施設のエネルギー管理は、管理標準に基づいて行うものとする。
- 2 管理標準を定めるに当たっては、判断基準並びにエネルギー使用合理化取組方 針及び電気需要平準化取組方針に準拠しなければならない。
- 3 企画推進者は、管理推進員が管理標準を定めるに当たっては、これを補佐する。 (エネルギー管理に関する会議)
- 第12条 統括者は、エネルギー管理業務の円滑な実施及び各関係課との連携を図る必要があると認める時は会議を招集する。
- 2 この会議の庶務は、総務課で処理する。

(委任)

この規程に定めるもののほか、エネルギーの管理に関し、必要な事項は管理者が

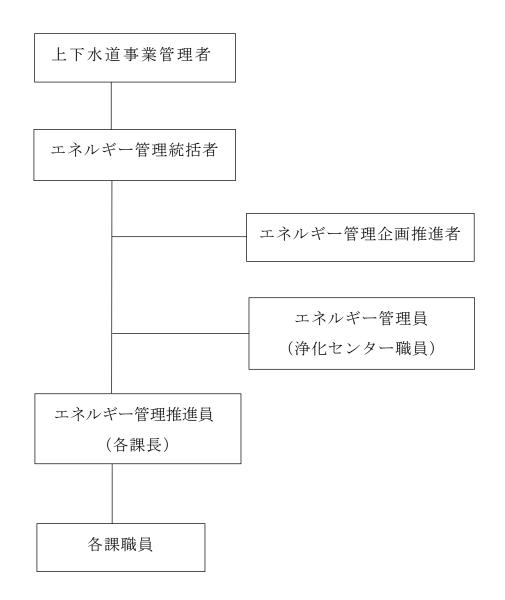
別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別図(第3条関係)

甲府市上下水道局エネルギー管理組織体制



甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和3年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市水道事業給水条例施行規程(平成10年2月管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第23条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第14号様式その1(第19条関係)中「(口座割引前の額)」及び「・口座割引額の行」を削り、「※水道料金の口座振替には、105円(上限)の割引サービスがあります。詳細については裏面をご覧ください。」を「※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。」に改める。

第14号様式その2(第19条関係)中「平成」、「(口座割引前の額)」及び「・口座割引額の行」を削り、「※水道料金の口座振替(再振替は除く)には、割引制度があります。」を「※使用水量のお知らせの今回料金は、ご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。」に、「※現在、水道の検針は2ヶ月に1回となっております。」に、「営業課」を「サービスセンター(電話055-228-3311)」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第23条の規定は、この規程の施行の日以後の水道メーターの検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーターの検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

甲府市上下水道局告示第14号

甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)第7条にかかわる指定 給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者 規程(平成10年2月管理規程第2号)第10条第1号の規定により告示する。

令和3年3月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指 定 番 号 第 4 4 8 号 指定業者名 ㈱クラシアン

所 在 地 横浜市港北区新横浜一丁目2-1

代表者 鈴木 一也

甲府市上下水道局告示第15号

甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)第7条にかかわる指定 給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の再開届出があったので、甲府市上下 水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年2月管理規程第2号)第10条第 2号の規定により告示する。

令和3年3月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指定番号 第415号

指定業者名 FINE LINE

所 在 地 甲府市住吉5-4-27

代表者 広瀬 康太

甲府市上下水道局告示第16号

甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)第7条にかかわる指定 給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下 水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年2月管理規程第2号)第10条第 2号の規定により告示する。

令和3年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指定番号 第74号 指定業者名 ㈱大久調温

所在地 甲府市住吉3-2-22

代表者 長田 寛

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部活動規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和3年3月31日

> 甲府市災害対策本部長 甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程(昭和39年8月災害対策本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。また、第5条第2項中「防災指導班長」を「地域防災班長」に改める。

別表第1 危機管理部危機管理室防災指導班の項を、次のように改める。

	名称		
部(部長)	室等(室長	班(班長)	分掌事務
	等)		
危機管理部	危機管理室	地域防災班	防災企画班への応援に関すること。
(危機管理	(危機管理	(地域防災	
監)	室長)	課長)	

別表第1 総務部総務総室、行政管理室及び議会総室の項を、次のように改める。

行	政経営部	行政経営総	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(行政経営	室	(総務課	2	部内の庶務に関すること。
部	(長)	(行政経営	() = 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0	۷	ppr 1 v / kk/分(C) (大) y ' O C C 。
≑¥			長)	3	部の管理に属する施設等への応急対策の指示
	会局長 、行政経	総室長)			及び被災状況のとりまとめに関すること。
14	、门以胜			4	受援(部内)に関すること。

労却巨み、場			■ 新田書紙 データの迅速(白沙草枚みンター)
営部長を補			5 重要書類、データの退避(自治研修センタ
佐する。			一)に関すること。
		法制班	部内各班への応援に関すること。
		(法制課	
		長)	
		行政経営班	部内各班への応援に関すること。
		(行政経営	
		課長)	
		デジタル推	
		進班	復旧対応に関すること。
		(デジタル	2 部内各班への応援に関すること。
		推進課長)	
	人事管理室	職員班	1 職員の服務及び出勤に関すること。
	(人事管理	(職員課	2 災害応急対策等に係る求人に関すること。
	室長)	長)	 3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関す
			ること。
			 4 職員の健康管理に関すること。
		人事制度改	部内各班への応援に関すること。
		革担当課長	
		班	
		(人事制度	
		改革担当課	
		長)	
		研修厚生班	部内各班への応援に関すること。
		(研修厚生	
		課長)	
	議会総室	総務班	1 市議会議員との連絡に関すること。
	(議会総室		2 部内各班への応援に関すること。
		長)	
	, .,	政策調査班	
		(政策調査	
		(以來們宜	

課長) 議事班 (議事課 長)

別表第1 企画部の項を、次のように改める。

		と、伙のよう) (- LX (4) (3 o
	企画財務総	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(企画財務 部長)		(総務課	2	部内の庶務に関すること。
税務統括監	(企画財務	長)	3	各部との連絡に関すること。
	総至長)		4	受援(部内)に関すること。
は、企画財		企画財政班	1	本部活動費の経理に関すること。
務部長を補		(企画財政	2	その他災害の経理に関すること。
佐する。		課長)	3	部内各班への応援に関すること。
	連携推進室	公民連携班	部	内各班への応援に関すること。
	(連携推進	(公氏連携		
	室長)	課長)		
	, ,,	自治体連携		
		班		
		(自治連携		
		課長)		
	課税管理室	•	1	住家等の被害状況調査に関すること。
	(課税管理			罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関す
	• • •	長)		ること。
		資産税班		
		(資産税課		
		長)		
	収納管理室	-	1	住家等の被害状況調査に関すること。
	(収納管理	(0, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	2	罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関す
	• • •	長)		ること。
		滞納整理班		
		(滞納整理		
		課長)		

別表第1 市民部市民総室及び市民協働室の項を、次のように改める。

市民部	市民総室	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
-----	------	-----	---	---------------------

(市民部	(市民総室	(総務課	2	部内の庶務に関すること。
長)	長)	長)	3	部の管理に属する施設等への応急対策の指示
				及び被災状況のとりまとめに関すること。
			4	受援(部内)に関すること。
		市民班	1	避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関
		(市民課		すること。
		長)	2	避難者及び被災者の収容に関すること。
			3	炊き出しその他食料品等の配給に関するこ
				と。
			4	避難状況の本部への報告に関すること。
			5	来庁者(本庁舎)の避難誘導に関すること。
			6	安否情報の提供。
		中道支所班	1	支所内自衛消防隊の活動に関すること。
		(中道支所	2	市民班への応援に関すること。
		長)	3	来庁者(中道支所)の避難誘導に関するこ
				と。
			4	庁用自動車(中道支所)の移動に関するこ
				と。
			5	重要書類、データの退避(中道支所)に関す
				ること。
		上九一色出	1	出張所内自衛消防隊の活動に関すること。
		張所班	2	市民班への応援に関すること。
		(上九一色		
		出張所長)		10 Thata and 150 HR North
		人権男女参 画班		総務班への応援に関すること。 来庁者(南庁舎)の避難誘導に関すること。
		^{画斑} (人権男女	2	宋月有 (南月音) の避難誘辱に関すること。 庁用自動車 (南庁舎) の移動に関すること。
		参画課長)	4	重要書類、データの退避(南庁舎)に関する
		沙凹味 政/		٤.

市民協働室 協働推進班 1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。
(市民協働 (協働推進 2 被災者の要望及び陳情の受付に関すること。
室長) 課長) 3 災害ボランティアの支援に関すること。
協働支援班 部内各班への応援に関すること。
(協働支援 課長)

別表第1 福祉保健部の項を、次のように改める。

77127777		プロ、 Mv.	/ 0	K / (CBX 07 00
福祉保健部	福祉保健総	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(福祉保健	室	(総務課	2	部内の庶務に関すること。
部長)	(福祉保健	長)	3	部の管理に属する施設等への応急対策の指示
保健衛生監	総室長)			及び被災状況のとりまとめに関すること。
は、福祉保			4	社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に
健部長を補				関すること。
佐する。			5	社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関するこ
				と。
			6	食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関
				すること。
			7	義援金の受付及び配分計画に関すること。
			8	受援(部内)に関すること。
		生活福祉班	部	内各班への応援に関すること。
		(生活福祉		
		課長)		
		障がい福祉	1	避難行動要支援者等に関すること。
		班	2	福祉避難所の開設に関すること。
		(障がい福		
		祉課長)		
	健康支援室	健康政策班	1	市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶
	(健康支援	(健康政策		務、対策本部会議の招集・開催に関すること。
	室長)	課長)	2	県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救
				護対策本部、関係機関等との連携に関するこ

		と。
	4	3 市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッ
		フ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関する
		こと。
	4	4 災害医療情報等の広報、周知に関すること。
	Į.	5 市保健医療救護対策本部長の補佐に関するこ
		₽°
		6 その他、災害管理機関等との調整・渉外に関
		すること。
	地域保健班	·
	(地域保健)	
	課長)	応に関すること。
		3 医療救護所の(設置、)運営に関すること。
		4 医療救護班の指揮に関すること。
		5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関するこ
		کی ۔
		- ^ 6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関す
		ること。
	,	7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関するこ
		₽°
		。 8 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関
		すること。
		9 その他、災害時の対人保健に関すること。
保険経営	室指導監査班	部内各班への応援に関すること。
(保険経済	営(指導監査	
室長)	課長)	
	介護保険班	
	課長)	2 田 亜煙飛/川▽/ 市収(□ 大) り ○ ○ 。
		部内各班への応援に関すること。
	(健康保険	

	課長)	
保健衛生室	精神保健班	健康増進班の応援に関すること。
(保健衛生		
室長)	課長)	
	母子健康班	健康増進班の応援に関すること。
	(母子健康	
	課長)	
	医務感染症	1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録(ク
	班	ロノロジー)に関すること。
	(医務感染	2 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情
	症課長)	報収集・分析に関すること。
		3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。
		4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネータ
		ーの受入れの県との協議に関すること。
		5 透析等特殊医療の情報収集・対応に関するこ
		と。
		6 市三師会等関係団体との調整に関すること。
		7 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・
		調整及び搬送支援に関すること。
		8 その他、災害医療関係の確保・調整に関する
		こと。

生活衛生薬 1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体務班 制の確保に関すること。
(生活衛生 2 医療専門ボランティアの募集窓口への協力に薬務課長) 関すること。
3 災害による遺体の処理に関すること。
4 その他、災害時の対物保健に関すること。
(会計室 会計室 1 部内各班への応援に関すること。
(会計室 (会計室 2 義援金の受け入れに関すること。
長)

別表第1 産業部産業総室及び観光商工室の項を次のように改める。

産業部	産業総室	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(産業部	(産業総室	(総務課	2	部内の庶務に関すること。
長)	長)	長)	3	部の管理に属する施設等への応急対応策の指
			7	示及び被害状況のとりまとめに関すること。
			4	受援(部内)に関すること。
		ふるさと納 税班	観	光班への応援に関すること。
		(ふるさと		
		納税課長)		
		雇用創生班	観	光班への応援に関すること。
		(雇用創生		
		課長)		
		観光班	1	帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。
		(観光課	2	観光関係の被害調査及び応急対策に関するこ
		長)		と 。

商工振興室 (商工振興 (商工課 関すること。 室長) 長) 2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。 中心市街地 振興班 (中心市街地地振興課長)

別表第1 まちづくり部まち開発室の項を、次のように改める。

まちづくり	まち開発室	都市計画班	区画整理区域内の応急対策に関すること。
部	(まち開発	(都市計画	
(まちづく	室長)	課長)	
り部長)			
リニア交通			部内各班への応援に関すること。
政策監は、		ン班	
まちづくり		(地域デザイン課長)	
部長を補佐			部内各班への応援に関すること。
する。		(産業立地	
		課長)	
		区画整理班	部内各班への応援に関すること。
		(区画整理	
		課長)	

別表第1病院部の項を、次のように改める。

病院部	病院事務総	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(病院長の	室	(総務課	2	部内の庶務に関すること。
指名する副	(病院事務	長)	3	部の管理に属する施設等への応急対策の指示
院長)	総室長)	経営企画班		及び被災状況のとりまとめに関すること。
他の副院長		(経営企画	4	職員の動員に関すること。

及び事務局		班長)	
長は、部長		////////////////////////////////////	-
を補佐す	,	(医事課	
る。	=	長)	
0		·	├────────────────────────────────────
	,		2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。
			3 移動医療に関すること。
	Ē		
		(診療支援	
	2	部長)	
	Ī		
		ンター班	区が対 10万元1及(C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C)
		(医療支援	
		センター	
		長)	
	Ē	<u> </u>	 診療班及び診療支援班への応援に関すること。
		(放射線部	
		長)	
		咚/ 薬剤班	
	<u> </u>		
		(薬剤部 長)	
	Ē	<u> </u>	_
	7	看護班	
		(看護部	
	f	長)	医事事の内容を関われてい
			医事班への応援に関すること。
		ンター班	
		(総合相談	
		センター	
	,	長)	

医療総合研診療班への応援に関すること。 修センター 班 (医療総合 研修センタ 一長) 医療安全管 理班 (医療安全 管理部長) 感染管理班 (感染管理 部) 経営改善対 策班 (経営改善 対策部長)

別表第2(別紙その1)危機管理部を次のように改める。

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・地域防災課・危機管理
		課

別表第2(別紙その2) 危機管理部、総務部及び企画部の項を次のように改める。

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・地域防災課・危機管理
		課(危機管理担当課長を含む。)
行政経営部	行政経営総室・人事管	総務課・デジタル推進課・職員課・
	理室・契約管財室	契約課・管財課
	市長室・情報戦略室	全課

A	A -L-	∧ =m
企画財務部	全室	全課

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部活動規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和3年3月31日

甲府市地震災害警戒本部長甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号)の 一部を次のように改正する。

第3条第1項中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。また、第5条第2項中「防 災指導班長」を「地域防災班長」に改める。

別表第1 危機管理部危機管理室防災指導班の項を、次のように改める。

危機管理	危機管理室	地域防災班	防災企画班への応援に関すること。
部	(危機管理	(地域防災課	
(危機管	室長)	長)	
理監)			

別表第1 総務部総務総室、行政管理室及び議会総室の項を、次のように改める。

*****	4-5 32 1-1-4-5 32	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
行政経営	行政経営総	総務班	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。
部	室	(総務課長)	2 部内の庶務に関すること。
(行政経	(行政経営		3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び
営部長)	総室長)		被害状況のとりまとめに関すること。
議会局長			4 受援(部内)に関すること。
は、行政			5 重要書類、データの退避(自治研修センター)に
経営部長			関すること。
を補佐す			部内各班への応援に関すること。
る。		(法制課長)	

		部内各班への応援に関すること。
	(行政経営課	
	長)	
	デジタル推進	
	班	対応に関すること。
		2 部内各班への応援に関すること。
	進課長)	
人事管理室	職員班	1 職員の服務及び出勤に関すること。
(人事管理	(職員課長)	2 災害応急対策等に係る求人に関すること。
室長)		3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関するこ
		と。
		4 職員の健康管理に関すること。
	人事制度改革	部内各班への応援に関すること。
	担当課長班	
	(人事制度改	
	革担当課長)	
	研修厚生班	部内各班への応援に関すること。
	(研修厚生課	
	長)	
議会総室	議会総務班	1 市議会議員との連絡に関すること。
(議会総室	(総務課長)	2 部内各班への応援に関すること。
長)	政策調査班	
	(政策調査課	
	長)	
	議事班	
	(議事課長)	

別表第1 企画部の項を、次のように改める。

	企画財務総	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
部(企画財	至	(総務課長)	2	部内の庶務に関すること。
務部長)	(企画財務		3	各部との連絡に関すること。
	総室長)		4	受援(部内)に関すること。

税務統括 監は、企 画財務補佐 する。		(企画財政課 長)	 本部活動費の経理に関すること。 その他災害の経理に関すること。 部内各班への応援に関すること。 部内各班への応援に関すること。
	, ,	長) 市民税班	1 住家等の被害状況調査に関すること。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関するこ と。
	収納管理室 (収納管理 室長)		1 住家等の被害状況調査に関すること。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関すること。 と。

別表第1 市民部市民総室及び市民協働室の項を、次のように改める。

市民部	市民総室	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(市民部	(市民総室	(総務課長)	2	部内の庶務に関すること。
長)	長)		3	部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び
				被災状況の取りまとめに関すること。
			4	受援(部内)に関すること。
		市民班	1	避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関する
		(市民課長)		こと。
			2	避難者及び被災者の収容に関すること。
			3	炊き出しその他食料品等の配給に関すること。
			4	避難状況の本部への報告に関すること。
			5	安否情報の提供。

	中道支所班	1 支所内自衛消防隊に関すること。
	(中道支所	2 市民班への応援に関すること。
	長)	
	上九一色出張	1 出張所内自衛消防隊の活動に関すること。
	所班	2 市民班への応援に関すること。
	(上九一色出	
	張所長)	
		総務班への応援に関すること。
	班(人物里大会)	
	(人権男女参画課長)	
市民協働室	協働推進班	 1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。
(市民協働	(協働推進課	 2 被災者の要望及び陳情の受付に関すること。
室長)	長)	 3 災害ボランティアの支援に関すること。
	協働支援担当	部内各班への応援に関すること。
	班	
	(協働支援課	
	長)	

別表第1 福祉保健部の項を、次のように改める。

福祉保健	福祉保健総	総務班	1	部内の活動の調整及び連絡に関すること。
部	室	(総務課長)	2	部内の庶務に関すること。
(福祉保	(福祉保健		3	部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び
健部長)	総室長)			被災状況の取りまとめに関すること。
保健衛生			4	社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関す
監は、福				ること。
祉保健部			5	社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。
長を補佐			6	食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関する
する。				こと。
			7	義援金の受付及び配分計画に関すること。
			8	受援(部内)に関すること。
		生活福祉班	部	『内各班への応援に関すること。

	(生活福祉課	
	長)	1 、吹歩行利電子校支援を1と見よりとし
	障がい福祉班 (障がい福祉	
	課長)	
健康支援室		 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、
(健康支援	(健康政策課	対策本部会議の招集・開催に関すること。
室長)		2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対
		策本部、関係機関等との連携に関すること。
		3 市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッフ等
		の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。
		4 災害医療情報等の広報、周知に関すること。
		5 市保健医療救護対策本部長の補佐に関すること。
		6 その他、災害管理機関等との調整・渉外に関する
		こと。
	地域保健班	1 医療機関等への訪問調査に関すること。
		2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に
	長)	関すること。
		 3 医療救護所の(設置、)運営に関すること。
		 4 医療救護班の指揮に関すること。
		 5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。
		 6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関するこ
		と。
		7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関すること。
		 8 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関する
		こと。
		9 その他、災害時の対人保健に関すること。
保険経営室	指導監査班	部内各班への応援に関すること。
(保険経営	(指導監査課	
室長)	長) 介護保険班	 1 避難行動要支援者等に関すること。
	(介護保険課	
	長)	

保健衛生室(保健衛生	(健康保険課 長)	部内各班への応援に関すること。 健康増進班の応援に関すること。
	, .,	健康増進班の応援に関すること。
	(医務感染症課長)	2 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。 3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。 4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。 5 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。 6 市三師会等関係団体との調整に関すること。 7 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 8 その他、災害医療関係の確保・調整に関するこ
	生活衛生薬務 班 (生活衛生薬 務課長)	と。 1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の 確保に関すること。 2 医療専門ボランティアの募集窓口への協力に関す ること。 3 災害による遺体の処理に関すること。 4 その他、災害時の対物保健に関すること。
会計室 (会計室 長)		1 部内各班への応援に関すること。2 義援金の受け入れに関すること。

別表第1 産業部産業総室及び観光商工室の項を次のように改める。

産業部	産業総室	総務班	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(産業部	(産業総室	(総務課長)	2 部内の庶務に関すること。
長)	長)		3 部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状
			況の取りまとめに関すること。
			4 受援(部内)に関すること。
		ふるさと納税	観光班への応援に関すること。
		班	
		(ふるさと納	
		税課長)	
		雇用創生班	観光班への応援に関すること。
		(雇用創生課	
		長)	
		観光班	1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。
		(観光課長)	2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	商工振興室	商工班	1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関す
	(商工振興	(商工課長)	ること。
	室長)		2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関するこ
			ے ۔
		中心市街地振	部内各班への応援に関すること。
		興班	
		(中心市街地	
		振興課長)	

別表第1 まちづくり部まち開発室地域デザイン担当課長班の項を、次のように改める。

まちづく	まち開発室	地域デザイン	部内各班への応援に関すること。
り部	(まち開発	<u></u> (地域デザイ	
	⇒ E)	ン課長)	
くり部			
長)			
リニア交			
通政策監			
は、まち			
づくり部			

長を補佐する。		
する。		

別表第1 病院部の項を、次のように改める。

別表第1	病院部の場	を、次のようし	と吹める。
病院部	病院事務総	総務班	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。
(病院長	室	(総務課長)	2 部内の庶務に関すること。
の指名す	(病院事務	経営企画班	3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対
る副院	総室長)	(経営企画班	策の指示に関すること。
長)		長)	4 職員の動員に関すること。
他の副院		医事班	
長及び事		(医事課長)	
務局長		診療班	1 外来入院患者に対する応急対策の実施に関するこ
は、部長		(診療部長)	と。
を補佐す		診療支援班	2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。
る。		(診療支援部	3 移動医療に関すること。
		長)	4 その他医療全般に関すること。
		医療支援セン	医療班への応援に関すること。
		ター班	
		(医療支援セ	
		ンター長)	
		放射線班	診療班及び診療支援班への応援に関すること。
		(放射線部	
		長)	
		薬剤班	
		(薬剤部長)	

	護班	
	看護部長)	
総	合相談セン	医事班への応援に関すること。
g	一班	
(;	総合相談セ	
<u>></u>	ター長)	
医	療総合研修	診療班への応援に関すること。
t	ンター班	
	医療総合研	
修	センター	
長)	
医;	療安全管理	
班		
	医療安全管	
理	部長)	
感	染管理班	
	感染管理	
部。)	
経	営改善対策	
班		
(;	経営改善対	
策	部長)	

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)

市長直轄組織 危機管理室危機管理担当 課長 丹羽 保明

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 3月18日

渡邊 富士雄

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市長直轄組織危機管理室危機管理担当課長を命ずる

以 上 発 令 日 令和 3年 3月19日

危機管理監 部長 佐藤 敦 市長直轄組織 総務部 部長 優 萩原 Т. 企画部 部長 塚原 尚志 市民部 部長 白倉 忠彦 市民部 中道支所 課長補佐 名取 市民部 市民協働室協働推進課 課長補佐 孝寛 佐藤 市民部 市民協働室人権男女参画課 課長 伏見 ゆかり 福祉保健部 健康支援センター精神保健課 課長 村山 かほる 福祉保健部 福祉支援室高齢者福祉課 課長補佐 降矢 裕美子 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 課長補佐 功刀 幸子 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 係長 西村 淳子 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 係長 内藤 ふたば 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 係長 早川 京子 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 作業主任 喜代子 秋山 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 技能主任 斉藤 浩子 環境部 廃棄物対策室 室長 井上 降 統括主任 環境部 廃棄物対策室減量課 古屋 圭一 農林振興室農政課 課長補佐 慶太 産業部 堀内 産業部 農林振興室就農支援課 課長 山本 宮樹 まちづくり部 部長 賢一 梅澤 まちづくり部 まち整備室公園緑地課 課長補佐 佐野 浩明 まちづくり部 まち整備室道路河川課 統括主任 三井 一栄 まちづくり部 まち整備室道路河川課 技能主任 宮原 希代男

市立甲府病院 主任 長田 祐子 診療部 市立甲府病院 放射線部 技師長補佐 中村 公二 浅川 えつ子 市立甲府病院 看護部 技能主任 市立甲府病院事務局 部長 勝也 中澤

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

総務部 総務総室総務課 健二 主事 清水 市民総室国民健康保険課 嶺人 市民部 雨宮 主事 環境総室総務課 環境部 主事 今村 谣香 市立甲府病院 院長 青山 香喜

(各通)

任期付採用の任期の満了により令和 3年3月31日限り退職とする

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

総務部 行政管理室職員課 技師 中込 大貴 里巳 市民部 課税管理室資産税課 主任 平嶋 福祉保健部 福祉保健総室総務課 主事 飯沼 柚香 福祉保健部 健康長寿室健康政策課 係長 石山 なぎさ 上野 福祉保健部 健康長寿室地域保健課 技師 恵美 福祉保健部 健康長寿室地域保健課 技師 三枝 享 福祉保健部 健康支援センター医務感染症課 課長 河西 文子 福祉保健部 光一 健康支援センター生活衛生薬務課 課長 浅山 福祉保健部 福祉支援室高齢者福祉課 由佳 主事 高野 福祉保健部 福祉支援室障がい福祉課 友理 主任 矢崎 福祉保健部 福祉支援室障がい福祉課 繪上 翔 主事 子ども未来部 子ども未来総室子ども保育課 主事 泉 紗恵 農林振興室就農支援課 産業部 主事 竹井 泰紀 市立甲府病院 診療部 科部長 前田 宜包 市立甲府病院 診療部 医長 德増 芳則 市立甲府病院 診療部 医師 奥脇 徹也

市立甲府病院 診療部 医師 山田 亮太

市立甲府病院 看護部 副看護師長 篠原 祐子

市立甲府病院 看護部 主任 丸山 恵美子

市立甲府病院 看護部 主任 堀内 美和

市立甲府病院 看護部 技師 岩越 千夏

市立甲府病院 看護部 技師 中沢 征秀

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和3年 3月31日

(議会局)

議会局 部長 嶋田 忠司

議会局 議会総室総務課 課長補佐 植松 泰人

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和3年 3月31日

議会局 議会総室議事課 主任 字佐美 淳

退職を承認する

以上 発 令 日 令和3年 3月31日

(教育委員会)

教育部 教育総室学事課 作業主任 藤本 正人

教育部 生涯学習室生涯学習課 課長補佐 山岡 かとり

教育部 生涯学習室生涯学習課 課長補佐 依田 利恵子

教育部 生涯学習室歴史文化財課 主任 伊藤 正幸

(各诵)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

教育部 教育総室学校教育課 課長補佐 青木 央

教育部 生涯学習室生涯学習課 係長 小澤 弘

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局

室長 酒井 仁

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

(監査委員事務局)

監査委員事務局

代表監査委員 輿石 十直

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

(農業委員会事務局)

農業委員会事務局

課長

石川 満

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日

(上下水道局)

工務部 水道管理室

室長 望 月

望月孔明

工務部 下水道管理室

室長

貴 家 正 史

工務部 水道管理室 浄水課 係長

小 林 清 一 郎

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

工務部 水道管理室

浄水課 主任

鎌田

勝

工務部

下水道管理室 下水道課

技師

松田

直樹

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 3月31日